

令和6年度 第3回八千代市地域福祉計画 及び地域福祉活動計画策定・推進協議会

日 時 令和6年10月23日（水）

午前10時00分から

場 所 福祉センター第3・第4会議室

次 第

1 開会

2 報告

- ・計画策定の進捗状況について

3 議題

- ・八千代市地域福祉計画 八千代市地域福祉活動計画（素案）について

4 閉会

第 2 次 八 千 代 市 地 域 福 祉 計 画 ・ 八 千 代 市 地 域 福 祉 活 動 計 画

重層的支援体制整備事業実施計画

成年後見制度利用促進基本計画

令和 6 年 1 0 月

八 千 代 市

社会福祉法人 八千代市社会福祉協議会

(表紙 裏白)

目 次

第1章 計画策定にあたって	
1 計画策定の趣旨	1
（1）計画策定の背景	1
2 計画の性格と位置づけ	4
（1）計画の性格	4
（2）計画の期間	5
3 基本的な考え方	6
（1）地域福祉活動計画（社会福祉協議会策定）との関係	6
（2）計画を推進する地域のイメージ	7
（3）第1次計画の評価と今後の取組方針	8
4 策定体制	10
第2章 地域福祉を取り巻く状況	
1 人口等の状況	11
2 地域活動の状況	18
3 アンケート結果の概要	20
4 地域懇談会結果の概要	29
5 主な取組の成果と今後の課題	31
（1）第1次計画の取組成果	31
（2）今後の課題	34
第3章 第2次八千代市地域福祉計画・八千代市地域福祉活動計画	
1 基本理念	35
2 基本目標と施策体系	36
3 施策の方向性と取組	39
基本目標1 支え合い、助け合いの「ふくし文化」をはぐくむ 人づくり	39
（施策1）多様な生き方や多文化を認め合う市民理解の促進	40
（施策2）地域の居場所づくりの推進【重点①】	42
（施策3）ボランティア・地域活動の推進	43
基本目標2 誰もが安心して生きがいをもって暮らせる福祉のまちづくり	45
（施策4）防災を通じた福祉のまちづくりの推進	46
（施策5）生活の行動手段の工夫と体制整備【重点②】	48
（施策6）権利擁護を進める支援体制の充実【重点③】	49
（施策7）助け合い活動の担い手の養成	50
基本目標3 地域福祉を進める包括的支援の体制づくり	51
（施策8）誰一人取り残さない福祉総合相談体制の整備	52
（施策9）必要な情報の伝達手段の推進【重点④】	54
（施策10）医療・福祉サービス基盤の充実	55
（施策11）多機関協働による包括的支援のネットワークの構築【重点⑤】	56

第4章 重層的支援体制整備事業実施計画	
1 重層的支援体制整備事業の概要	57
2 基本的な考え方	59
(1) 基本方針	59
(2) 重層的支援体制整備事業の方向性	59
3 八千代市における重層的支援体制整備事業について	60
I 相談支援	61
(1) 包括的相談支援事業	61
(2) アウトリーチ等を通じた継続的支援事業	63
(3) 多機関協働事業	64
II 参加支援	65
III 地域づくり支援	66
4 重層的支援体制整備事業の推進体制	67
第5章 成年後見制度利用促進基本計画	
1 成年後見制度利用促進基本計画の背景	69
2 八千代市の現状及び課題	71
3 基本的な考え方	76
4 取組内容	77
(1) 成年後見制度等の理解促進と権利擁護支援策の充実	77
(2) 尊厳のある本人らしい生活を継続するための成年後見制度の運用改善等	77
(3) 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり	81
5 成年後見制度利用促進基本計画の推進体制	83
(1) 成年後見制度利用促進基本計画の進行管理	83
(2) 推進体制と機能	83
第6章 計画の推進と進行管理	
1 地域福祉を進める人材の育成と確保	87
2 地域の関係団体等による協働の取組	88
3 計画の進行管理と評価方法	89
(1) 計画の進行管理	89
(2) 評価方法	90
第7章 地区別計画	
1 地区別計画について	93
資料 編	
資料1 策定経過	115
資料2 設置要領と委員名簿	117

第 1 章 計画策定にあたって

(中とびら裏白)

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

(1) 計画策定の背景

我が国では、少子超高齢社会や核家族化の進行、世帯の少人数化の進行など、社会状況は大きく変化し、それに伴い福祉ニーズも多様化しています。八千代市（以下「本市」という。）は首都30キロ圏の位置と交通の利便性、自然環境の良さなどから首都圏のベッドタウンとして発展し、人口の増加傾向が続いています。しかし、地域社会に目を向けるとひとり暮らし世帯の増加や社会的孤立により支援の手が行き届かないなどの生活課題や社会問題が生じています。また、高齢化が進行する中で、認知症対策や判断能力が不十分な人の生活を支える成年後見制度の利用促進なども課題となっています。

こうした課題に対し、本市では、令和3年度に「八千代市地域福祉計画・八千代市地域福祉活動計画」を策定し、市民、地域・関係団体、市及び社会福祉協議会（以下「社協」という。）等が協働して役割を分かち合いながら、「ふくし文化」の土壌をはぐくんできました。

今回、「第2次八千代市地域福祉計画・地域福祉活動計画」（以下「本計画」という。）の策定にあたっては、近年の社会状況の変化とそれに伴う福祉ニーズの多様化等に対応していくため、「成年後見制度利用促進基本計画」と「重層的支援体制整備事業実施計画」を本計画に位置づけ、市民をはじめとする多くの関係機関や地域組織、事業所等が課題を共有しながら、地域共生社会（※）の実現に向け対策を講じ、市民一人ひとりが様々な地域の福祉課題を「我が事」として捉え、縦割りでない「丸ごと」の地域づくりを進めていくものです。

《地域共生社会》とは、

制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、市民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、市民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会のこと。

「地域福祉計画」は、次の5つの事項について具体的な内容を盛り込む必要があります。

- ① 地域における高齢者の福祉，障がい者の福祉，児童の福祉その他の福祉に関し，共通して取り組むべき事項
- ② 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- ③ 地域における社会福祉を目的とした事業の健全な発達に関する事項
- ④ 地域福祉に関する活動への住民の参加に関する事項
- ⑤ 包括的な支援体制の整備に関する事項

出典：市町村地域福祉計画，都道府県地域福祉支援計画の地域福祉計画策定ガイドライン

【社会福祉法第4条第2項の趣旨】

社会福祉法第4条第2項は、地域住民や福祉関係者が、(1)本人のみならず、その人が属する世帯全体に着目し、(2)福祉、介護、保健医療に限らない、様々な地域生活課題を把握するとともに、(3)行政などと協働し、課題を解決していくことが必要である旨を定め、「我が事・丸ごと」の包括的支援の理念を明確化しています。

(地域福祉の推進)

第4条

- 2 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。）、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題（以下「地域生活課題」という。）を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関（以下「支援関係機関」という。）との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

■ 社会福祉法改正等の動き（「地域共生社会」の実現に向けた地域づくりに関する経緯）

年	内 容
平成27年	「新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン」 ※福祉ニーズが多様化・複雑化していることを背景に、すべての人が世代や背景を問わず安心して暮らし続けられるまちづくり（全世代・全対象型地域包括支援）の必要性を提示し、包括的な相談体制や総合的な福祉サービスの提供など改革の方向性を示す。
平成28年	「ニッポン一億総活躍プラン」（閣議決定）に地域共生社会の実現が盛り込まれる。 「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部の設置 地域力強化検討会（地域における住民主体の課題解決力強化・相談支援体制の在り方に関する検討会）の設置 地域力強化検討会 中間とりまとめ
平成29年	社会福祉法改正案（地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律案）を提出 『「地域共生社会」の実現に向けて（当面の改革工程）」を「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部で決定 社会福祉法改正案の可決・成立 → 6月 改正社会福祉法の公布 ※改正法の附則において、「公布後3年を目処として、市町村における包括的な支援体制を全国的に整備するための方策について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。」と規定 地域力強化検討会 最終とりまとめ 「社会福祉法に基づく市町村における包括的な支援体制の整備に関する指針」の策定・公表及び関連通知の発出
平成30年	改正社会福祉法の施行
令和元年	地域共生社会推進検討会（地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会）設置 地域共生社会推進検討会 中間とりまとめ 地域共生社会推進検討会 最終とりまとめ ※市町村における包括的な支援体制の整備の在り方や、「断らない相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」の3つの支援を一体的に行う市町村の新たな事業の創設等について提示
令和2年	社会福祉法等改正法案（地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律案）を提出 改正社会福祉法の可決・成立 ※地域共生社会の実現を図るため、必要な環境を一体的かつ重層的に支援できるよう福祉分野に関連する法律に基づき事業を一体的に実施する重層的支援体制整備事業の創設等について規定
令和3年	改正社会福祉法の施行 市町村における包括的な支援体制の構築に関する改正
令和4年	第二期成年後見制度利用促進基本計画 閣議決定 地域共生社会の実現に向けて、担い手の育成や関係団体の連携強化が示される。

出典：厚生労働省「地域共生社会の実現に向けた市町村における包括的な支援体制の整備に関する全国担当者会議」資料等から作成

（１）計画の性格

- ## ■計画の位置づけ



(2) 計画の期間

○「第2次八千代市地域福祉計画」及び「第2次八千代市地域福祉活動計画」は、令和7年度から令和11年度までの5年間の計画とします。なお、3年目の令和9年度に中間評価を行います。

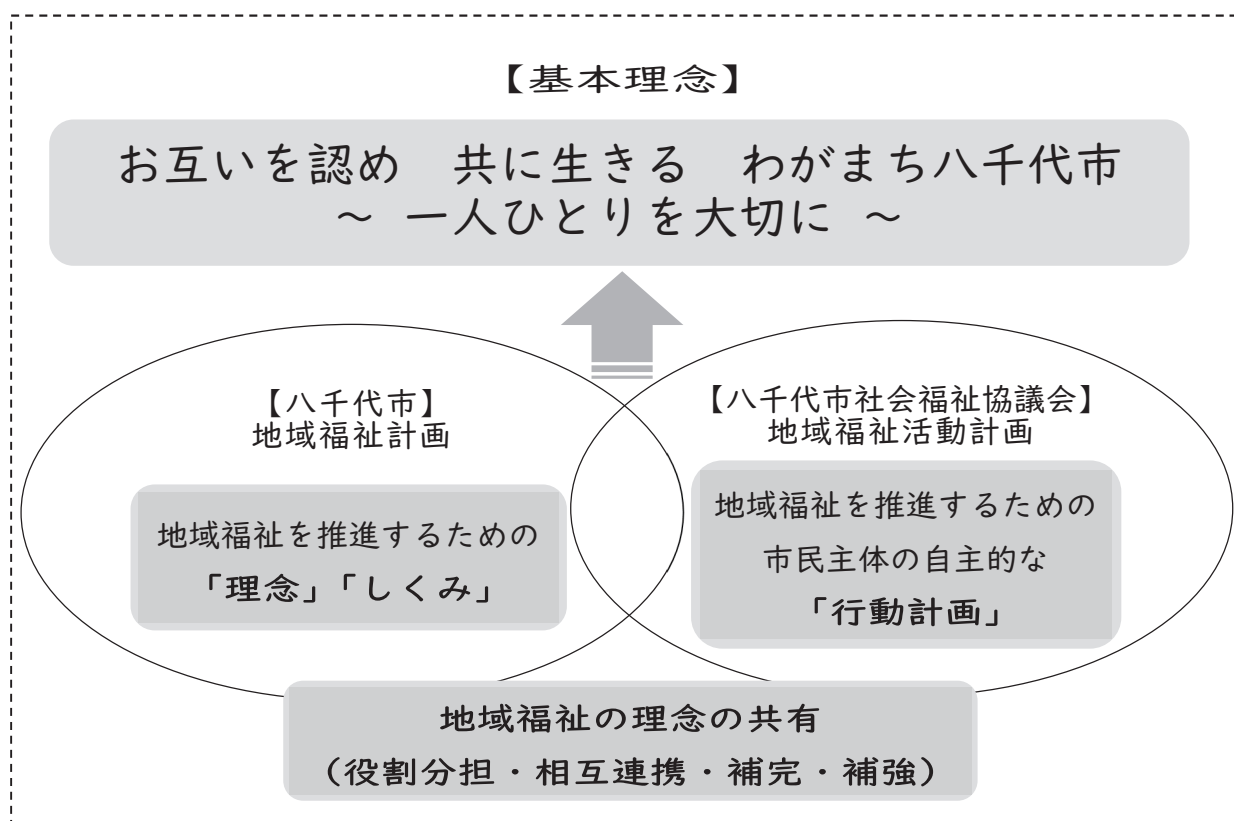
■計画の期間

年度 計画区分	令和 3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度	8 年度	9 年度	10 年度	11 年度
総合計画 基本構想	八千代市第 5 次総合計画（基本構想）								
地域福祉計画 （市）	第 1 次計画（R3～R6）				第 2 次計画（R7～R11）				
地域福祉活動計画 （市社協）	第 1 次計画（R3～R6）				第 2 次計画（R7～R11）				
高齢者保健福祉計画・ 介護保険事業計画	第 8 期			第 9 期			第 10 期		
障害者計画	第 5 次				第 6 次				
障害福祉計画・ 障害児福祉計画	第 6 期 第 2 期			第 7 期 第 3 期			第 8 期 第 4 期		
子ども・子育て支援 事業計画 （仮称）こども計画	第 2 期				第 3 期				
健康まちづくりプラン、いのちを支える まちづくりプラン	第 2 次 第 1 次		第 3 次 第 2 次						

3 基本的な考え方

(1) 地域福祉活動計画（社会福祉協議会策定）との関係

- 「地域福祉計画」は、地域の助け合いによる地域福祉を推進するための「理念」と「しくみ」をつくる行政計画です。一方、「地域福祉活動計画」は社協が地域福祉の推進を目的として策定する行動計画であり、地域で支え合い、助け合える地域共生社会の実現を進めるための、市民主体による自主的な計画となります。
- なお、社会福祉法第109条においては、市町村に設立された社協が地域福祉推進の中核的な担い手として明確に位置付けられており、本市においては八千代市社会福祉協議会が担っています。
- 本市では、「地域福祉計画」と「地域福祉活動計画」を両輪として、その理念や地域福祉推進の方向性などを市と社協が共有・連携することによって、一体的に地域福祉の推進を図るものです。

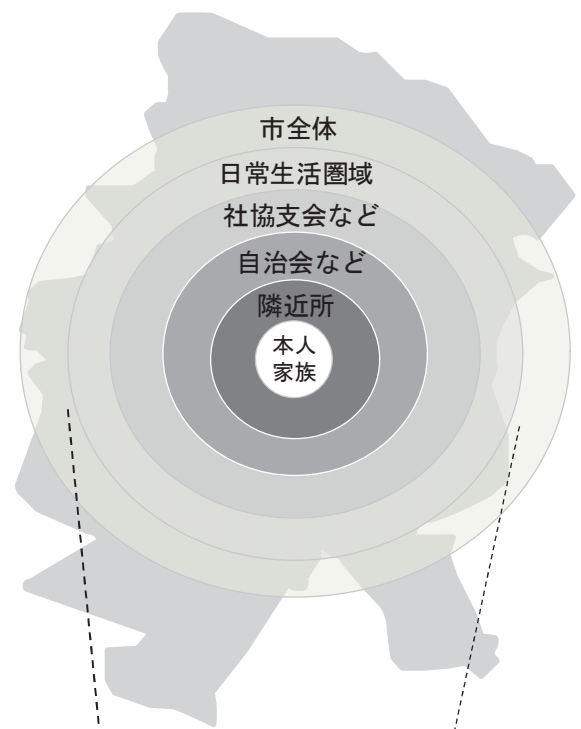


（２）計画を推進する地域のイメージ

○本計画は、これまでの文化や歴史性、人口規模等を考慮して、7つの日常生活圏域を基本圏域としています。

○また、社協の「地域福祉活動計画」では、身近な活動を展開していく単位として21の社協支会を設けています。

○しかし、市民の年齢や活動内容ごとに、小中学校区や自治会等、活動範囲は様々なグラデーションがあります。



7つの基本圏域
(日常生活圏域)

7つの基本圏域 (21支会)	主な範囲
阿蘇地域 (米本, 阿蘇北部)	下高野・米本・米本団地・神野・保品・堀の内・上高野（阿蘇米本学園区内）
村上地域 (村上, 上高野原, 村上中央)	村上・村上南・村上団地・下市場・勝田台北・上高野（村上東中学区内）
睦地域 (睦)	桑納・麦丸・吉橋・真木野・神久保・小池・桑橋・佐山・平戸・島田・島田台・尾崎・大学町
大和田地域 (小板橋, 大和田, 大新下, 萱田, ゆりのき台)	大和田・萱田・萱田町・ゆりのき台・大和田新田の一部（萱田中・大和田中の学区内）
高津・緑が丘地域 (大新上, 高津, 高津5・6街区, 高津団地, 緑が丘)	高津・高津東・高津団地・緑が丘・緑が丘西・大和田新田の一部（高津中・東高津中の学区内）
八千代台地域 (八千代台北西, 八千代台北東, 八千代台東, 八千代台南地区)	八千代台東・八千代台西・八千代台南・八千代台北
勝田台地域 (勝田台)	勝田・勝田台・勝田台南



(3) 第1次計画の評価と今後の取組方針

- 第1次計画では、基本理念に『お互いを認め 共に生きる わがまち八千代市 ～ 一人ひとりを大切に ～』を定め、3つの基本目標を立てて、以下、福祉のまちづくりの推進に取り組んできました。
- 基本目標1「支え合い・助け合いの「ふくし文化」をはぐくむ人づくり、地域づくり」では、福祉教育・ボランティア学習や地域の居場所づくり、地域の担い手の確保などに取り組んできました。その結果、地域コミュニティ活動と連携しながら、「ふくし文化」をはぐくむ人づくり、地域福祉活動が着実に推進されてきています。
- 基本目標2「誰もが安心して生きがいをもって暮らせる福祉のまちづくり」では、防災対策や外出が困難な方の行動手段の確保、権利擁護を進める支援体制、住民活動の活発化などに取り組んできました。その結果、様々な地域生活課題に対して各部署が連携し取り組むことで、誰もが安心して生きがいをもって暮らせる福祉のまちづくりが推進されてきています。
- 基本目標3「地域福祉を進める包括的支援の体制づくり」では、地域共生社会の理解促進に努めながら、情報のバリアフリーや生活困窮者等の自立支援といった福祉課題の対応に取り組んできました。その結果、福祉分野の相談窓口の充実が図られるとともに、福祉総合相談においては包括的支援体制の整備や、地域福祉活動のネットワークの構築が進んでいます。
- 八千代市地域福祉計画及び地域福祉活動計画策定・推進協議会では、市民アンケート結果等を踏まえ、上記の基本目標に基づく各施策の取組評価を行ったところ、第2次計画においては、今後、重点として取り組むべき施策として「居場所づくり」「行動手段」「権利擁護」「情報バリアフリー」「包括的支援のネットワーク」の5つの重点課題があげられています。

《ふくし文化》とは、

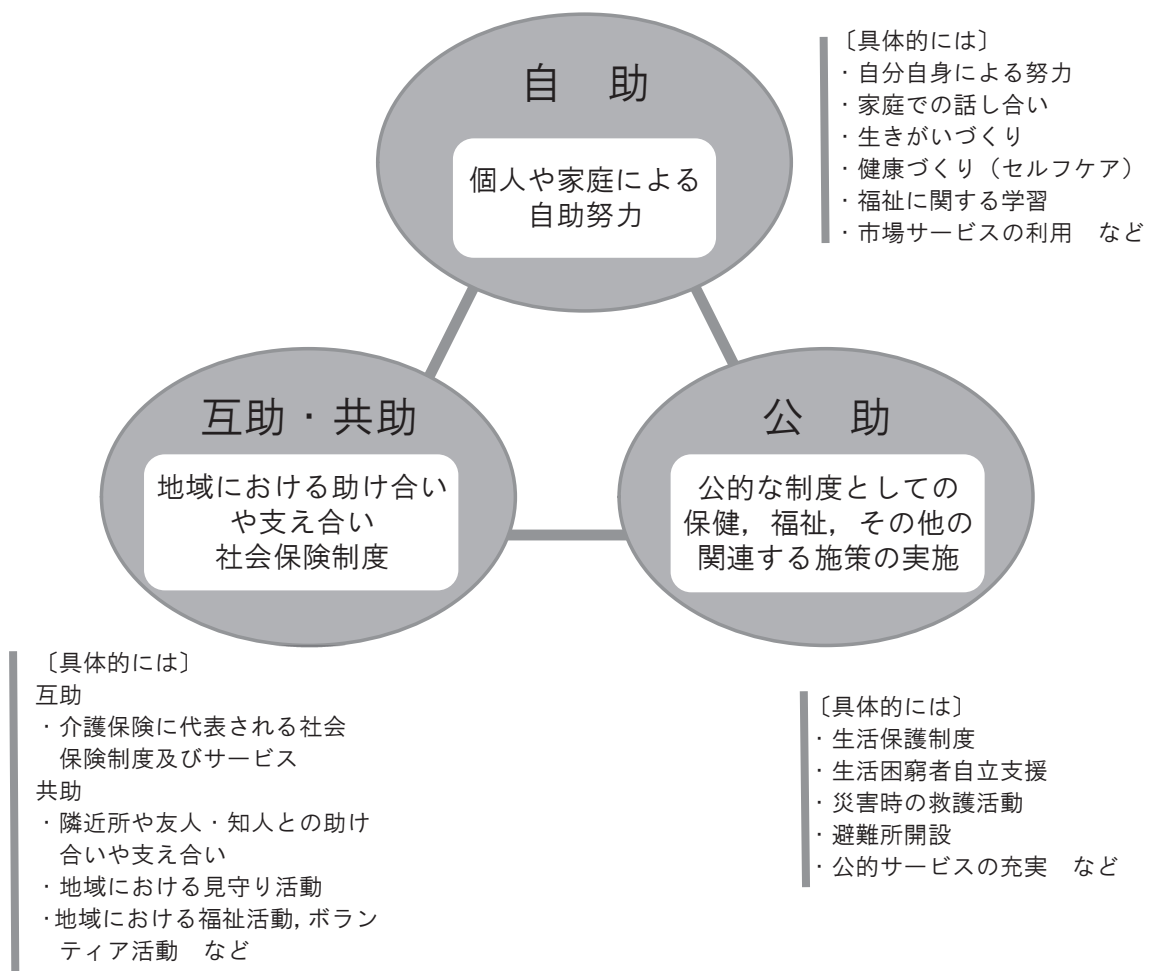
ボランティア活動や地域活動を通じて、支え合い・助け合いの機能を高めていくことは、地域生活課題の解決に向けて重要なことです。

多くの市民がそのことを理解し、主体的に取り組む、福祉の土壌を育んでいく文化を本市では「ふくし文化」として捉えています。

○今後の取組方針として、市民、地域・関係団体と共に包括的支援のネットワーク体制を築きあげ、多機関が協働して複雑化・複合化する福祉課題等に対応していきます。特に、「自助」だけでは解決が難しい福祉課題については、社協の支会活動など地域の力を活用し「互助・共助」による取り組みを強化していきます。それでも解決が難しい場合は「公助」による福祉サービスの提供に努めていきます。

○第2次計画では、国が示す地域共生社会の概念の下、生涯にわたってこのまちに暮らし続けたいと願う、福祉のまちづくりを推進していくため、「自助」「互助・共助」「公助」の取組を一体としながら、市民、地域・関係団体、市がそれぞれ役割を持ち、協働して「ふくし文化」の土壌をみんなではぐくんでいきます。

■地域福祉を推進する役割



4 策定体制

(1) 計画策定・推進協議会等

○市民及び地域の医療福祉関係者，地域福祉を担当する者からなる「八千代市地域福祉計画及び地域福祉活動計画策定・推進協議会」及び関係機関において，計画内容の審議を行いました。また，庁内の関係各課等と計画内容の調整と検討を行いました。

○庁内調整（市関係所管課等）

庁内の関係各課等に計画の進捗状況等を把握し，計画策定に向けたヒアリング等において取組を把握のうえ，計画内容の調整と検討を行いました。

(2) アンケート調査

○市民ならびに市内のボランティアグループ，市民活動団体，社会福祉協議会の支会に対して地域福祉に関するアンケート調査を実施し，計画に反映しました。

種 類	調 査 対 象 者	調査方法	有効回答数
① 市民アンケート	市内在住の 16 歳以上， 3,000 人を無作為抽出	郵送配布，郵送回収（Web アンケート併用）	1,212 票 (40.4%)
② 団体アンケート	市内のボランティアグループ，市民活動団体，社会福祉協議会の支会等 365 人	郵送配布，郵送回収	138 票 (37.8%)

【調査期間】令和 5（2023）年 10～11 月実施

(3) 地域懇談会及び児童生徒に対する意見把握等

○市内 21 か所の支会エリアごとに『わがまち元気プロジェクト（地域福祉懇談会）』を開催し，小地域ごとの取り組みや福祉課題の共有化を図りました。

○市内の小中学校・義務教育学校を抽出し，小学 5 年生及び中学 2 年生を対象にアンケート調査を実施するとともに，社協の福祉出前講座等において児童生徒の意見把握を行いました。

(4) パブリックコメントの実施

○計画内容について，広く市民から意見を聴取するため，パブリックコメント（意見聴取）を実施しました。

第2章 地域福祉を取り巻く状況

(中とびら裏白)

第2章 地域福祉を取り巻く状況

1 人口等の状況

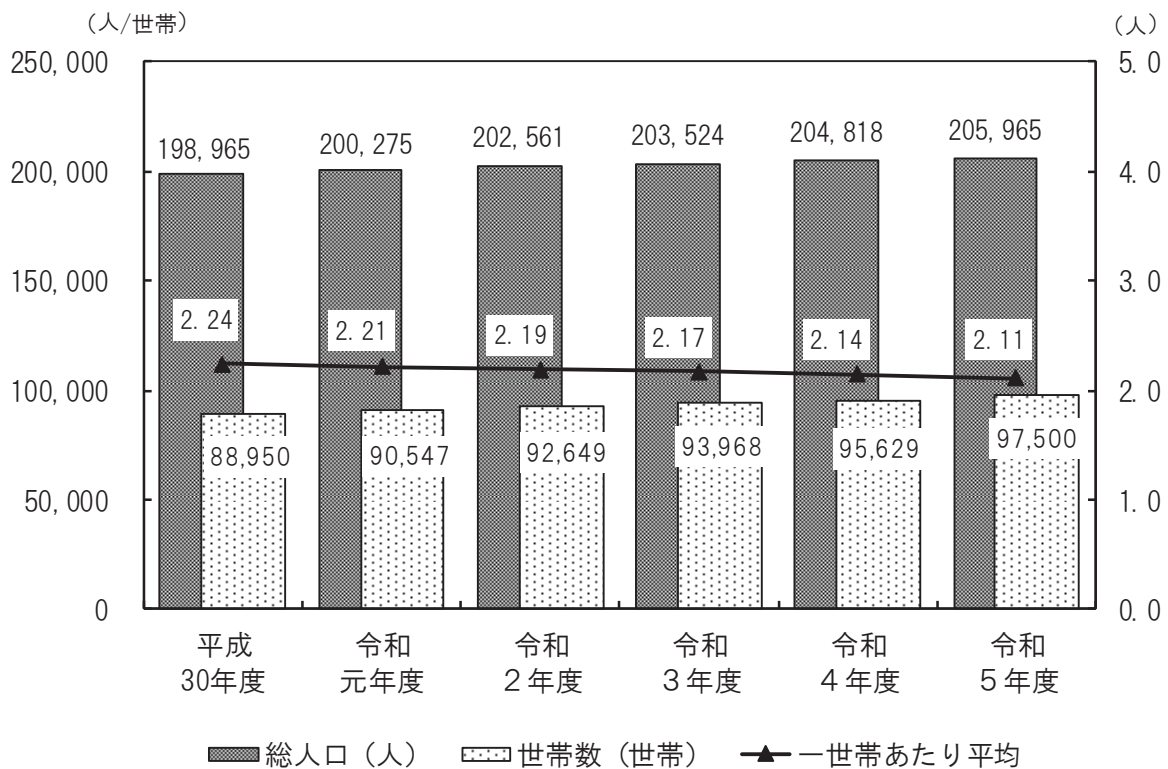
(1) 人口等の状況

本市の総人口ならびに世帯数ともに、増加傾向が続いています。

本市の総人口の推移をみると、令和5年度は205,965人で、全国的に人口減少局面を迎えている中でも人口の増加傾向が続いています。

また、世帯数をみても、令和5年度は97,500世帯で増加しています。

■人口・世帯の推移

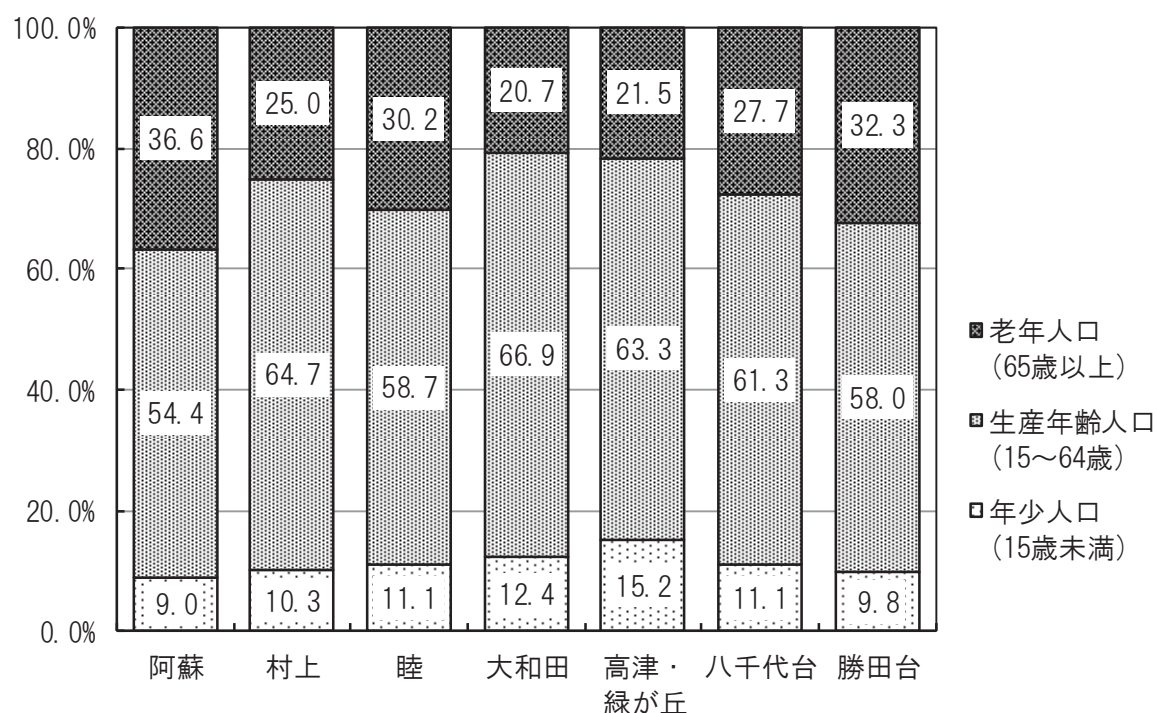


資料：戸籍住民課『住民基本台帳』（各年度3月末現在）

市内の地域別の年齢3区分別人口の割合をみると、老年人口は「阿蘇地域」が37.2%で最も高く、次に「勝田台地域」が33.0%が続いています。

また、年少人口は「高津・緑が丘地区」が15.3%で、他の地域よりも高く、地域ごとに年齢構成に違いがみられます。

■地域別の年齢3区分別人口の割合（令和5年度3月末）



■地域別の年齢3区分別人口の推移

	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
阿蘇地域	9,554	9,596	9,768	9,755	9,489
村上地域	33,907	33,742	33,779	33,918	34,151
睦地域	7,222	7,157	7,232	7,236	7,212
大和田地域	50,551	50,587	50,574	49,846	50,703
高津・緑が丘地域	52,588	51,684	50,880	49,304	53,156
八千代台地域	34,835	34,556	34,157	33,955	34,945
勝田台地域	16,161	16,202	16,171	16,261	16,309

資料：情報政策課「7圏域人口集計表」（各年度3月末現在）

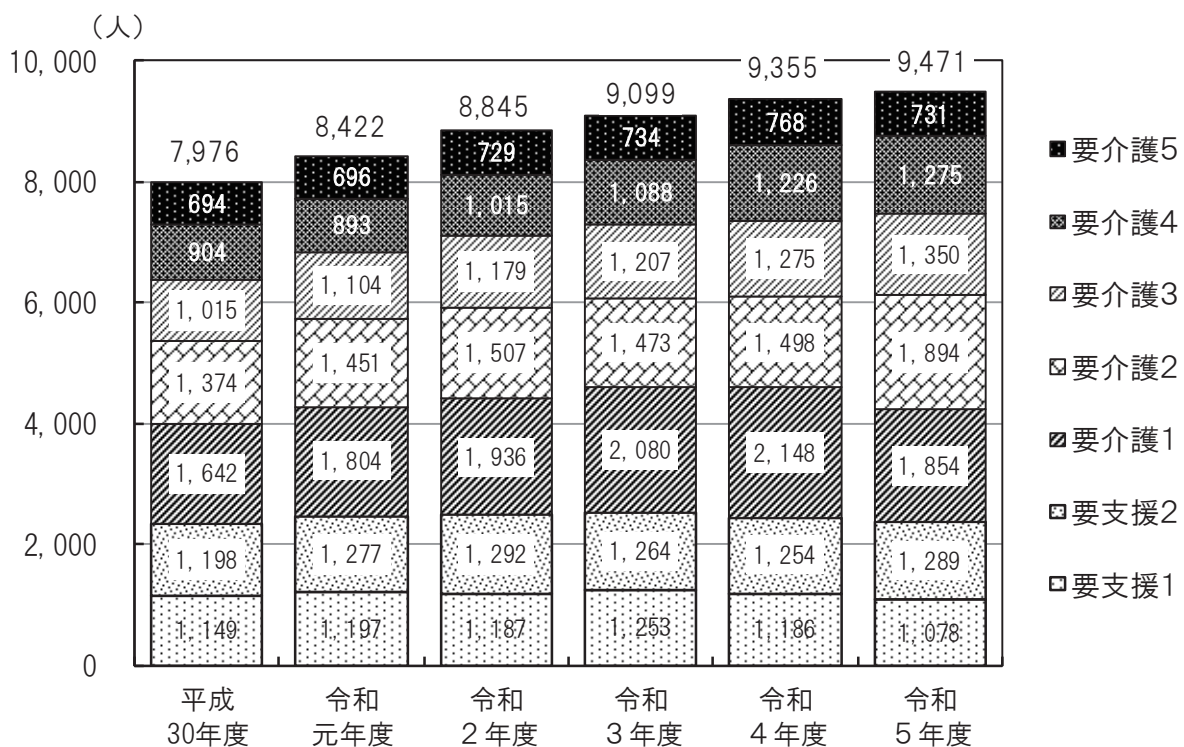
(2) 高齢者の状況

要支援・要介護認定者及び高齢者のひとり暮らし世帯が増加しています。

令和5年度の要支援・要介護認定者は9,471人で「要介護2」の人数が多くなっています。さらに、高齢者のひとり暮らし世帯の割合が増加しています。

また、「八千代市人口ビジョン」の中長期推計によると、総人口は令和12年度頃を境に減少局面に入りますが、高齢者数は一貫して増加傾向が見込まれています。

■ 要支援・要介護認定者の推移



資料：長寿支援課『介護保険事業状況報告』（各年度3月末現在）

■ 65歳以上の高齢者のいる世帯

(単位：人(％))

	単位	総世帯	高齢者のいる世帯	高齢者のいる世帯の内訳	
				ひとり暮らし世帯	高齢夫婦世帯
平成22年	世帯	74,765	25,161	5,584	6,906
	(%)		(33.7%)	(7.5%)	(9.2%)
平成27年	世帯	78,280	30,165	7,848	8,813
	(%)		(38.5%)	(10.0%)	(11.3%)
令和2年	世帯	85,032	32,449	9,580	9,533
	(%)		(38.2%)	(11.3%)	(11.2%)

資料：国勢調査（各年10月1日時点）

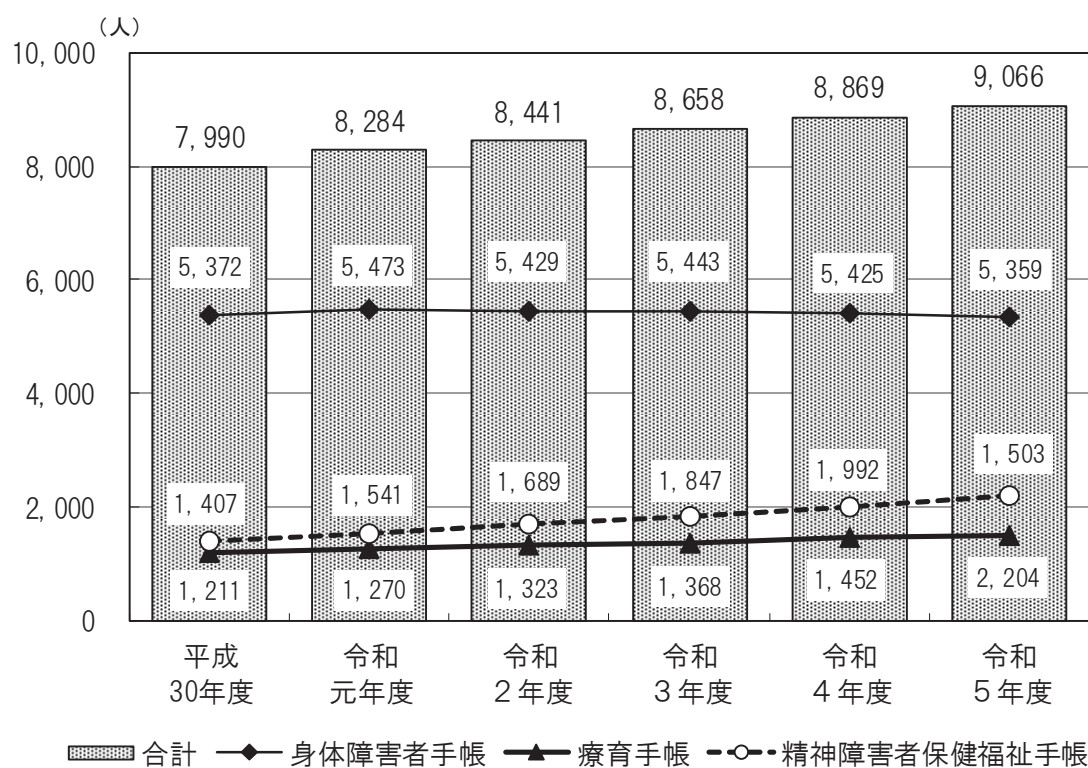
(3) 障害者（児）の状況

療育手帳と精神障害者保健福祉手帳の所持者が増加しています。

本市の障害者手帳の所持者は増加傾向です。そのうち、身体障害者手帳所持者がやや減少していますが令和5年度は5,359人です。

なお、療育手帳と精神障害者保健福祉手帳の所持者は増加傾向です。

■障害者手帳所持者の推移



資料：障害者支援課（各年度3月末現在）

注）障害者手帳：身体障害のある人は「身体障害者手帳」、知的障害のある人は「療育手帳」、精神障害のある人は「精神障害者保健福祉手帳」がそれぞれ申請・認定等のうえ交付されます。

(4) 子どもの状況

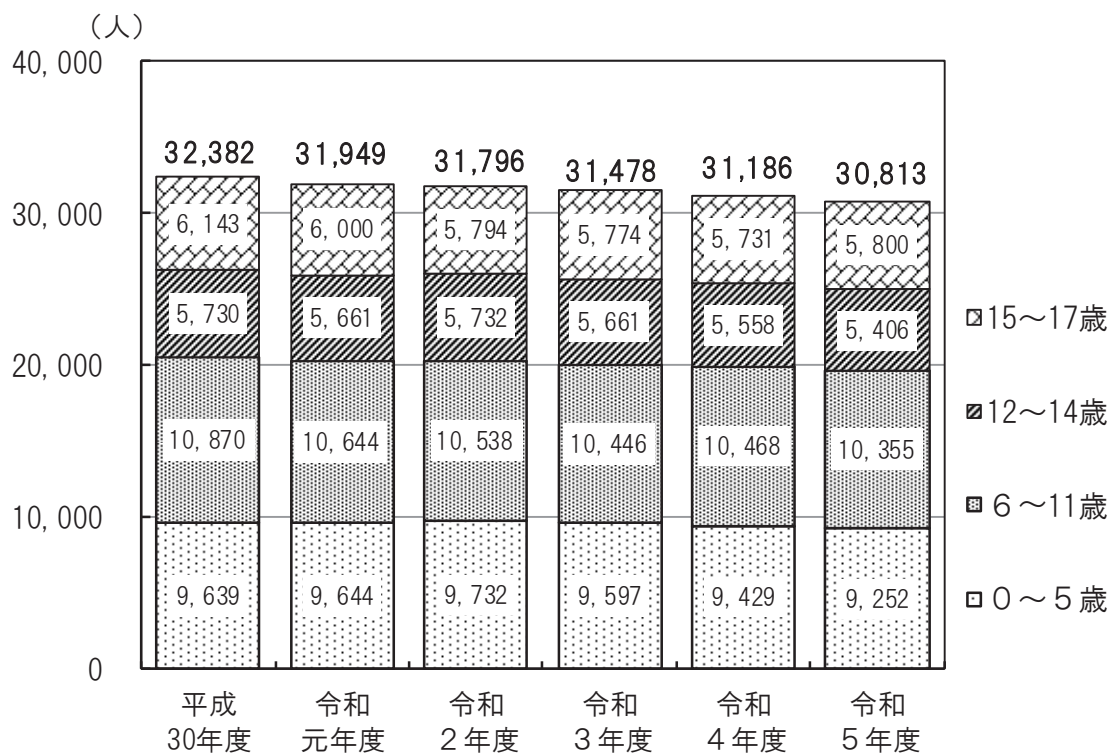
本市の子ども数は、やや減少傾向となっています。

全国的に少子化傾向の中で、本市の子ども数も若干減少しています。

令和5年度現在を年齢別でみると、0～5歳（未就学）が9,252人、6～11歳（小学生）が10,355人、12～14歳（中学生）が5,406人、15～17歳（高校生）が5,800人となっています。

「子ども相談センター」では、18歳未満の子どもとその家庭の総合相談窓口として、電話・面接・家庭訪問等による相談を受け、子どもの健全育成を支援しています。令和5年度は、延べ53,687件（実件数1,861人）の相談に対応し、虐待に関する内容が最も多くなっています。

■子どもの人口の推移



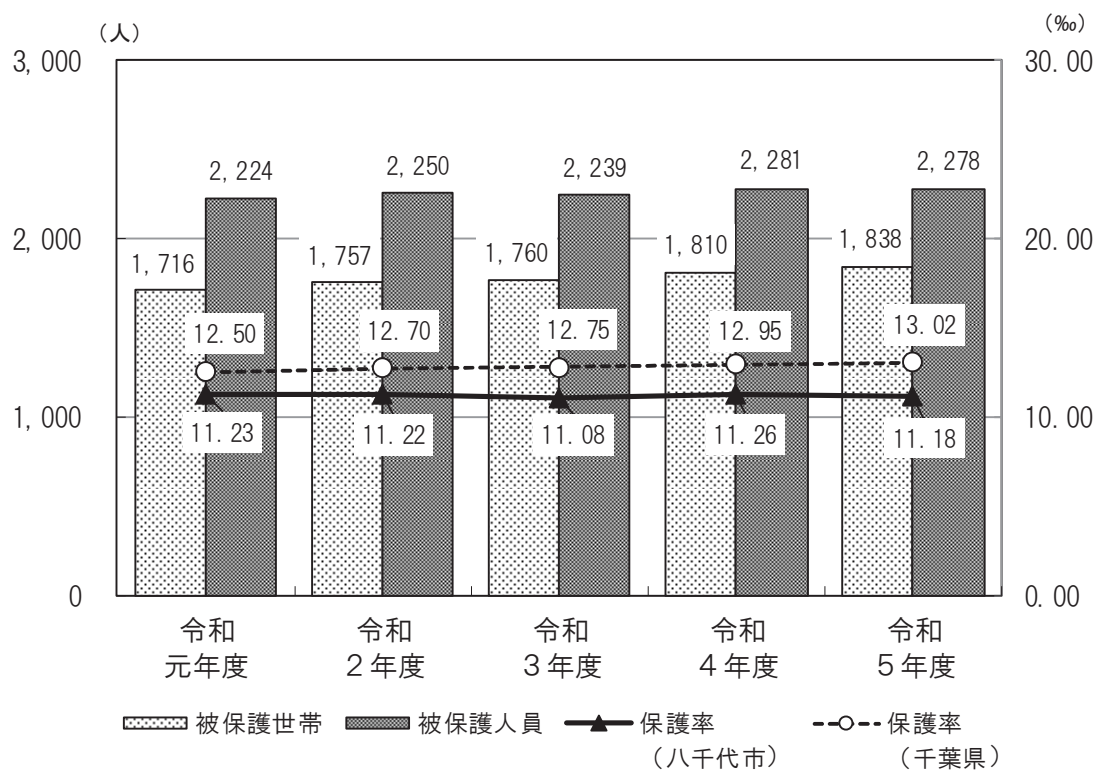
資料：戸籍住民課『住民基本台帳』（各年度3月末現在）

（５）生活保護の状況

被保護人員及び被保護世帯は、やや増加傾向です。

生活保護の状況をみると、令和５年度の被保護人員は2,278人、被保護世帯は1,838人でやや増加傾向です。本市の保護率は11.18‰（パーミル：人口千対）で、県と比べてやや低い状況にあります。

■生活保護の推移

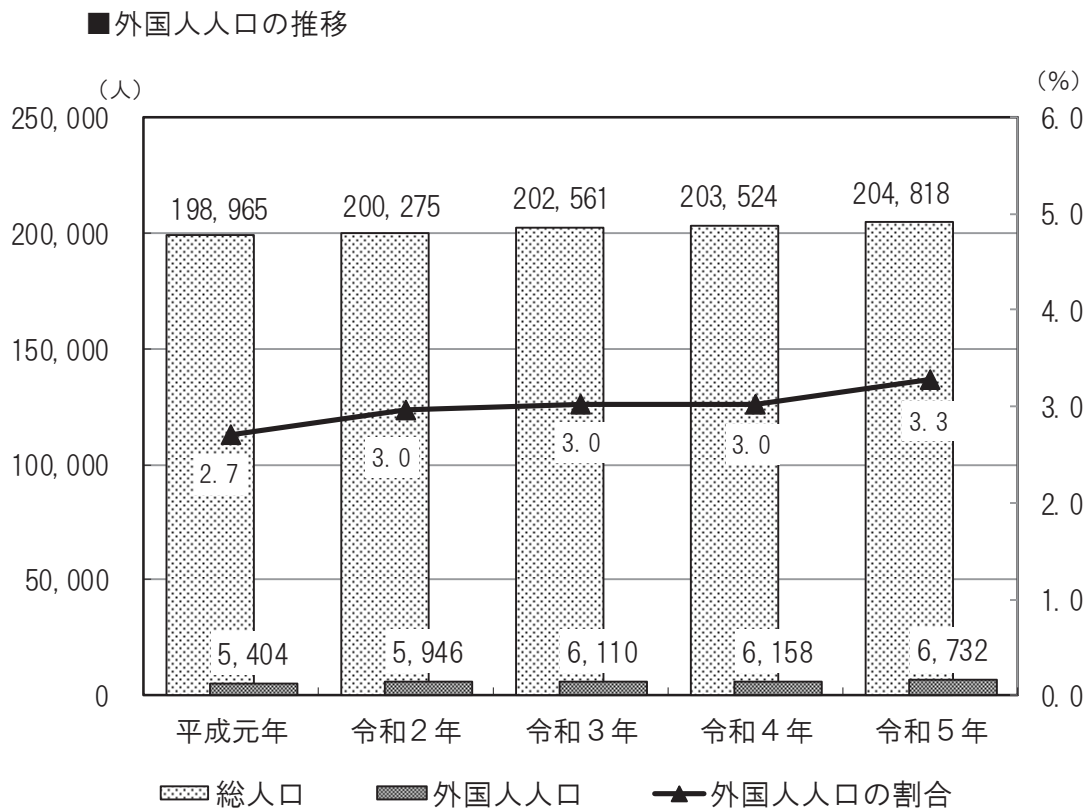


資料：生活支援課（各年度３月末現在）

(6) 在住外国人の状況

総人口に占める在住外国人の割合は増加傾向です。

在住外国人の状況をみると、令和5年度末現在、外国人人口は6,732人で、総人口に占める割合は3.3%で増加傾向にあります。



資料：戸籍住民課『住民基本台帳』（各年度3月末現在）

2 地域活動の状況

(1) 社会福祉協議会・社協支会

社協は、社会福祉法第109条に地域福祉の推進を図ることを目的とする団体として位置づけられています。社協では、市民が住み慣れたまちで安心して生活することのできる福祉のまちづくりの実現を目指し、地域にある様々な社会資源とのネットワークをつくり、市民と協働して地域福祉活動を推進しています。

また、市内に21の社協支会が組織されており、市民一人ひとりの生活課題を地域全体の課題として捉え、その解決に向けてお互いが支え合いながら、誰もが安心して暮らせるまちづくりに向けて取り組んでいます。

(2) 民生委員・児童委員協議会連合会

民生委員・児童委員は、ひとり暮らしの高齢者や障害のある方への医療・介護など生活上の心配ごとや、子育ての不安などの相談相手として活動してより、行政の各機関につないだり、福祉サービスの紹介などを行っています。

本市では、八千代市民生委員・児童委員協議会連合会が組織されて活動が行われています。

(3) ボランティア・市民活動

市内には、地域社会を住みよくする活動や支援を必要としている人を支える活動などが行われています。

令和5年4月より、地域福祉活動の中心的な役割を担う「八千代市ボランティアセンター」と「八千代市市民活動サポートセンター」が機能統合し、新たに「八千代市ボランティア・市民活動推進センター」として、福祉分野を超えた市民活動団体も加わって取り組んでいます。

（４）社会福祉法人・NPO法人

社会福祉法人は、社会福祉事業を行うことを目的として、社会福祉事業のほか公益事業及び収益事業を行うことができます。また、NPO法人は、保険・医療・福祉分野，社会教育分野，まちづくり分野，災害救援分野，地域安全分野，人権分野など多岐にわたり，様々な社会貢献活動を行っています。

（５）福祉団体

市内には、分野別の福祉団体が組織されています。

保護司会は、犯罪や非行をした人の立ち直りを地域で支える民間のボランティアとして更生保護の活動に取り組んでいます。令和6年4月1日現在、八千代市では31名の保護司が法務大臣から委嘱されています。

長寿会は、地域の高齢者が交流を深めるために自主的に組織された団体です。赤十字奉仕団は、赤十字ボランティアの一つとして、「人道」という赤十字の精神や救急法等の普及，活動資金の募集，災害時の活動，献血推進など赤十字事業を推進するための団体です。

共同募金会は、赤い羽根をシンボルとする共同募金運動を行う社会福祉法人で、都道府県ごとに組織されています。他にも、障害のある人自身の立場から、人権の保障，社会への参加を推進する障害当事者団体など，それぞれの組織の目的の下，幅広い活動が展開されています。

（６）その他の様々な地域活動

地域においては、サロン活動や世代間交流，見守り活動や地域のお祭りなど，個人や団体が多様な活動に自主的・自発的に取り組んでおり，地域福祉の推進において重要な役割を担っています。

近年は様々な子どもたちに対し，食事の提供を通じて，食育や地域における居場所確保の機会を提供する「子ども食堂」といった活動が，社協や地域ボランティア等によって行われています。

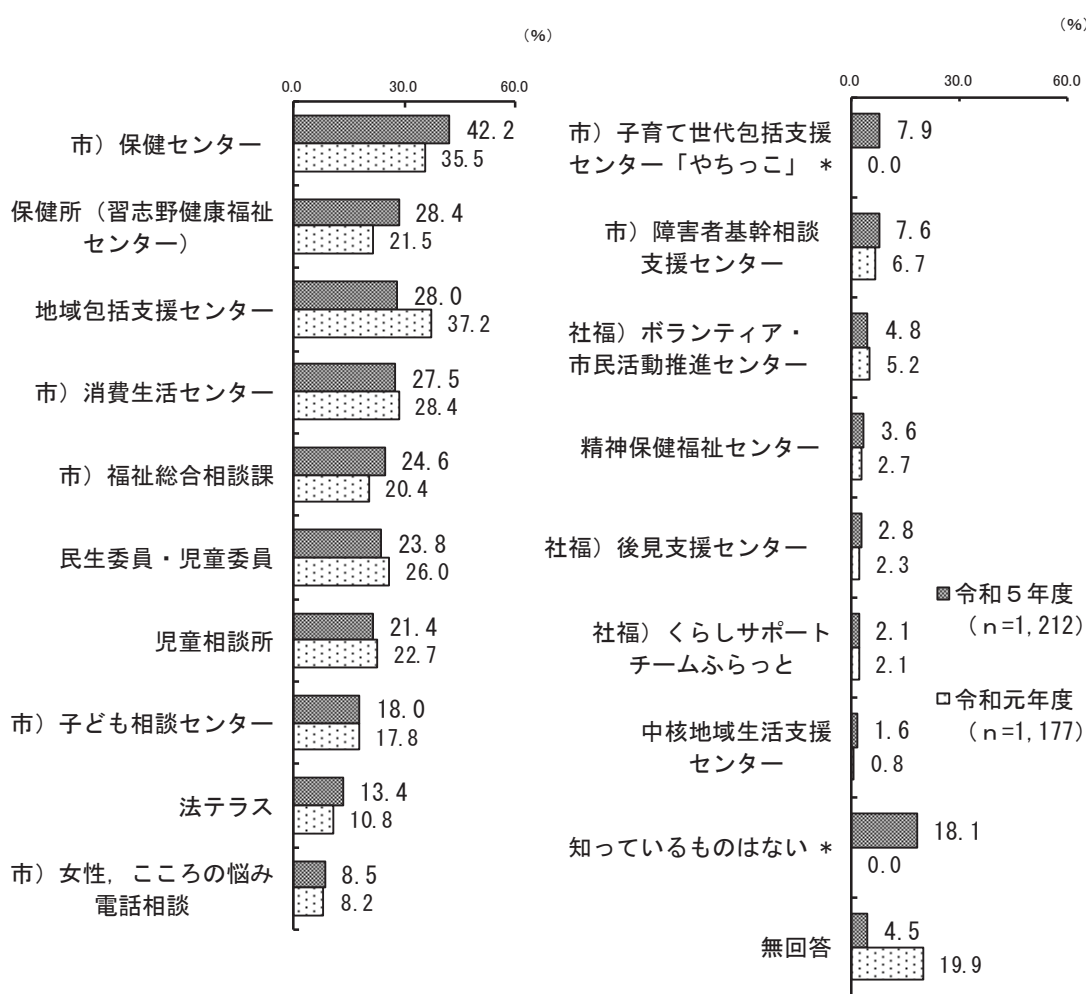
3 アンケート結果の概要

(1) 困りごとの相談先について

○困りごとの相談先の認知度をみると「市）保健センター」が最も高く、次に「保健所（習志野健康福祉センター）」が続いており、前回調査よりも高い割合になっています。

○また、相談先について「知っているものはない」との回答が約2割あります。

図 相談先の認知度【複数回答】



*は、令和元年度に項目なし

(2) 外出について

○外出の頻度を地域別でみると、交通の利便性によって外出の頻度に違いがみられます。主な外出先は、商業施設や病院が比較的高い結果でした。

○また、85歳以上の方の外出頻度をみると「週に1～2回外出」と「月1～2回外出」を合わせて約4割で、高齢になるにつれて外出の頻度が少なくなる傾向がみられます。

図 外出の頻度【地域別】

(総数=1,212人)

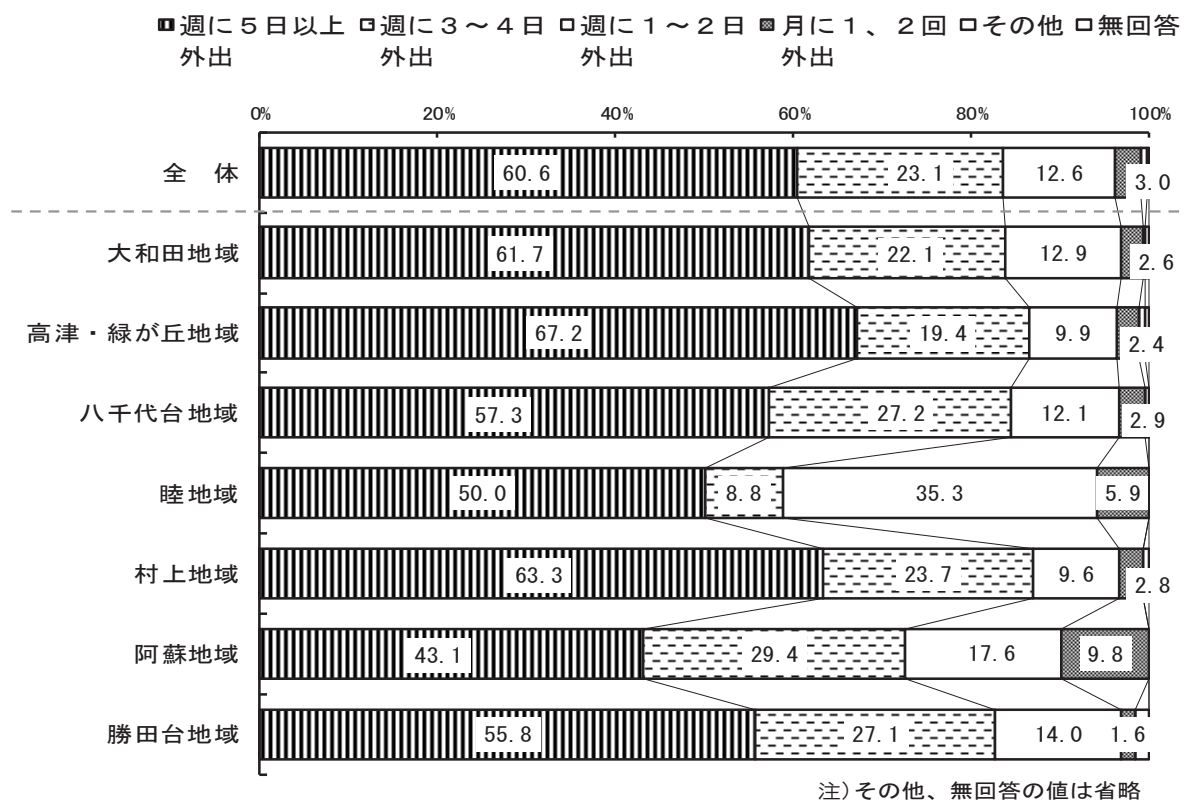
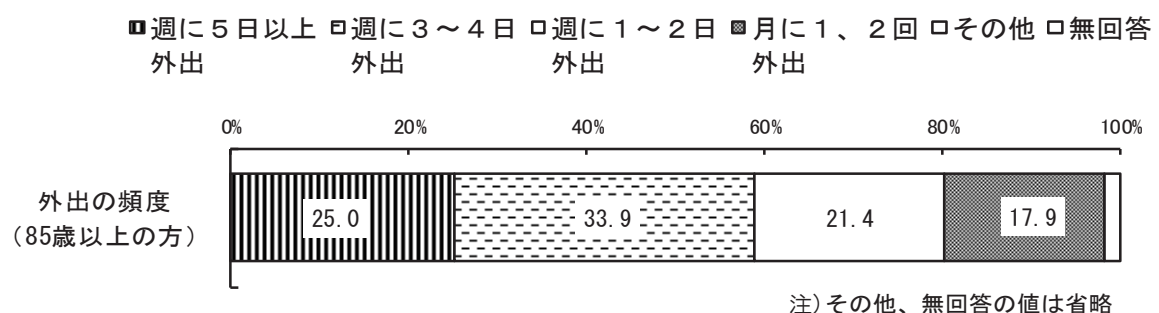


図 外出の頻度【85歳以上の方】

(総数=56人)

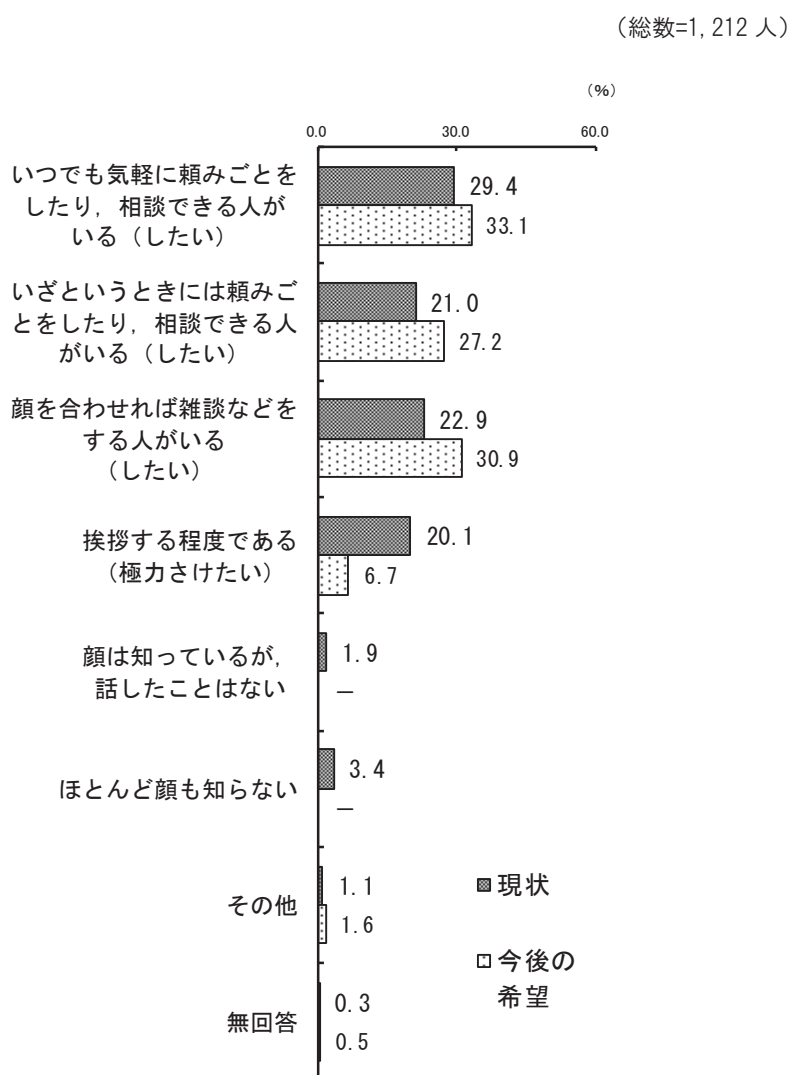


(3) 近隣との関わりについて

○近所との関わりの現状をみると、「いつでも気軽に頼みごとをしたり、相談できる人がいる」との回答が約3割で最も高い結果でした。

○また、今後の希望をみると、現状よりも身近な人との付き合いを深めたいとの回答が比較的高くなっています。

図 ご近所との付き合い方



(4) ボランティア活動・地域活動について

○機会があれば参加したい地域活動は、「文化・芸術・スポーツなどのサークル活動」が最も高く、次に「道路や公園などの清掃活動」「祭りや盆踊り、運動会などのイベント」が続いています。

○また、参加意欲はあっても「仕事などで忙しく時間がない」といった回答が高いほか、「参加する方法がわからない」との理由も27.3%あります。

図 機会があれば参加したい地域活動【複数回答】

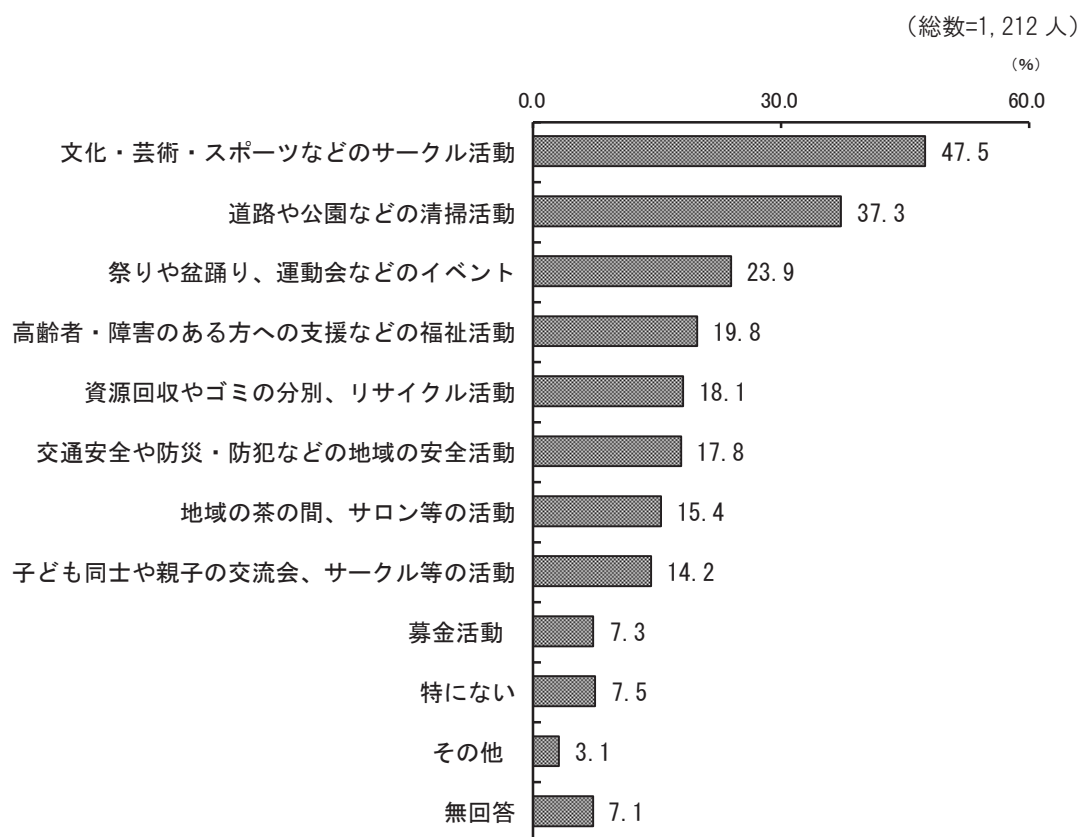
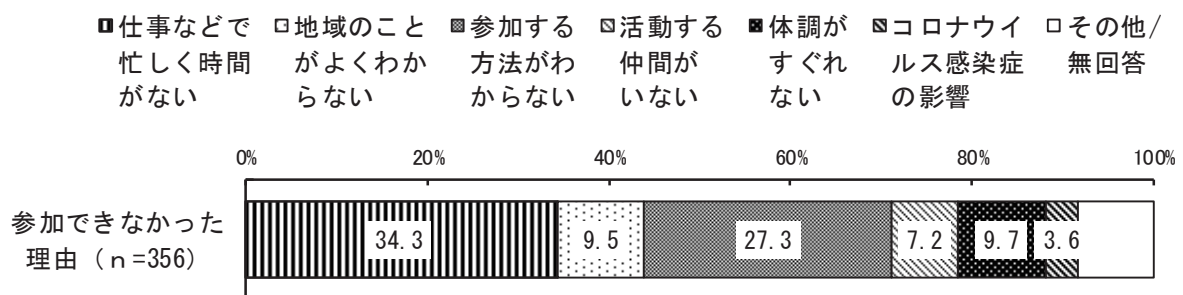


図 参加できなかった理由



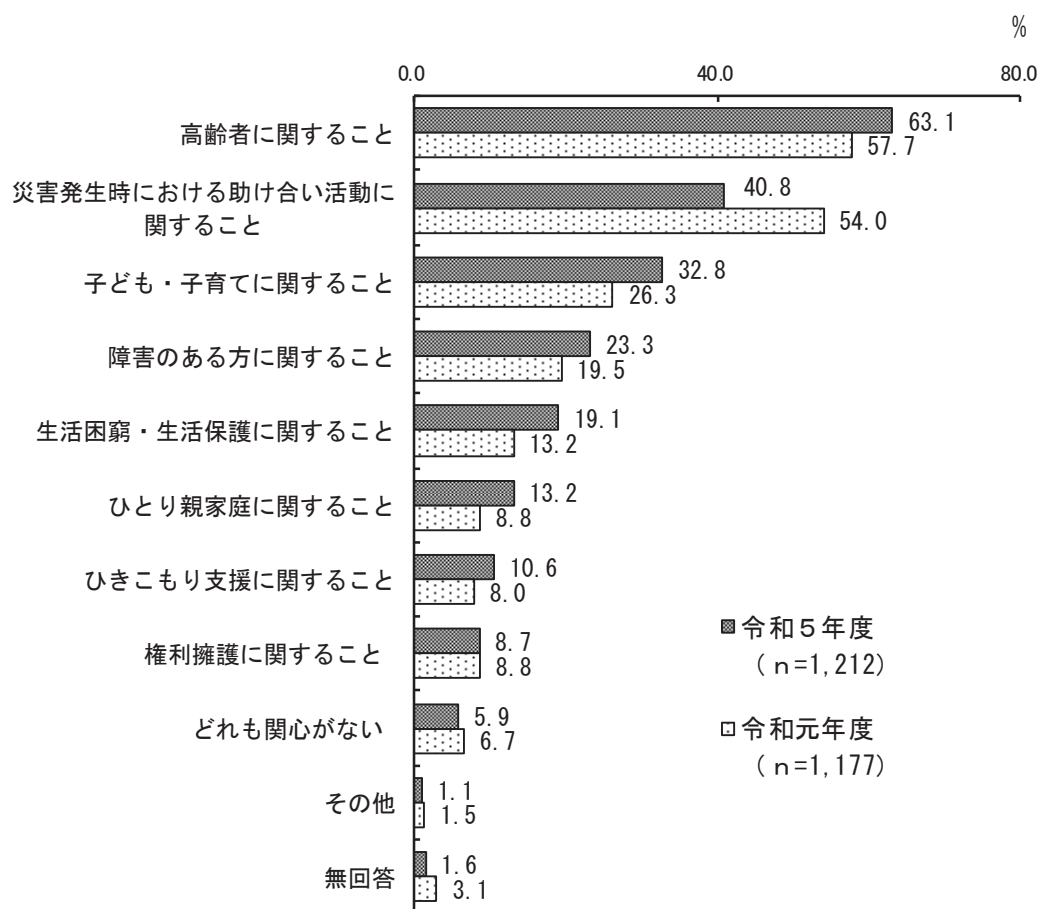
注) その他/無回答の値は省略

（５）福祉サービスについて

○公的な福祉に関心があることは、「高齢者に関すること」と「災害発生時の助け合い活動」が高い割合でした。

○また、前回調査と比べると、高齢者，子ども・子育て，障害のある方，生活困窮者，ひとり親家庭，ひきこもりなど多くの項目で割合が増加しています。

図 公的な福祉に関心があること【複数回答】



(6) 社会的な課題について

○いわゆる“社会的な孤立”状態となる人に対してできるとこととして「積極的に地域の人で挨拶や声をかけあうようにする」や「変わった様子がないか、日ごろから気にかける」といった行動が前回調査と同様に高い割合です。

○また、虐待を見聞きした経験は1割未満でしたが、見聞きしたときの対応として「何もできない」や「関わりたくない」との回答もあります。

図 社会的孤立に対してできること【複数回答】

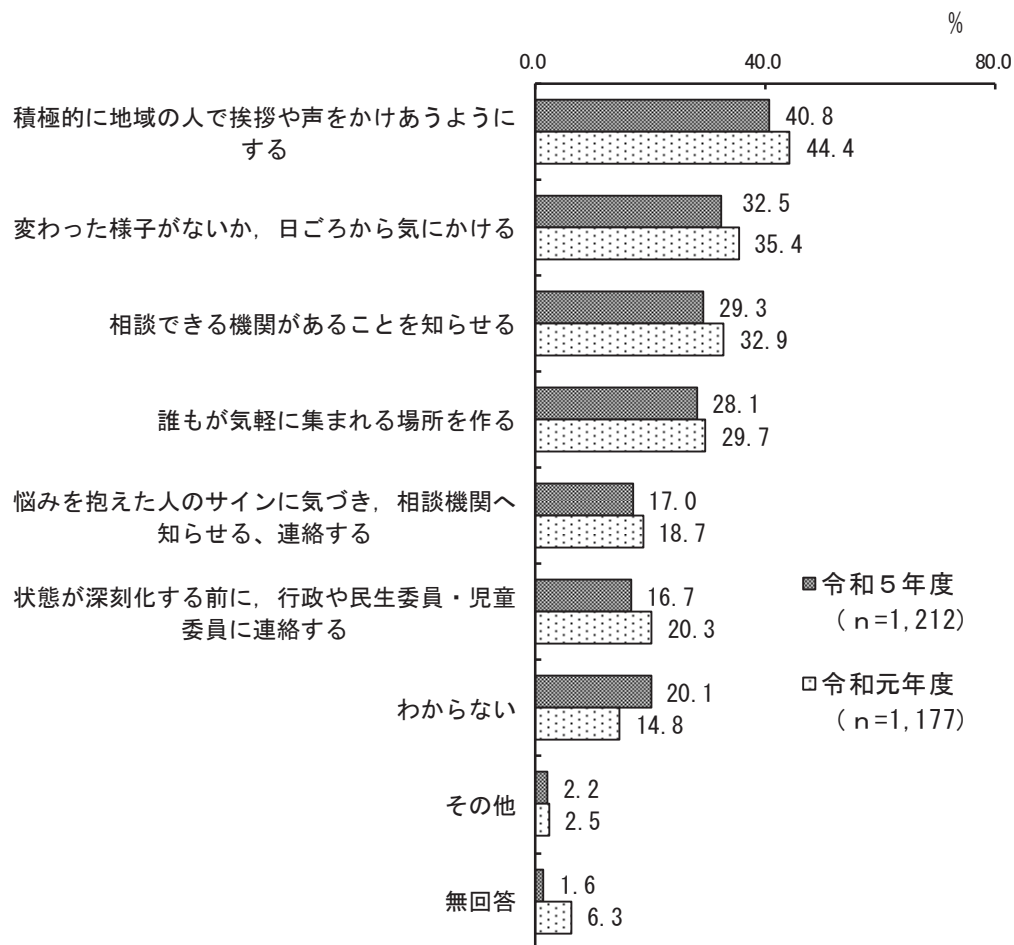
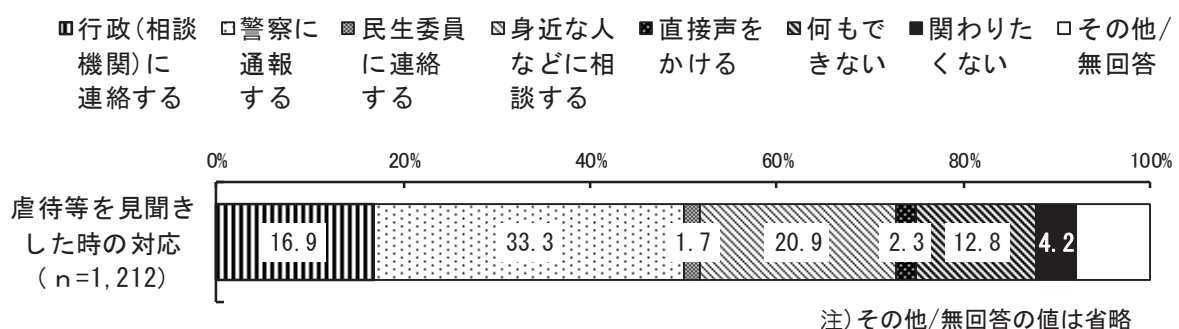


図 虐待等を見聞きしたときの対応



(7) 災害時の助け合いについて

○今後、災害発生時に出来そうなこととして「安否確認」が最も高く、次に「救援物資の区分け」「救助の手伝い」といった項目が続いています。

○また、地域の防災活動への参加は13.0%に止まっており、「参加していない」や「防災活動が実施されているかわからない」との回答が上回っていました。

図 災害時に協力できそうなこと【複数回答】

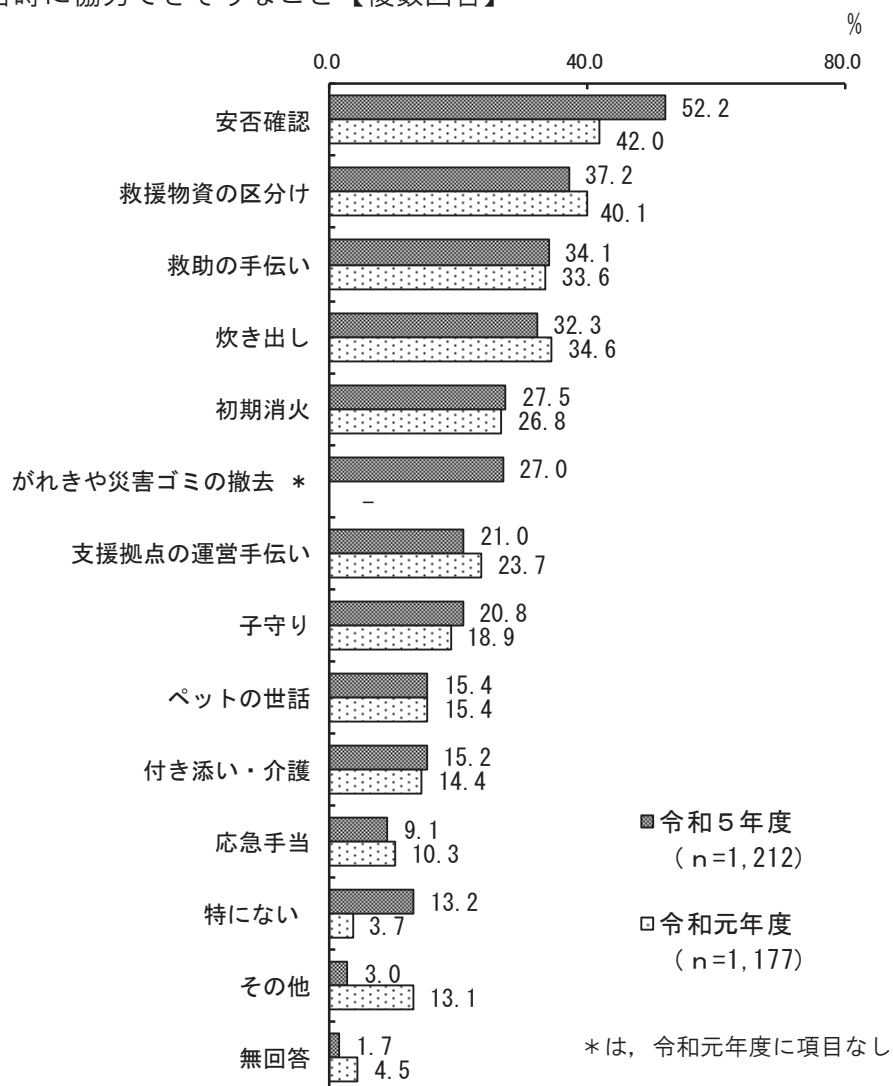
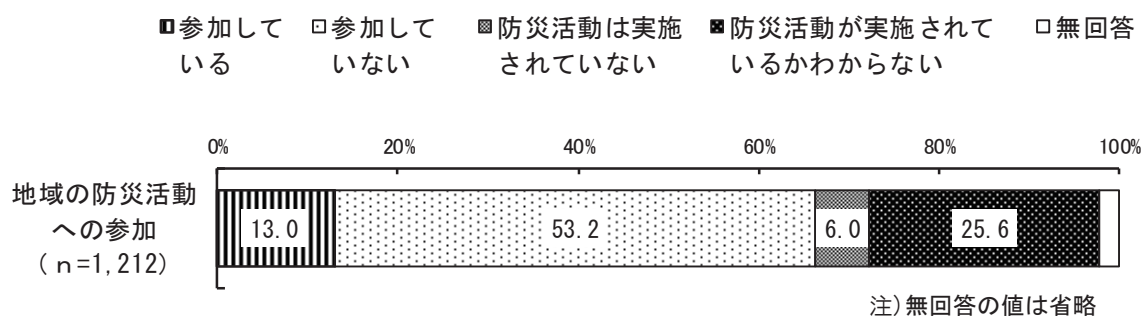


図 地域防災活動への参加



(8) 地域福祉について

○地域住民の支え合い・助け合いの必要性は9割以上の市民が感じています

○支え合い活動として有効だと思うことは「気軽に相談できる身近な地域の相談機関」が高く、他にも「地域の支え合い活動のための組織や団体づくり」などがあげられていました。

図 地域福祉の必要性

(総数：1,212人)

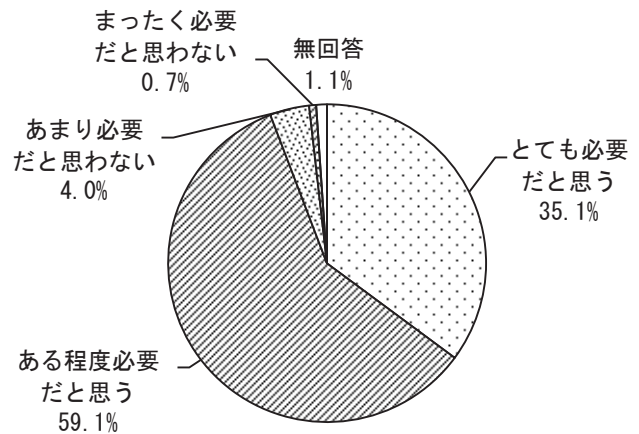
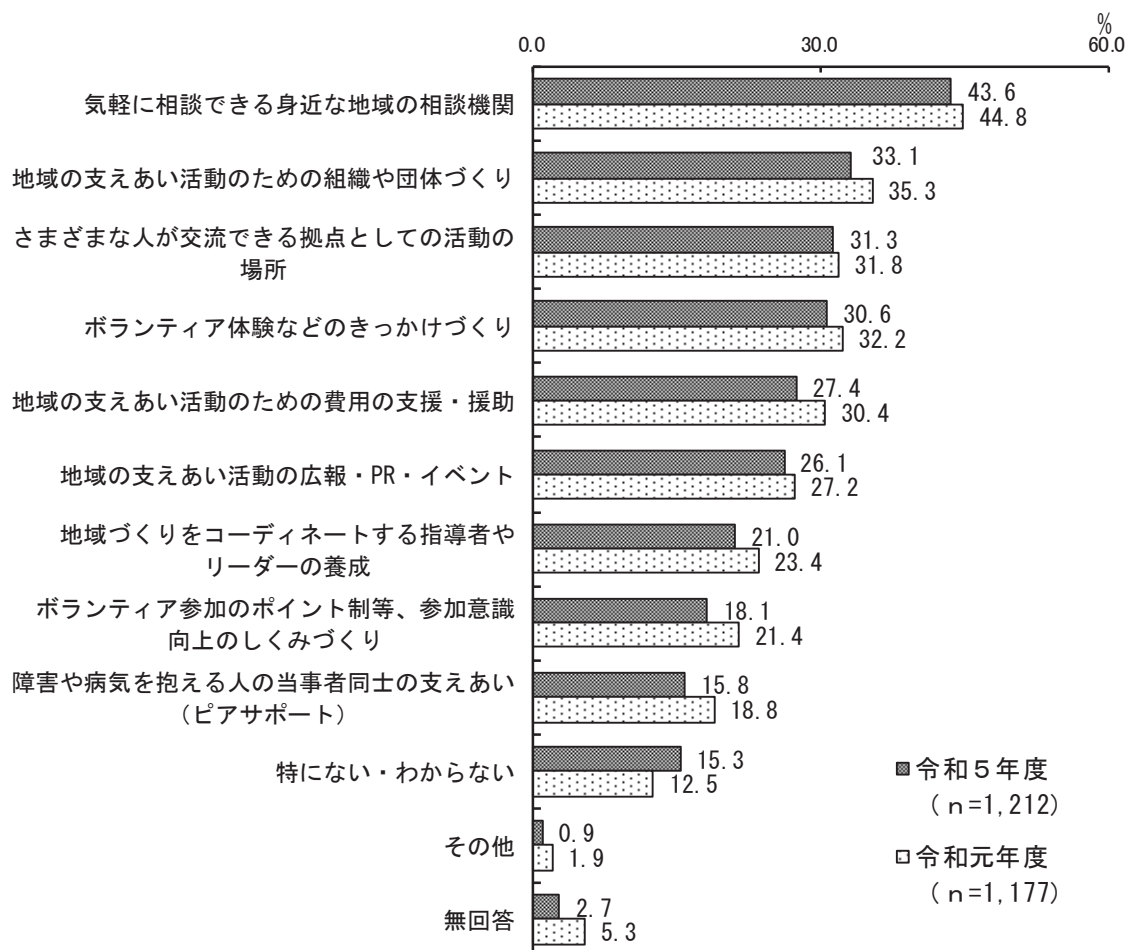


図 支え合い活動として有効だと思うこと【複数回答】



(9) 団体アンケートについて

○団体アンケートは、市内の障害者，高齢者，子ども分野の福祉施設，NPO法人，ボランティア活動推進センターに登録のボランティアグループ，市民活動団体，社協支会などから回答がありました。

○活動上の課題としては、「メンバーの高齢化」や「新しいメンバーが入らない」，「リーダーや後継者の育成」などがあげられています。

○相談支援の充実のために取り組むことは，「身近なところで相談できるような地域の活動者や事業所等の相談を充実」や「相談支援に結びつけるような関係者のネットワークを充実」が高くあげられています。

図 活動上の課題【複数回答】

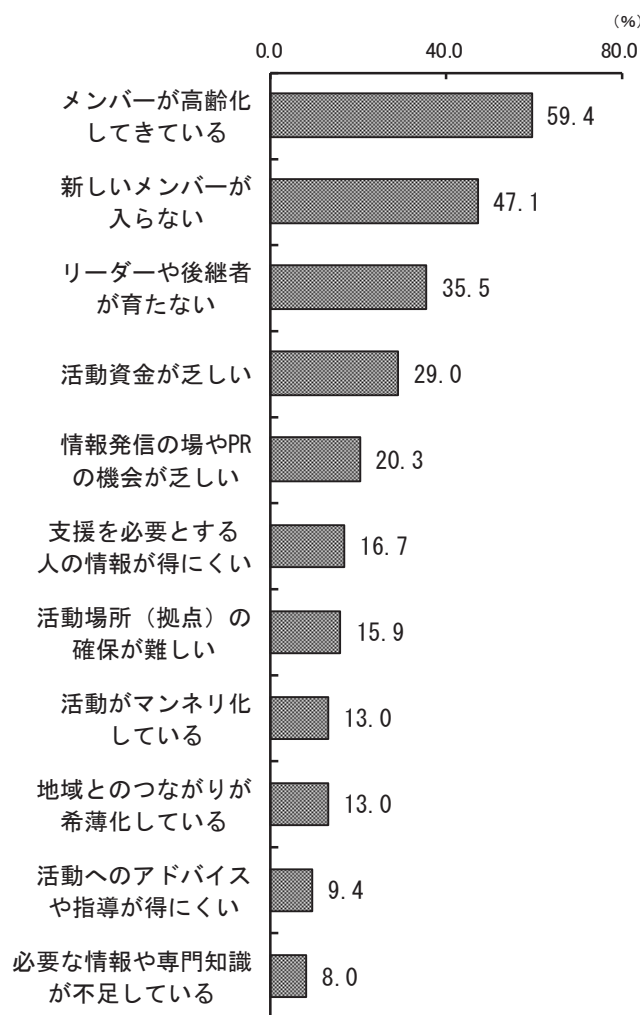
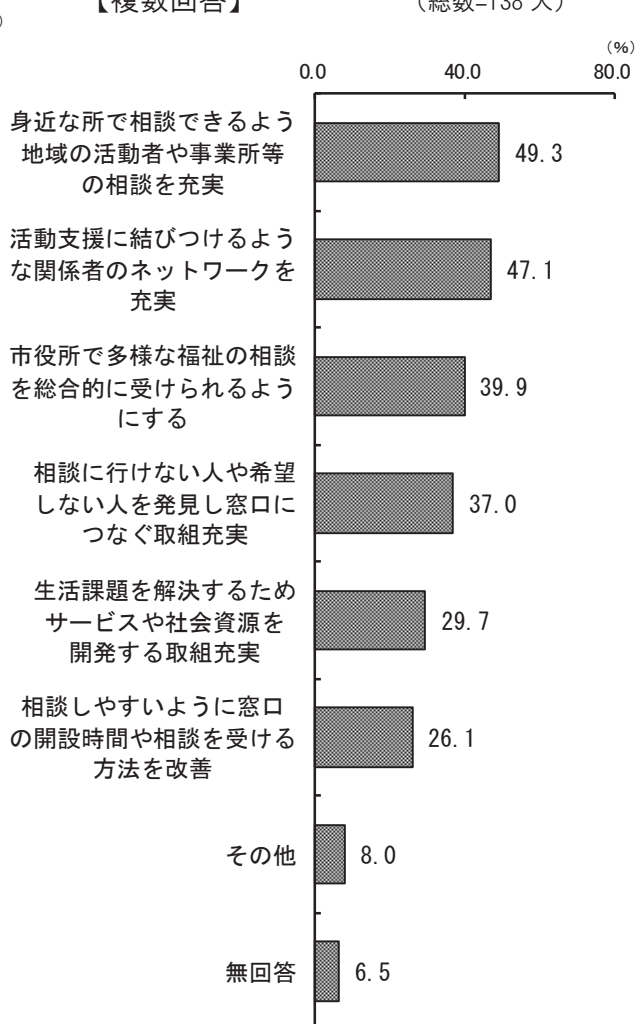


図 相談支援の充実のために取り組むこと【複数回答】
(総数=138人)



4 地域懇談会結果の概要

市内21か所の社協支会エリアごとに地域の課題や強みを掘り起こし、課題解決に向けみんなで話し合う地域懇談会「わがまち元気プロジェクト」を開催しました。地域懇談会の結果を踏まえて「第7章 地区別計画」を作成しています。

（1）地域福祉の理解促進，見守りについて

（主な意見）

- 地域には社協支会の活動を知らない人もいて、住民への周知を図りながら地域福祉活動の重要性を伝えていく必要性が聞かれました。
- 身近で気になる人に声を掛け合うなど、住民が孤立しない見守りのネットワーク体制が重要との意見があげられました。
- 外国人に生活のマナーやルールがしっかり伝わっていない現状があり、互いに学び合える機会があるとよいとの意見がありました。

（2）担い手の不足について

（主な意見）

- ボランティア活動や手助けする人を増やすため、積極的な情報提供や呼びかけが大切との意見があげられました。
- コロナ禍以降、地域のお祭りやイベントも再開されてきた中で、地域との関りが少ない人への参加も促していく必要性が聞かれました。
- 中・高校生や若い人たちに福祉教育やボランティア活動をPRしていくことが大切との意見がありました。

（3）地域のつながりについて

（主な意見）

- 自治会や子ども会への加入率が低迷し、以前よりも地域のつながりが少なくなっている現状が聞かれました。
- 子どもから高齢者まで幅広い世代が集い、つながれる場所が大切との意見がありました。
- 交流の場を通じて住民のニーズを拾い集め、地域活動に活かしていく重要性が聞かれました。

（４）行動手段の確保について

（主な意見）

- バス路線の廃止や減便等によって、日常の買い物や通院などの行動が制限されて困っているとの意見が多くあげられました。
- ボランティア等による送迎システムなどが検討できないかといった意見が聞かれました。
- 移動スーパーができ便利になった一方で、移動図書館や歩いて行ける範囲にサロンや地域の居場所があるとよいとの意見が聞かれました。

（５）防犯・防災体制の強化について

（主な意見）

- 高齢化が進み空き家が増えている中で、住民参加の防犯活動や避難訓練など防災と福祉のまちづくりを進めることが大切との意見がありました。
- 近年の地震や台風等で仲間意識は高まっているが、住民組織・地域活動を活性化して、ご近所同士や地域で助け合う必要性が聞かれました。
- 子どもたちの登下校時のスクールガードなど、地域が協力して交通安全対策や防犯活動に取り組む必要性が聞かれました。

5 主な取組の成果と今後の課題

八千代市地域福祉計画及び八千代市地域福祉活動計画に掲げる基本理念の実現を目指し、地域共生社会の理解促進に向けた啓発活動や複雑化・複合化する福祉課題に対応する総合相談体制の整備、21の社協支会を中心とした地域福祉活動の充実に取り組んできました。

以下、第1次計画の主な取組成果と今後の課題を整理します。

(1) 第1次計画の取組成果

基本目標1 支え合い、助け合いの「ふくし文化」をはぐくむ人づくり、地域づくり

社協支会を基礎とした地域コミュニティ活動と連携して、身近な居場所づくりや住民同士の見守り活動など、地域福祉活動の推進に取り組んできました。

- 福祉教育・ボランティア学習については、社協と連携して学校ごとの福祉教育や、地域ごとに「認知症サポーター養成講座」を開催してきたほか、生涯学習分野においても各種講座や教室を開催し学習機会を提供してきました。
- 地域の居場所づくりについては、米本地区や大和田地区、村上地区のコミュニティスペース「ほっこり」をはじめ、社協が設置している地域の居場所において、福祉の枠を超えた地域のネットワークを構築してきました。また、地区の集会所や生涯学習関係施設等を活用し、介護予防サロンや子ども食堂など地域の居場所づくりの活動を進めてきました。
- ボランティア・市民活動の推進については、コロナ禍の中で一時的にボランティア活動が停滞したものの、現在は「八千代市ボランティア・市民活動推進センター」が新たに整備され、相談受付や調整などのコーディネートにより市民活動が各分野において盛んに行われています。
- 地域福祉の担い手の養成については、担い手の育成講座の開催や、社協では「福祉教育サポーターの養成」や地域共生型の生活支援サービス「ゆいのわ八千代」など、地域の助け合い活動を進めてきました。
- 身近な地域での住民同士の見守り・相談体制については、アンケートや地域懇談会等でもニーズが高くあげられている見守り活動について、社協支会を中心とした地域ネットワークの形成の下に取り組んできました。

基本目標 2 誰もが安心して生きがいをもって暮らせる福祉のまちづくり

様々な地域生活課題に対し各部署が連携して取り組むことで、誰もが安心して生きがいをもって暮らせる福祉のまちづくりを推進してきました。

- 防災を通じた福祉のまちづくりについては、市民の関心も高く、各公民館において防災講座等を開催してきました。地域懇談会では「近くに避難所がない」「避難所に行けない」と言った不安の意見もあり、「災害時を想定した交流の場」や「災害時の協力体制」の充実が求められています。
- 行動手段の工夫と体制の整備については、外出の手段がなく買い物や通院などで困難を抱えている高齢者等が増えています。そのため、市では地域公共交通計画を策定し、コミュニティバスの運行による移動手段の確保とともに、障害者等タクシー利用助成や高齢者の外出支援などを進めてきましたが、今後は住民参加による移動支援の方策なども求められます。
- 権利擁護を進める支援体制については、分野ごとの相談窓口の設置やネットワークの整備を進め、令和6年4月より「権利擁護連携支援センター（中核機関）」及び協議会を設置し、成年後見制度を含めた権利擁護制度の相談や各事業所との連携強化に努めています。
- 住民組織・住民活動の活性化については、自治会の加入率が低下する中で、地域コミュニティ活動に関連する部署において支援の取組を進めてきました。アンケートでは「支え合いのための組織や団体づくり」や「さまざまな人が交流できる拠点場所」など環境整備が課題にあげられており、多様な人々が参加できる体制の充実が期待されています。
- 多様な生き方や多文化を認めあえる環境づくりについて、市は外国人や性的マイノリティの方に対する市民の理解促進を図ってきたほか、ひきこもりなど生活に不安のある方の相談支援にも努めてきました。

基本目標 3 地域福祉を進める包括的支援の体制づくり

福祉分野における身近な相談窓口の充実とともに、福祉総合相談において包括的支援の体制整備や多機関協働のネットワークの構築に努めてきました。

- 地域共生社会の理解促進については、アンケートにおいて9割以上の市民が地域住民の支え合い・助け合いの重要性を感じていました。市は、これまでも啓発や支援が必要な方の理解促進に努めてきましたが、市民のみならず関係者や市職員にも十分に浸透しきれていない状況もうかがえます。
- 全世代、全対象型の福祉総合相談の支援体制については、各分野の窓口において情報発信を行ってきたほか、包括的支援体制の整備を進めるため、

令和6年度に「重層的支援体制整備事業」実施に向けた移行準備を関係部署と調整しながら進めています。

- 地域福祉活動のネットワーク形成については、社協と連携して既存の団体間のネットワークや、圏域ごとの交流機会の充実に取り組みました。団体アンケートでは「相談支援に結びつけるネットワーク」の充実といった、分野を横断して共有する機会が求められています。
- 情報のバリアフリーについては、各部署において福祉等に関する情報提供やニーズに応じた情報配信に努めてきましたが、アンケートでは情報を十分に得られない市民も一定数いることがわかりました。地域情報を発信する手段だけではなく、市民が必要な情報を得る方法を身につけるといったことも地域団体等と連携しながら進めていく必要があります。
- 地域福祉を進める人材の育成・確保については、市等に講師依頼があった場合にその都度対応してきましたが、行政側から積極的な働きかけをするまでには至っていません。また、地域の福祉人材の確保についても行政は間接的な関与に留まっており、社会福祉従事者の専門性の向上を図るまでには至っていない状況です。
- 企業、社会福祉法人、NPO法人等による社会貢献活動等については、市は立地する民間企業との包括的な協定の締結を進めてきたほか、社協において地域の団体・組織等と連携した支援に取り組んでいます。
- 地域福祉における医療・教育・福祉サービスの充実については、行政分野ごとの各計画に基づき事業の充実を図っており、地域福祉計画等においては各事業の進捗状況を管理するとともに、福祉サービスの充実・適切な利用促進に努めています。
- 生活困窮者等の自立支援については、一部を社協に委託し生活困窮者自立支援制度の利用促進（家計改善・就労準備）に努めてきました。
- 多機関協働による包括的支援のネットワークについては、福祉・保健に関する庁内ネットワークや、福祉・保健に関する外部機関とのネットワーク会議など数多く設置してきました。アンケートでは、いわゆる“社会的な孤立”状態の人の増加が懸念されており「地域での挨拶や声かけ」「日ごろから気にかける」といった身近な行動や、問題を抱えた方を福祉・公的機関へのつなぐ必要性も指摘されています。

(2) 今後の課題

■課題1 ■ 複雑化・複合化する福祉課題への対応

- 複雑化・複合化する福祉課題への対応を図るため、市では、令和6年度に「重層的支援体制整備事業」の移行準備を進めています。今後もきめ細かな包括的支援体制のあり方や実施方法を調整のうえ、増加する複雑化・複合化する福祉課題等に各部署が連携して取り組んでいく必要があります。
- 社協では、支会活動など地域住民を含む個別支援のかかわりの中で包括的支援のネットワーク体制の整備に努めてきたものの、市として個々にあるネットワーク体制を相互に有意義に結びつけるといったことまではできていないため、今後、福祉を必要としている人に対して具体的支援を行うコーディネートの実や福祉人材の育成・確保等が求められます。

■課題2 ■ 地域福祉活動や市民活動の担い手の育成・確保

- 新型コロナウイルス感染症拡大の影響で地域活動が停滞する期間が長く続いたことで、市内で孤立する世帯の増加が課題となっています。
- 現在、社協の支会活動として、見守り活動や世代間交流、ふれあいサロンなどのほか、地域共生型の生活支援サービス「ゆいのわ八千代」など地域の支え合い、助け合いの活動も盛んに行われています。しかし、地域懇談会などでは「地域活動を担っている人の負担が大きい」や「メンバーの高齢化」「後継者の育成」といった課題があげられています。
- 地域福祉活動や市民活動への参加意欲はあっても情報や活動機会がわからないために参加には至らないという人もいるため、福祉に関わる担い手の育成や確保といった活動のすそ野を広げていく取組が求められます。

■課題3 ■ 日常生活における地域の協力体制の強化

- 近年、風水害の発生や首都直下型地震の懸念などから、災害時に対する市民の不安が高まっています。地域組織と連携して避難行動要支援者への支援体制の強化を図ることや防災への備えといったことが課題となります。
- また、本市は交通の利便性に地域性がみられることから、日常生活における移動手段の確保、行動手段の工夫と体制の整備といったことも課題です。
- 市民の生活課題に対し、公的な福祉サービスの充実に努めていく必要があるほか、地域コミュニティが希薄化する中でも、誰もが安心・安全に豊かな暮らしを継続していくためには、地域においても互助・共助の取組も合わせながら協力体制を強化して取り組んでいく必要があります。

第3章 八千代市地域福祉計画・ 八千代市地域福祉活動計画

(中とびら裏白)

第3章 八千代市地域福祉計画・八千代市地域福祉活動計画

1 基本理念

認め合い 共に生きる わがまち
八千代市

～ 一人ひとりを大切に ～



「八千代市第5次総合計画」では、市の将来都市像を「人がつながり 未来につなぐ 緑豊かな 笑顔あふれるまち やちよ」と定め、「誇りと愛着」「共生と自立」「安心と安全」を基本理念として、「ともに支え合い健やかでいきいきと過ごせるまちづくり」の基本目標の下に福祉施策を展開してきました。

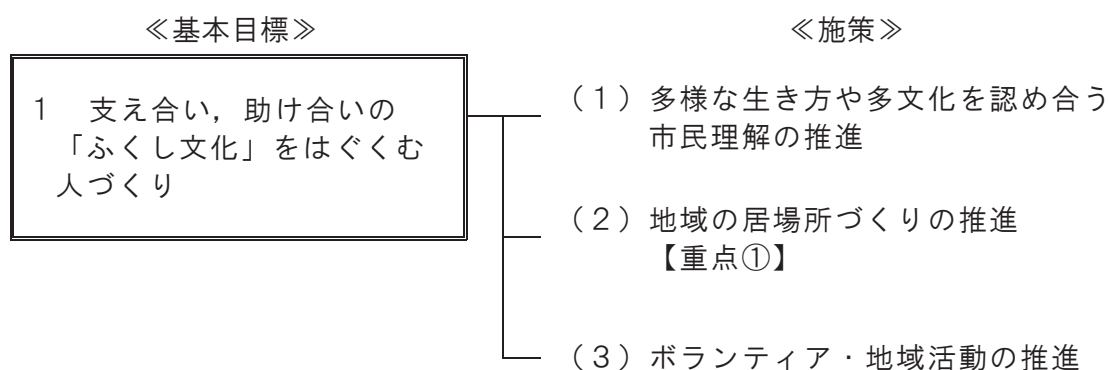
近年、地域福祉をめぐる状況は大きく変化しており、市民が抱える生活課題は多様化・複雑化しています。これらの課題解決に向けては、地域福祉推進の主役である市民が、主体的に地域活動に参画していく必要があります。また、地域活動団体、ボランティア団体、社協などと市が連携して、包括的に対応していく体制が求められます。

本計画では、総合計画の目指す将来都市像や基本理念を踏まえるとともに、国が示す地域共生社会の概念の下、基本理念を「認め合い 共に生きる わがまち八千代市～一人ひとりを大切に～」と定め、本市に暮らすすべての人が、支え合い・助け合う「ふくし文化」の下に、みんなが協働して一人ひとりを大切にした取組を推進していきます。

2 基本目標と施策体系

基本目標 1 支え合い、助け合いの「ふくし文化」をはぐくむ人づくり

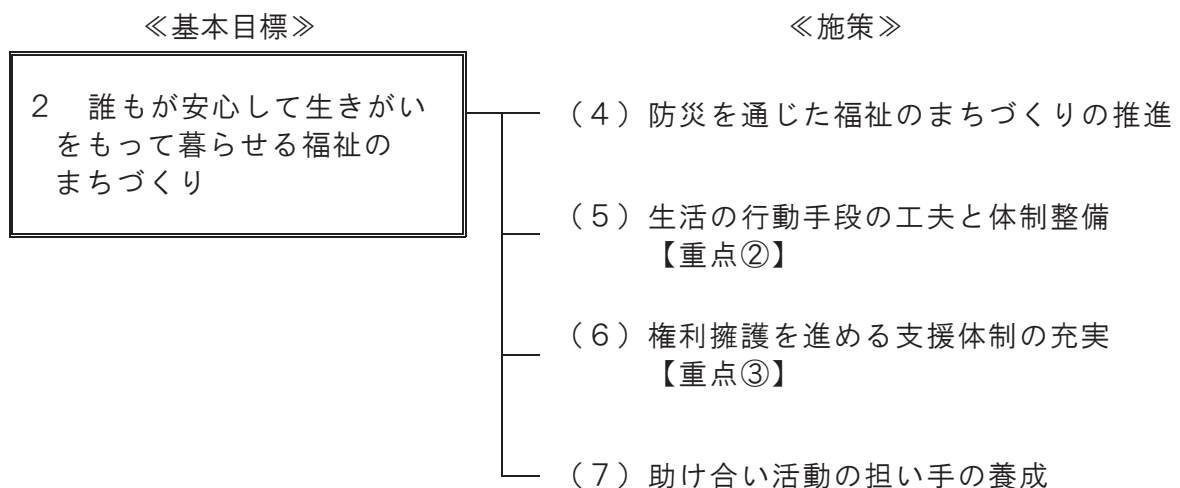
- 地域福祉を推進するためには、市民一人ひとりが福祉について「我が事」として理解を深め、地域生活課題の解決に向けて自らできることに取り組んでいくことが大切です。そのため、地域福祉の重要性や支え合い・助け合いの大切さを啓発し、多様な生き方や多文化を認め合いながら地域共生社会への市民理解が深まるよう取り組みます。
- 地域のつながりが希薄になっている現状がある中で、社会との接点が薄い人などに対し、地域の居場所を作っていくことは、地域との交流機会を増やし、社会的孤立を防ぐことにもつながります。そのため、地域の社会資源を活用し、ボランティアなどの地域組織と連携しながら、みんなの居場所づくりを進めます。
- ボランティア・地域活動を支援し、支え合い・助け合い機能を高めていくことは、地域生活課題の解決に向けて重要なことです。多く市民がそのことを理解し、主体的に取り組んでいく土壌を作っていくことが大切です。このような福祉の土壌を育んでいく文化を「ふくし文化」として捉え、この「ふくし文化」をはぐくんでいくボランティア活動や地域活動を推進します。



※【重点施策】は、八千代市地域福祉計画及び地域福祉活動計画策定・推進協議会において、各施策の取組評価を行い、今後、特に取り組むべき事項とされた施策を重点としています。

基本目標 2 誰もが安心して生きがいをもって暮らせる福祉のまちづくり

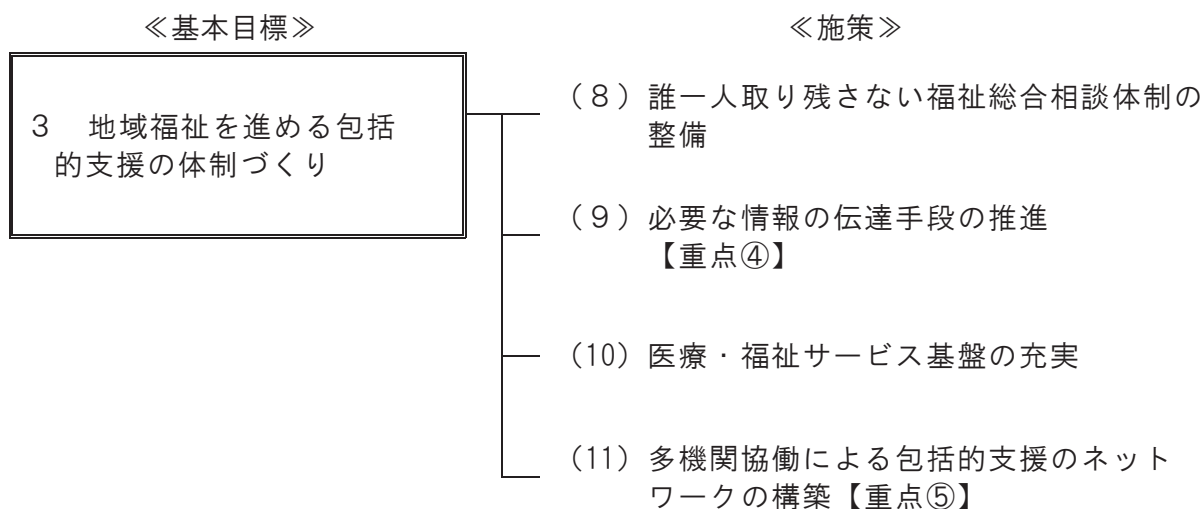
- 高齢者や障害者，子どもといった災害時に配慮が必要な方の避難支援が求められます。地域には，安否確認や訓練を実施している自治会もあり，市民同士の助け合いのネットワークの構築や，防災をきっかけにした福祉のまちづくりを推進していきます。
- 本市は，地域によって交通の利便性が大きく異なっており，移動が困難な人のために外出等の移動手段を確保していくことが重要です。そのため，地域の移動支援策の充実を図るとともに，地域とも連携しながら生活の行動手段の工夫について検討を進めていきます。
- 地域とのつながりが希薄で社会と孤立している人や，身寄りがなく生活に困難を抱えている人がいます。そのため，一人ひとりの尊厳が保たれ，その人が自分らしく生きられるよう，権利擁護を進める地域の支援体制の充実を図ります。
- 助け合い活動の担い手不足といったことが課題となっています。これまで地域との関わりが少なかった人たちや，これから活動しようとしている人たちへの情報提供などを通じて，活動のすそ野を広げていける取組を推進します。





基本目標 3 地域福祉を進める包括的支援の体制づくり

- 少子高齢社会や核家族化の進行などにより，市民が抱える福祉課題も複雑化・複合化しています。また，問題を抱え込んだまま相談できずに孤立してしまっている人もいます。そのため，複合化・複雑化している福祉ニーズや様々な地域生活課題に対し，市や社協，関係機関等で受け止め，誰一人取り残さない福祉総合相談体制を充実させていきます。
- 高齢者や障害のある方，外国人など必要な情報にアクセスすることが難しい人がいます。そのため，各年代の情報入手手段やニーズに応じた情報提供を工夫しながら，必要な情報を必要な人に伝えていけるよう取り組みます。
- 医療や福祉サービスを必要とする市民に対し，適切なサービス提供を図っていく必要があります。そのため，市民の様々な地域生活課題に対して，地域の医療・福祉サービスの提供基盤を充実し，関係部署が連携して取り組みます。
- 市民の相談や要望に対して，1つの部署だけでは対応が困難な複雑化・複合化した課題を抱えた人や，手助けが必要なものにも関わらず支援に結びついていないケースも予測されます。そのため，アウトリーチ活動（訪問活動）なども合わせながら，支援が必要な人に対し，多機関が協働して解決策を考えていく包括的支援のネットワークを構築していきます。



3 施策の方向性と取組

基本目標

1

支え合い、助け合いの「ふくし文化」をはぐくむ

人づくり（具体的な取組：多文化理解、居場所づくり、地域活動）

【主な現状】

《統計データ等から》

- 社協では、市内21支会を組織し、地域にある様々な社会資源とのネットワークの中で、多くの方々と協働して地域福祉の推進に取り組まれています。
- 子ども食堂といった居場所づくりの活動が、社協や地域ボランティア等によって行われています。
- 「八千代市ボランティア・市民活動推進センター」では、福祉分野を超えた市民活動団体も加わり、地域共生社会の実現に向け活動されています。

《アンケートから》

- 地域福祉の重要性は認識されているものの、実際に参加する機会や活動場所がない、または周知されていないことが課題にあげられていました。
- 様々な人が気軽に集まれる地域の場所があることで、世代を超えた交流や孤立を防ぐことが期待されていました。
- さまざまな年齢層に対して地域住民が知り合う機会を創出して、支え合いの地域づくりを推進することが求められていました。

《地域懇談会から》

- 地域のイベントやお祭りなどで交流し、お互いの理解を深めていくことが大切との意見がありました。
- 「ほっこり」や地域のサロン、子ども食堂など交流の場が増えつつあり、ボランティアによって様々な活動が行われている現状が聞かれました。



【主な課題】

- 地域共生社会に対する市民理解を促進し、多様な生き方や多様な価値観を認め合える社会づくりを進めていく必要があります。
- 孤独・孤立を感じている人などの交流機会を増やし、みんなが安心して集える地域の居場所を確保していく必要があります。
- 地域生活課題に柔軟に対応できるように、ボランティア活動や地域活動の情報発信や支援を行い、活発になるよう取り組んでいく必要があります。

（施策１）多様な生き方や多文化を認め合う市民理解の促進

地域共生社会の市民理解を促進し、地域福祉の重要性や、支え合い・助け合いの大切さをより多くの人に広げていく必要があります。

そのため、福祉への関心や理解を深めていけるよう、関係機関と連携しながら、福祉に関する講座や学習の機会を積極的に提供していくとともに、児童生徒に対する福祉教育を推進していきます。

また、外国にルーツを持つ方も増加しているなか、多様な文化を持つ人同士の交流や、また、性的少数者など多様な生き方や多様な価値観を認め合える社会に向けた啓発活動に努めていきます。

■ 具体的な取組 ■

主な担い手	取組内容
市民 一人ひとり	○あいさつや声かけを通じて、地域の人との関わりを増やしましょう。 ○多様な生き方や多様な価値観を認め合いましょう。 ○福祉のボランティア講座や学習会等に積極的に参加しましょう。 ○小・中学校の福祉出前講座に参加しましょう。
地域団体 事業所等	○地域福祉活動や市民活動の機会を積極的に提供しましょう。 ○地域の支え合い活動の必要性を住民に伝えていきましょう。 ○外国人住民の文化や性的少数者への理解を深め、多様な価値観を認め合える関係づくりに努めましょう。
社会福祉 協議会	○福祉教育及びボランティア学習等に多くの市民に参加してもらいながら、地域共生社会実現に向けた広報啓発活動を推進します。 ○学校において心のバリアフリー教室を実施する等、多様性を認め合える福祉教育を実践します。 ○WEBや広報誌、「コミュニティFM（FMふくろう）」など活用して、市民活動や地域福祉への理解促進に努めます。 ○企業や団体と協働して、企業や団体等への福祉教育の啓発や新たな福祉教育プログラムを作成します。 ○福祉関係者の交流会や、住民主体による多文化交流活動を支援します。

◇市の取組◇	担当課等
◆地域共生社会に向けた啓発の充実 ・地域共生社会の重要性，支え合い・助け合い活動の大切さを啓発するとともに，多様な文化を持つ人同士の交流や多様な生き方の尊重，多様な価値観を認め合える社会づくりを推進します。	福祉総合相談課 健康福祉課 障害者支援課 母子保健課 男女共同参画センター
◆福祉教育の推進（講演会，研修会など） ・市民ニーズに対応した講演会や研修会，家庭教育講座等の開催を通じて，福祉教育の機会を提供します。	福祉総合相談課 生涯学習振興課 公民館
◆多文化共生の理解促進 ・多文化共生プラン等に基づき，多言語による情報提供や国際理解を深めるイベントの開催，帰国・外国人児童生徒への学習支援やコミュニケーション支援を通じて多文化共生の理解促進に努めます。	シティープロモーション課 指導課 公民館

（施策２）地域の居場所づくりの推進

【重点①】

地域福祉活動をする上で欠かせない居場所づくりを進めることは、地域との交流の機会を増やし、社会的孤立を防ぐことにもつながります。

そのため、地域の人々が顔を合わすきっかけにもなる、ふれあいサロンや子育てサロン、世代間交流の場や子ども食堂等、みんなの居場所づくりを推進します。また、地域の各種団体の活動を支援するとともに、地域の社会資源を活用して身近で参加しやすい交流の場づくりを推進します。

■ 具体的な取組 ■

主な担い手	取組内容
市民 一人ひとり	○ふれあいサロンや子育てサロン、子ども食堂など、交流の場に参加しましょう。 ○みんなで声かけなどして、身近に交流できる機会を増やしましょう。
地域団体 事業所等	○障害者、高齢者、子ども、外国人等、幅広い層の交流や情報交換を積極的に行いましょう。 ○住民の特技や経験を子どもや若者に伝える機会を提供しましょう。 ○地域の社会資源を活用して、サロン、やちよ元気体操など集いの場を提供しましょう。
社会福祉 協議会	○支会が運営・開催するふれあいサロン、子育てサロン、世代間交流事業等を支援し、住民主体の居場所づくりを支援します。 ○子どもの居場所事業ふらっとホームの運営を支援します。 ○コミュニティスペース「ほっこり」など、各地域において地域生活課題を解決する場の拡充に努めます。 ○ひきこもり支援を通じ、相談者の居場所づくりを拡充します。

◇市の取組◇	担当課等
◆地域交流場所等の情報提供 ・地域住民が顔を合わすきっかけとなる交流の場や、地域の居場所づくりを推進し、情報提供を行います。	福祉総合相談課 健康福祉課
◆地域の福祉活動・市民活動の支援 ・誰もが生き生きと健康に暮らせるよう、地域住民が主体的に活動する福祉活動や市民活動、地域コミュニティ活動を支援します。	長寿支援課 健康福祉課 健康づくり課 企画経営課 コミュニティ推進課 公民館
◆子ども・親子の交流機会の支援 ・子どもや親子が安心して遊べる場を提供するとともに、学校外活動の情報提供や子育て家庭の交流機会を支援します。	子ども保育課 生涯学習振興課 公民館・図書館

（施策3）ボランティア・地域活動の推進

ボランティア団体の課題として新しいメンバーが入らないこと、リーダーや後継者が育たないことなどがあげられていました。

そのため、ボランティア団体や社協が中心となって、ボランティア活動に関する情報発信や支援を積極的に行うとともに、団体間のネットワークを通じて交流機会や講習等、ボランティア・地域活動、市民活動がより活発になるよう推進していきます。また、様々な地域生活課題に柔軟に対応できるよう、地域住民と団体等との交流の機会の充実にも努めていきます。

■ 具体的な取組 ■

主な担い手	取組内容
市民 一人ひとり	○日ごろから地域のことに目を向けるよう心掛けましょう。 ○地域のイベント（行事）や地域福祉活動に積極的に参加しましょう。 ○培った特技や経験を可能な限りボランティア活動や地域活動に活かしましょう。
地域団体 事業所等	○様々な地域生活課題に柔軟に対応できるよう、地域福祉活動の情報等を地域の人々で共有しましょう。 ○各種団体同士の情報交換・意見交換の場を積極的に設けましょう。 ○ひとり暮らし高齢者の見守りや子どもたちの登下校時の見守りなど、地域活動を推進しましょう。
社会福祉 協議会	○社協支会の「わがまち元気プロジェクト（ワークショップ）」等を通じ、声掛けや見守り活動とともに、各種専門機関にも参加を呼びかけ、連携・協働する仕組みを構築します。 ○ボランティア活動や市民活動の支援とともに、ネットワーク強化を図ります。 ○ボランティア養成講座を開催するとともに、ボランティア活動や地域活動に関する情報を発信していきます。

◇市の取組◇	担当課等
◆市民活動・ボランティア活動の活性化支援 ・市民活動・ボランティア活動の活発化に向け、市民やボランティアとの情報共有や各種制度等の周知に努めるとともに、団体間のネットワークを通じて交流機会や学習機会を提供します。	コミュニティ推進課 公園緑地課 環境政策課 都市計画課 農政課 生涯学習振興課 文化・スポーツ課 公民館
◆地域の見守り 助け合い活動の推進 ・様々な地域生活課題に柔軟に対応できるよう耳を傾け、地域住民と連携した高齢者等の見守りネットワーク活動や地域の助け合い活動を推進します。	福祉総合相談課 長寿支援課 危機管理課 公民館
◆子育て支援の充実 ・子育てしやすいまちづくりに向けて、幼児期から切れ目のない子育て支援を地域の関係団体や各種機関と連携して充実します。	母子保健課 児童発達支援センター
◆生活支援体制の充実 ・地域課題の共有や地域特性に応じたサービスを検討し、誰もが住み慣れた地域で安心して住み続けられる生活支援体制の充実に努めます。	福祉総合相談課

基本目標
2

誰もが安心して生きがいをもって暮らせる福祉のまち

づくり（具体的な取組：防災，行動手段，権利擁護，担い手育成）

【主な現状】

《統計データ等から》

- 65歳以上のひとり暮らし世帯が増えており，老年人口割合は「阿蘇地域」や「勝田台地域」が高くなっています。
- 本市の生活保護の保護率は，令和5年度11.18‰（人口千対）で，被保護世帯が増加しています。

《アンケートから》

- 災害時の避難や孤独・孤立に対する不安から親密な近隣関係を築きたいとの意見が多くありました。
- 交通の利便性によって外出の頻度に違いがみられ，市民が地域活動に参加しやすくなるよう外出支援が求められていました。

《地域懇談会から》

- 日ごろから防災訓練への参加や，災害時の避難に不安のある方の見守りが重要との意見がありました。
- 買い物や通院などの移動手段がなく困っている人が増えている現状が多く聞かれました。
- 独居の方などが多くなる中で，誰もが安心して暮らせるよう，地域のみんなで協力して取り組んでいく必要性が聞かれました。
- 高齢化が進み，地域活動の担い手が不足しているとの意見がありました。



【主な課題】

- 日ごろから地域でお互いに声を掛け，高齢者や障害者，子どもなど配慮が必要な方を意識し，防災を通じた福祉のまちづくりを推進する必要があります。
- 地域組織と連携しながら生活の行動手段の工夫や，移動支援サービスの充実などの体制整備について，検討を進めていく必要があります。
- 一人ひとりの尊厳が保たれ，誰もがその人らしく生きられるよう，権利擁護支援を充実していく必要があります。
- 助け合い活動の担い手の確保が課題であり，住民組織・地域活動が活性化していけるよう，活動のすそ野を広げていく必要があります。

（施策４）防災を通じた福祉のまちづくりの推進

近年、多発する自然災害等に対し、災害時における的確な情報入手や避難所での生活が不安視されており、地域の助け合い活動が重要視されています。そのため、災害時において、特に支援が必要な人への対応を迅速に行うため、地域の避難行動要支援者の把握と登録を促すとともに、日ごろから地域において、お互いに声を掛け、避難できる関係づくりとともに、高齢者や障害者、子どもなど配慮が必要な方を意識した災害時の支援体制の整備を行います。

■ 具体的な取組 ■

主な担い手	取組内容
市民 一人ひとり	○地域の顔見知りや地域のつながりをつくっておきましょう。 ○災害時の連絡方法や避難場所等について、普段から家族と話し合っておきましょう。 ○地域の防災訓練や避難所運営協議会に積極的に参加しましょう。 ○災害時に不安のある人は避難行動要支援者名簿に登録して、また、手助けできる人は支援者として登録しましょう。
地域団体 事業所等	○自治会や市の防災訓練に参加しましょう。 ○災害時の安否確認方法や支援者の有無など、地域の協力体制を確認しておきましょう。 ○市と連携して、避難行動要支援者の個別計画の協力や、避難場所の確認をしておきましょう。 ○物資の供給、医療救護など、市等と災害時協力協定や包括連携協定の締結に努めましょう。
社会福祉 協議会	○平時から顔の見える関係づくりを目的とした取組（防災寺子屋等）を進めます。 ○有事の際、各種団体と連携・協働して「災害ボランティア・被災者支援センター」を運営し、被災者支援に努めます。 ○避難行動要支援者に対する地域住民の取組を支援します。 ○災害ボランティア・被災者支援センターの運営等に協力する包括連携協定を推進していきます。

◇市の取組◇	担当課等
◆地域防災活動の促進 ・ 自主防災組織等と連携して、災害時に役立つ防災知識の普及・啓発や防災分野への女性の参画に努めるとともに、消防・救急フェアのイベントや防災講座など通じて地域の防災活動を促進します。	消防総務課 危機管理課 男女共同参画センター 公民館
◆避難行動要支援者の支援 ・ 平時から自治会等と避難行動要支援者の個別避難計画を確認のうえ、災害時の避難行動要支援者の安否確認及び避難支援につながる仕組みを構築します。	長寿支援課 障害者支援課

（施策５）生活の行動手段の工夫と体制整備

【重点②】

公共交通機関や福祉有償運送など外出が困難な人の移動手段を確保することはとても重要です。そのため、移動支援サービスの充実のほか、移動販売などの買い物支援やご近所同士の助け合いなど地域で協力できる体制づくりや、子ども連れや高齢者等利用者の利便性に配慮した施設の整備などに努めていきます。

また、地域と連携しながら生活の行動手段の工夫について検討を進めていきます。

■ 具体的な取組 ■

主な担い手	取組内容
市民 一人ひとり	○移動支援サービスや移動販売などの買い物支援、タクシー利用券助成事業等を活用しましょう。 ○生活の困りごとをサポートし合える関係づくりに努めましょう。
地域団体 事業所等	○通院の送迎や買い物の支援、移動販売の誘致など、地域や事業所等でも協力できそうなことを話し合いましょう。 ○外出が困難で困っている方に、移動支援サービス等の情報を提供しましょう。
社会福祉 協議会	○ボランティア及び支会による外出支援活動を支援します。 ○移送サービスの充実を図ります。 ○企業や大学が開発する新たな移動支援サービスを地域住民とともに支援します。

◇市の取組◇	担当課等
◆移動支援サービスの充実 ・ 障害者等タクシー利用助成や公共交通機関利用困難高齢者外出支援事業などを通じて、移動支援サービスの充実に努めます。	長寿支援課 障害者支援課
◆生活の行動手段の検討 ・ 地域の実情に即した公共交通体系のあり方を検討するとともに、交通手段を持たない高齢者等の行動手段の確保に向けて検討を進めます。	福祉総合相談課 都市計画課
◆ユニバーサルデザインの推進 ・ 公共施設等の修正・更新時等に合わせ、子ども連れや高齢者等利用者の利便性に配慮した施設の整備に努めます。	資産管理課

(施策6) 権利擁護を進める支援体制の充実

【重点③】

地域には身寄りがないなどで頼る人がおらず孤立し、日常生活に困難を抱えている人がいます。成年後見制度は、認知症、知的、精神障害等によって判断能力が不十分な人の権利擁護を支える重要な手段であり、より一層の取組強化が求められていることから、成年後見制度の周知や利用促進を働きかけていきます。また、一人ひとりの尊厳が保たれ、その人らしく生きられるよう、虐待防止対策や権利擁護の充実に努めていきます。

■ 具体的な取組 ■

主な担い手	取組内容
市民 一人ひとり	○身近に相談できる人や、地域の相談機関を把握しておきましょう。 ○日常生活で困難を抱えている人がいたら話を聞いて、専門機関等につなぎましょう。 ○虐待やDV（ドメスティックバイオレンス）を受けている、または受けていると思われる人を知った時は、市等に速やかに通報しましょう。 ○成年後見制度の内容を知って、理解を深めましょう。
地域団体 事業所等	○地域で研修会を開催するなど、人権に対する理解を深めましょう。 ○虐待やDVの疑いがある時は、早期に関係機関につなげましょう。 ○認知症高齢者など判断能力の低下により支援が必要な人が支援につながる地域づくりに取り組みましょう。 ○認知症サポーターの養成や成年後見制度の利用に関して、積極的に情報提供しましょう。
社会福祉 協議会	○日常生活自立支援事業や成年後見制度について啓発を行い、支援の充実強化を図ります。 ○将来不安に対するサポート体制の充実に努めます。 ○虐待発見の際の連絡先方法等の啓発に努めます。

◇市の取組◇	担当課等
◆権利擁護支援の推進 ・権利擁護に関する事例検討や事業所向け勉強会等を開催します。また、権利擁護連携支援センターにて、成年後見等に関する相談・申立て支援、普及啓発等を推進します。	福祉総合相談課 健康福祉課 障害者支援課
◆DV・虐待等の防止 ・虐待等の未然防止に向けた啓発や取り組みを強化するとともに、本人や事業所等から通報があった場合は、速やかに関係機関・関係団体等と協議のうえ、適切な対応を図ります。	福祉総合相談課 障害者支援課 子ども相談センター 男女共同参画センター

（施策 7）助け合い活動の担い手の養成

福祉団体のアンケートでは、地域活動を担っている人の負担が大きいことやメンバーの高齢化、後継者の育成といった意見があげられています。

そのため、福祉や介護分野における講座や研修会等を通して、地域の助け合い活動の担い手の育成、人材の発掘に努めていきます。

また、地域の支え合い活動を進める上では地域のつながりが不可欠であり、これまで地域との関わりが少なかった人たちや、これから活動しようとしている人たちに対して、自治会等身近な地域と連携して住民組織・地域活動が活性化するように取り組んでいきます。

■ 具体的な取組 ■

主な担い手	取組内容
市民 一人ひとり	○自分ができることを考えて、積極的に行動するよう心掛けましょう。 ○担い手養成講座など福祉分野における講座や研修会に参加しましょう。
地域団体 事業所等	○自治会をはじめ、長寿会、当事者団体、子育て支援団体等、住民組織による活動や、ボランティア活動を主体的に推進していきましょう。 ○関係機関と連携して「担い手養成講座」や「認知症サポーター養成講座」等に協力して、地域活動の担い手の養成に努めましょう。 ○ボランティアやNPO団体等の各種団体同士の情報交換・意見交換の場を設けて、人材の発掘と育成に努めましょう。
社会福祉 協議会	○自治会をはじめ、長寿会、当事者団体、子育て支援団体等、住民組織による活動や、ボランティア活動など地域活動を支援します。 ○地域で主催するボランティア養成講座や、担い手養成講座の支援、福祉教育サポーターの養成に努めます。 ○「ゆいのわ八千代」のサポーターを増やします。

◇市の取組◇	担当課等
◆助け合い活動の担い手の育成・確保 ・福祉・介護分野における講座や研修会等を通して、地域の助け合い活動の担い手の育成、人材の発掘に努めていきます。	福祉総合相談課 子ども保育課 健康づくり課 公民館
◆住民組織・地域活動の支援 ・地域との関わりが少ない人や、これから活動しようと考えている人などに対して、自治会等身近な地域組織と連携して地域コミュニティの活性化に向けた事業を展開します。	企画経営課 コミュニティ推進課 都市計画課 文化・スポーツ課

基本目標

3

地域福祉を進める包括的支援の体制づくり

(具体的な取組：総合相談体制，情報提供，医療・福祉基盤，包括的支援ネットワーク)

【主な現状】

《統計データ等から》

- 近年，総人口に占める在住外国人の割合は増加しています。
- 療育手帳と精神障害者保健福祉手帳の所持者が増加しています。
- 子ども数が減少する中でも，虐待等の相談件数は多くなっています。

《アンケートから》

- アンケートから，各種相談窓口の周知と，困りごとが発生した際に速やかに相談先に繋がる仕組みづくりが求められていました。
- アンケートから，子ども・子育て，障害のある方，生活困窮者，ひとり親家庭，ひきこもり対策など公的なサービスの支援が求められていました。

《地域懇談会から》

- 高齢のひとり暮らしの方など見守りを必要とする人が地域に増えている現状が聞かれました。
- 自らできることに取り組んでいる市民が多くいる中で，支会活動の理解や周知に努めていく必要性が聞かれました。
- 支援や手助けが必要な人への情報伝達や声かけ，関係機関へつなぐことが大切との意見がありました。



【主な課題】

- 様々な福祉課題を抱えた人への相談を柔軟に行い，連携が必要な場合は専門部署が連携して調整にあたる福祉総合相談の体制強化が必要です。
- 必要な方に必要な情報を確実に届けられるように，各年代の情報入手手段や市民ニーズに応じた情報の伝達方法を工夫していく必要があります。
- 市民がより安心して利用できる地域の医療・福祉サービスの提供基盤を充実させていく必要があります。
- 様々な福祉課題が複雑化・複合化している世帯に対し，関係機関が協働して包括的支援のネットワークの構築に努めていく必要があります。

（施策８）誰一人取り残さない福祉総合相談体制の整備

ひとり暮らしの高齢者世帯など見守りが必要な方や、経済的に困窮している方も増えており、社会に埋もれやすい課題を抱えている方々に対し、誰一人取り残さない相談支援を行っていくことが求められます。

そのため、福祉ニーズを的確に把握し、断らない相談支援を行うとともに、各部署の相談窓口とのネットワーク強化に努めていきます。

また、誰にとっても暮らしやすいまちとなるよう、外国人住民の相談体制を整えたり、ひきこもり、ホームレス等の様々な課題を抱えた人への支援のほか、犯罪をした者等の社会復帰の支援や居住支援などを行い、誰もが地域の仲間として共に暮らせるまちづくりを推進していきます。

■ 具体的な取組 ■

主な担い手	取組内容
市民 一人ひとり	○手助けや支援が必要で困っている人を知った時は、市役所や民生委員・児童委員、福祉推進員、自治会役員に伝えましょう。 ○誰もが地域の仲間として共に暮らせるまちづくりを推進しましょう。
地域団体 事業所等	○支援制度に関する情報が必要とする人に届いていないことに気づいたら、各種相談窓口や制度の利用についてお伝えしましょう。 ○身近に困っている人や生活に困窮している人を見つけたら、早急に関係機関につなげましょう。 ○外国人住民など困っている人等が相談しやすい地域の関係づくりを構築しましょう。
社会福祉 協議会	○福祉ニーズを的確に把握し、断らない相談支援を構築します。 ○米本コミュニティスペース「ほっこり」など、住民主体による相談窓口が各地域に設置できるよう努めます。 ○経済的な相談を含め、外国人への相談体制の充実・強化に努めます。 ○生活福祉資金貸付事業をはじめ、食料、物品等の支給など、生活に困窮している方の経済的な支援を行います。 ○顔の見える関係づくりを通じて、支え手・受け手という関係を越えたつながりを充実させます。 ○ひきこもり支援を強化し、ボランティアや住民の協力を得ながら社会とのつながりを深められるよう支援します。

◇市の取組◇	担当課等
◆福祉の総合相談体制の整備 ・複雑化・複合化した福祉課題に対しては、関係部署と連携を強化のうえ重層的支援体制整備事業を推進し、課題解決に向け伴走支援を行います。	福祉総合相談課
◆身近な相談窓口の充実 ・各専門部署において、身近な窓口の周知と個別対応の充実を図ります。また、福祉の支援につながる居住サポートに関する相談体制の整備と充実を図ります。	健康福祉課 健康づくり課 建築指導課 男女共同参画センター
◆ひきこもり，ホームレス等への支援 ・複合的な課題を抱え，早期就労が難しい方などに対し，生活習慣の改善やコミュニケーション能力の向上を目的とした支援を社協等と連携して行います。	福祉総合相談課
◆再犯防止に関する対策の推進 ・犯罪をした者等の就労，住まい，保健・医療及び福祉サービスなど再犯防止のための取組を，保護司等と連携して地域ぐるみで支援していきます。	福祉総合相談課

（施策９）必要な情報の伝達手段の推進

【重点④】

市や社協では、広報紙やホームページ、SNSの活用のほか、各福祉分野でチラシ等作成するなど必要な情報提供に努めてきました。しかし、アンケートから情報が十分に得られていない市民も一定数いることがわかっていため、必要な方に必要な情報を確実に伝えていく必要があります。

また、高齢者や障害のある方、外国人など必要な情報にアクセスすることが難しい方がいる中で、必要な人に必要な情報を確実に届けられるように、各年代の情報入手手段やニーズに応じた情報提供の工夫を図っていくほか、地域の人々で必要な情報を必要な人に伝えていくような仕組みを推進します。

■ 具体的な取組 ■

主な担い手	取組内容
市民 一人ひとり	○日ごろから福祉に関する情報に関心をもって、広報紙やホームページ、SNS等を活用して必要な情報を収集できるよう心掛けましょう。 ○必要な人に福祉の情報が伝わっていない場合は、相談窓口などの情報をお伝えしましょう。
地域団体 事業所等	○地域の福祉制度や福祉サービスに関する情報を共有しましょう。 ○情報入手が困難な人に必要な情報を届けられるよう、みんなで協力して伝えましょう。
社会福祉 協議会	○ＩＣＴ（情報通信技術）など様々な媒体を活用した広報活動や、若者へのアウトリーチの強化を図ります。 ○「福祉センターまつり」や「ボランティア・市民活動まつり」などイベントや行事の中で、活動団体とともに地域情報を提供します。 ○情報入手が困難な人に必要な情報が確実に届くよう、支会など地域の方々と連携して福祉に関する情報提供に努めます。

◇市の取組◇	担当課等
◆福祉等に関する情報提供の充実 ・福祉等に関する情報提供に関し、広報紙やホームページ、SNS等を活用するほか、各部署においてチラシなど作成して必要な情報を速やかに提供します。	福祉総合相談課 長寿支援課 障害者支援課 子育て支援課 健康福祉課
◆情報配信手段の充実 ・障害者や高齢者を含め、すべての市民が円滑に必要な情報を得られるように情報配信の充実に努めます。	広報広聴課 危機管理課 警防課 図書館

(施策10) 医療・福祉サービス基盤の充実

要支援・要介護認定者や障害者など、医療や福祉サービスを必要とする市民ニーズを把握し、適切なサービス提供と医療・福祉サービスを充実していくことが求められます。

そのため、市民が抱える多様な地域生活課題に対し、関係部署の事業を推進し、地域の医療・福祉サービスの提供基盤を充実するとともに、市民がより安心して利用できるサービスの提供・周知に努めます。

■ 具体的な取組 ■

主な担い手	取組内容
市民一人ひとり	○地域医療・介護に関する講演会ややちよ元気体操・健康講座等に積極的に参加しましょう。 ○安心して利用できる医療・福祉サービスに関して、気づいた意見や要望などがあれば、公的な会議等で積極的に伝えましょう。
地域団体事業所等	○地域住民が適切な医療・福祉サービスを受けられるように、地域の中で周知を図ります。
社会福祉協議会	○地域診断を実施し、社会資源の把握と創出に努めます。 ○支会で実施しているやちよ元気体操、健康サロン等を支援し、介護予防や健康づくりの推進に努めます。 ○「ゆいのわ八千代」を充実させ、様々なニーズに対応していきます。

◇市の取組◇	担当課等
◆医療・福祉サービスの提供基盤の充実 ・地域の医療機関と連携して、質の高い医療体制の確保に努めるとともに、日常生活が可能となる在宅医療・福祉サービスを提供し、安心できる自立生活を支援します。	福祉総合相談課 健康福祉課 長寿支援課 障害者支援課
◆福祉課題に対する経済的負担の軽減 ・様々な福祉課題に対し、各種の助成金や手当など経済的負担の軽減に努めます。	長寿支援課 障害者支援課 子育て支援課

【重点⑤】

（施策11）多機関協働による包括的支援のネットワークの構築

市民の中には、福祉の手助けが必要なのに関わらず、我慢を強いられてしまったり、支援の手が行き届いていないような人の存在も予測されます。様々な福祉課題が複雑化・複合化している方の暮らしを支えていくためには、関係機関が協働して包括的に支援していく必要があります。

そのため、支援が必要な人を見つけ、市や社協、関係機関等で受け止め、多機関が協働して福祉課題を解きほぐし、みんなで解決策を考えていく包括的支援のネットワークの構築を進めていきます。

■ 具体的な取組 ■

主な担い手	取組内容
市民 一人ひとり	○手助けが必要な人を知った時には、勇気をもって市や社協、関係機関等に伝えましょう。 ○地域の困りごとや地域生活課題を共有できるように、日ごろから自治会や支会活動等に出席して情報交換に努めましょう。
地域団体 事業所等	○地域において情報交換、地域生活課題の発掘等に努めましょう。 ○地域での活動の中で、支援が必要と感じた人を発見した場合は、民生委員・児童委員や専門の相談窓口につなぎましょう。
社会福祉 協議会	○社協発展・強化計画に基づき、理事会・評議員会を充実するとともに、多機関協働のネットワーク強化に努めます。 ○福祉分野以外の市民団体も含めて地域活動、支え合い活動を支援していきます。

◇市の取組◇	担当課等
◆多機関協働によるネットワークの構築 ・支援が必要な人を見つけ、市や社協、関係機関等で受け止め、多機関が協働して福祉課題を解きほぐし、解決を試みる包括的支援のネットワークの構築を進めます	福祉総合相談課 障害者支援課 母子保健課 建築指導課
◆地域組織・企業等との連携強化 ・自治会等自主防災組織や民生委員・児童委員，青少年健全育成協議会など地域団体と関係機関が連携を強化して，地域の課題解決に対応していきます。	企画経営課 危機管理課 生涯学習振興課

第4章 重層的支援体制整備事業 実施計画

(中とびら裏白)

第4章 重層的支援体制整備事業実施計画

1 重層的支援体制整備事業の概要

全国的に少子高齢化や核家族化が進行する中で、個人や世帯が抱える複雑・多様な生きづらさやリスクが顕在化し、社会的孤立など関係性の貧困の社会課題化、ダブルケアやいわゆる「8050問題」など、市民が抱える生きづらさやリスクが複雑化・複合化し、従来の高齢、障害、児童、生活困窮といった「属性別」の支援体制だけでは、対応が困難な状況になっています。このような現状に対し、令和2年6月に成立した「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第52号）により改正された社会福祉法（以下「法」という。）において、国は「重層的支援体制整備事業」の定義とそれに対する法定事業を基盤とした包括的な支援体制の構築が図られることとなりました。

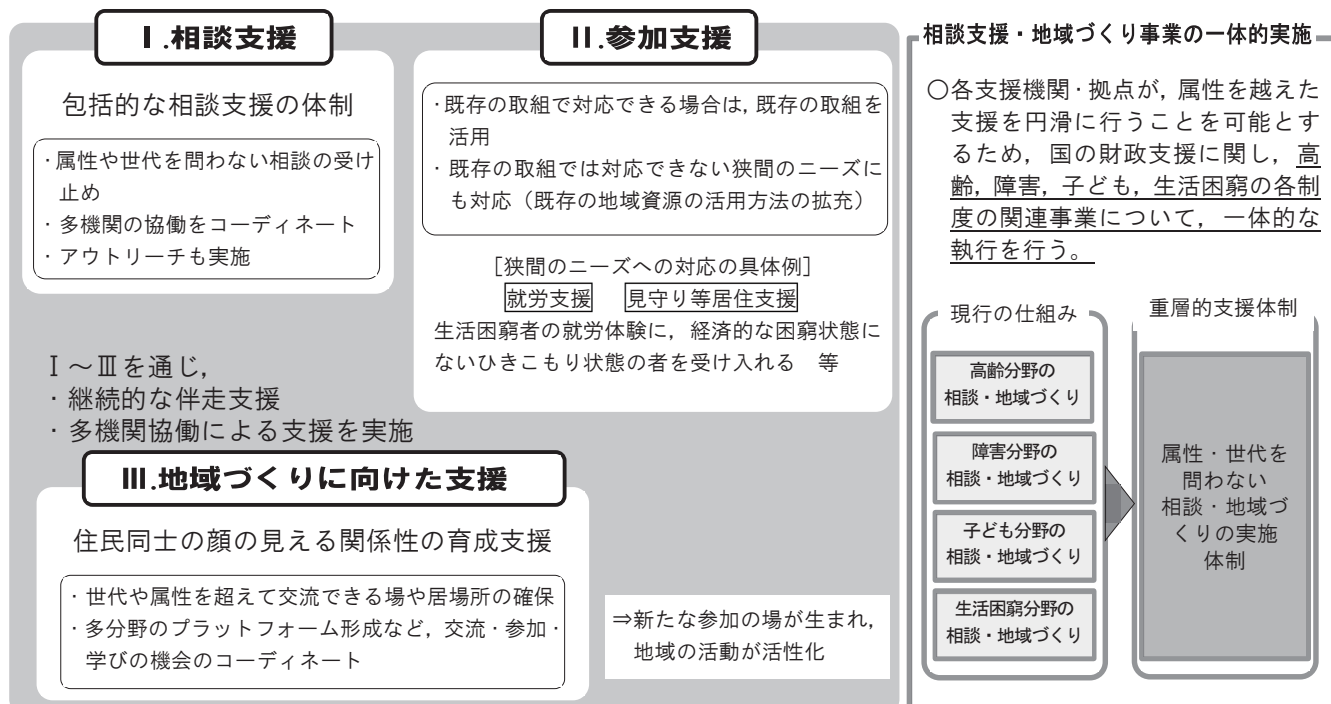
本市においては、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、市民の複雑化・複合化した課題に対し、支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、新たに創設された『重層的支援体制整備事業』の実施に取り組むこととします。

『重層的支援体制整備事業』は、

I. 相談支援 II. 参加支援 III. 地域づくりに向けた支援

の3つの支援を一体的に実施するものです。

■ 国の重層的支援体制整備事業の概要



I ～ III の 3 つの支援を一体的に取り組むことで、相互作用が生じ支援の効果が高まる。

・狭間のニーズにも対応し、相談者が適切な支援につながりやすくなることで、相談支援が効果的に機能する。

・地域づくりが進み、地域で人と人とのつながりができることで、課題を抱える住民に対する気づきが生まれ、相談支援へ早期につながる。

・災害時の円滑な対応にもつながる。

資料：厚生労働省「令和 2 年度 地域共生社会の実現に向けた市町村における包括的な支援体制の整備に関する全国担当者会議」資料から作成

2 基本的な考え方

複雑化・複合化した支援ニーズに対応する支援体制を構築します
～ 八千代市重層的支援体制整備事業実施計画 ～

本計画の内容は、社会福祉法第106条の5において位置づけられている「重層的支援体制整備事業実施計画」となるものです。

（１）基本方針

市では、これまでも高齢者や障害者、児童等の分野別の福祉計画を策定し、市民や事業者、関係機関と連携して取り組むとともに、地域福祉計画において、基本理念や基本目標に「認め合う」「共生」「わがまち」「一人ひとり」など、「地域共生」の考えを福祉施策推進の基本に据え取組を推進してきました。

この地域福祉計画の「認め合い 共に生きる わがまち 八千代市」の理念の下、重層的支援体制整備事業を活用し、すべての人に支援が行き届くよう、複雑化・複合化した支援ニーズに対応した包括的な支援体制の整備を図ります。

（２）重層的支援体制整備事業の方向性

各相談窓口においては、分野別の相談対応をしっかりと行っていくことで、従来の機能をベースにして連携強化や情報共有を図っていきます。

また、包括的かつ継続的な伴走支援を行うために、アウトリーチ等を通じた継続的な支援、多機関協働による支援体制を構築していきます。

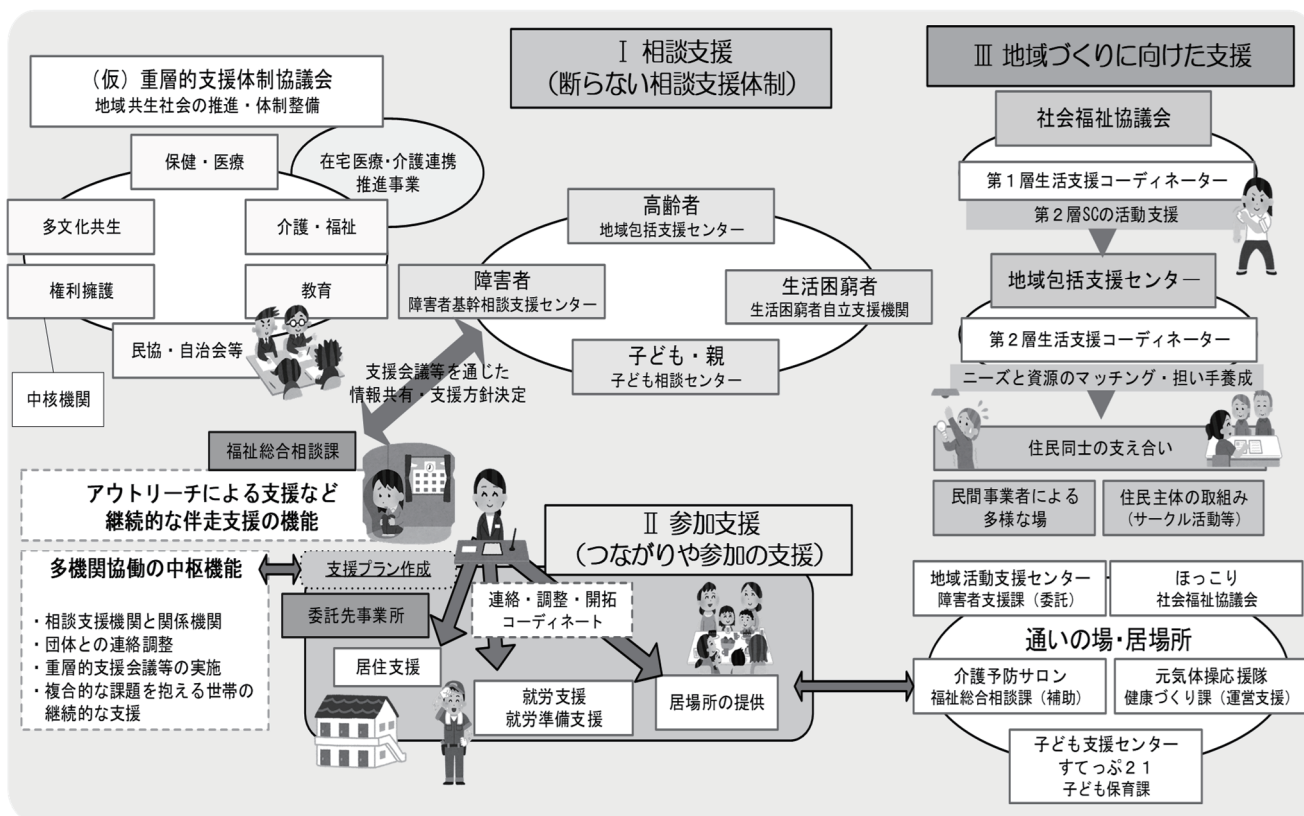
さらに、地域づくりに向けた支援については、分野ごとの既存の居場所・活動を横断的に活用して、多世代・多分野の方が利用できるように進めていきます。

3 八千代市における重層的支援体制整備事業について

従来の相談支援体制や地域づくりに関する事業を最大限に活用しながら、高齢者や障害者、子どもなどの分野や世代を問わずに包括的に受け止める「Ⅰ 相談支援」、社会とのつながりを図る「Ⅱ 参加支援」、交流や参加学びの場を作る「Ⅲ 地域づくりに向けた支援」の3つの支援を一体的にそれぞれ連携して取り組むことによって、誰一人取り残さない支援体制を構築していきます。

支援体制の構築にあたっては、市民の抱える複雑化・複合化した課題の解決や制度の狭間にあるニーズに対応できるように、下記の事業を実施しますが、事業の実施方法については行政直営での実施に限らず民間事業者等への委託も含めて検討していきます。

■八千代市における重層的支援体制整備事業のイメージ（事業内容を精査し、修正予定）



【今後の主な課題】

- ・既存の相談窓口での適切な支援機関へのつなぎと、連携すべき情報の共有化
- ・相談窓口の周知不足（令和5年度地域福祉計画策定に係る市民アンケート結果より）
- ・長期間にわたり社会的な関わりが乏しかった人への支援のマッチングやフォローアップ
- ・作成されている社会資源等の冊子やリストの共有化
- ・支援者の支援スキルの向上
- ・必要な支援が届いていない人を把握するための方策の検討
- ・複数の専門機関等が関わっているケースについて、支援の役割分担や支援プランの整理

I 相談支援

(1) 包括的相談支援事業（法第106条の4第2項第1号）

◆取組の方向性◆

介護、障害、子ども等の各関係機関で重層的な支援が行えるように体制を整えていくとともに、生活困窮分野においては、令和7年度から相談窓口を委託し、窓口の一本化を図ります。

相談者の属性（介護、障害、子ども等）、世代、相談内容等に関わらず、地域住民からの相談を幅広く受け止め、本人に寄り添い、抱える課題の解きほぐしや整理を行います。市では各分野の相談窓口を設置していることから、この相談窓口で一次的な相談を受けるとともに、複雑化・複合化した課題に対しては、チームアプローチやアウトリーチなどによる伴走支援などを中心として支援していきます。

また、福祉総合相談課は多機関協働の取組の事務局として基幹的な機能を有し、地域連携の中心的役割を担います。

【主な取組】

- 福祉に関する断らない相談の受け止め
- 相談窓口の周知
- 社会福祉法第106条の6に規定された支援会議の開催、体制の構築
- 福祉関係者向けの研修・勉強会の実施

■主な相談支援機関（今後、修正の可能性あり）

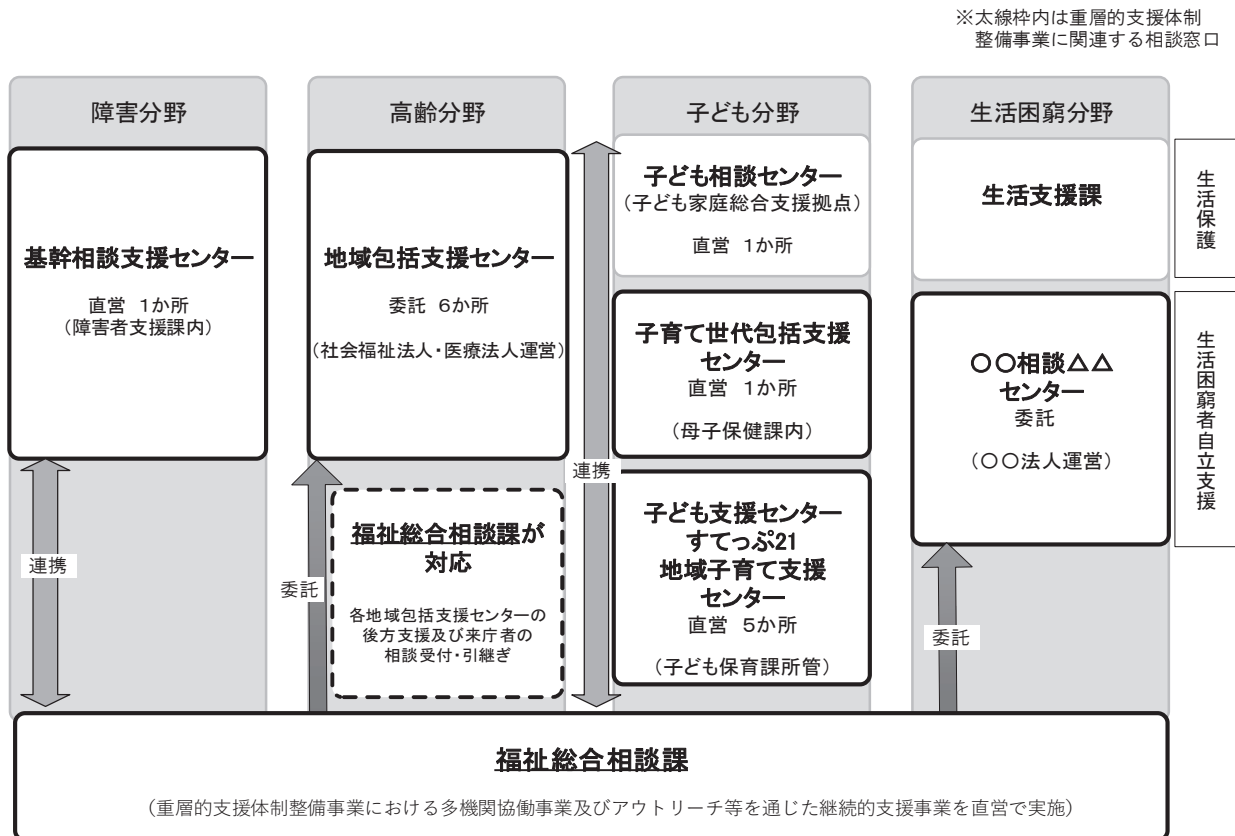
事業名	機関名等	設置数	所管課	主な支援対象者	管理運営
地域包括支援センターの運営	地域包括支援センター	6 か所	福祉総合相談課	高齢者	委託+直営(後方支援)
障害者相談支援事業	基幹相談支援センター	1 か所	障害者支援課	障害者	直営
利用者支援事業	子ども相談センター (子ども家庭総合支援拠点)	1 か所	子ども福祉課	妊娠中の方 子育て家庭	直営
	子ども支援センター すてっぷ21 子ども保育課窓口	2 か所 1 か所	子ども保育課	〃	直営
生活困窮者自立相談支援事業	福祉総合相談窓口	1 か所	福祉総合相談課	市民（多くの困りごとを抱えている人等） 生活困窮者	委託
		1 か所	生活支援課	生活保護受給者	直営

【市の福祉に関する相談窓口のイメージ】

相談者の目的が明確な場合は、分野ごとの相談窓口が対応します。

また、複数の分野にまたがる複合ケース、各分野だけで対応困難なケースなどは福祉総合相談課が各部署と連携して調整・対応を行います。

(今後、修正の可能性あり)



令和7年4月予定

(2) アウトリーチ等を通じた継続的支援事業（法第106条の4第2項第4号）

◆取組の方向性◆

福祉総合相談課では、本計画策定以前より、アウトリーチを実施していることから直営での実施を進めていきます。

アウトリーチ等を通じた継続的支援事業は、長期にわたるひきこもりの状態にあるなど、必要な支援が届いていない人に支援を届けるためのものです。

事業の主な対象としては、複数の分野にまたがる複合的な課題を抱えている人・世帯，自ら支援を求めることができない人・世帯，支援につながることに拒否的な人・世帯を想定しており，本人から利用申込（本人同意）を得ることが難しいことも想定されるため，本人と直接かつ継続的にかかわるための信頼関係の構築や，本人とのつながりの構築に向けた支援を行っていきます。

【主な取組】

- 支援を必要とする方へのアウトリーチによる支援及び継続的な伴走支援
- アウトリーチ等継続支援プランの作成
- 必要な支援が届いていない人を把握する手段や方法の検討
- 地域住民とのつながりの構築
- 地域情報の共有と支援関係機関とのネットワークの構築

事業名	所管課	管理運営
アウトリーチ等を通じた継続的支援事業	福祉総合相談課	直営

(3) 多機関協働事業（法第 106 条の 4 第 2 項第 5 号）

◆取組の方向性◆

福祉総合相談課では、以前から庁内調整や関係機関へのつなぎなど多機関協働に関連する業務を実施していることから、直営での実施を進めていきます。

複雑化・複合化した支援ニーズを有し、様々な課題の解きほぐしが求められる事例に対して支援を行います。支援関係機関の抱える課題の把握や、各支援関係機関の役割分担、支援の方向性の整理といった、事例全体の調整機能の役割を担います。

事業の主な対象としては、複雑化・複合化した課題を抱えている人・世帯、単独の支援機関では対応が難しく複数の支援機関が関わっている人・世帯、各支援機関の役割分担や支援の方向性などの整理が必要な課題を有する人・世帯を想定しています。

多機関協働事業の推進にあたっては、「相談支援包括化推進員」が連携の中心となって、保健、医療、福祉、教育、雇用、司法などの関係機関の連携強化に努めます。

【主な取組】

- 複雑化・複合化した支援ニーズに対する関係機関等調整
- 多機関協働支援プランの作成
- 重層的支援調整会議の開催
- マニュアル作成等による、支援のつなぎ方、連携方法、対象者等を検証・検討
- 庁内関係部署及び関係機関等と対象者の共通認識を持てる仕組みづくり

事業名	所管課	管理運営
多機関協働事業	福祉総合相談課	直営

Ⅱ 参加支援（法第106条の4第2項第2号）

◆取組の方向性◆

生活困窮者支援と共通する部分が多いことから、生活困窮者自立支援事業と一体的に実施し、民間事業者へ委託します。

事業の主な対象としては、既存の社会参加に向けた支援では十分に対応できない個別性の高いニーズを有している人を想定しています。

経済的困窮や障害福祉サービスに該当しないひきこもりの方への支援など、既存の支援だけでは対応が難しいニーズに対し、サービス提供事業者などと連携して、オーダーメイドのサービス提供の実施を目指します。

具体的には、地域の社会資源とのコーディネートやマッチングを行うほか、既存の社会資源の拡充や新たな社会資源の開拓により、多様な支援メニューを生み出していきます。また、社会参加の場につながった後は、定着に向け一定期間フォローアップを行います。

さらには関係機関による「重層的支援会議」などによる検討を踏まえ、多機関協働事業などと連携して推進します。

【主な取組】

- 参加支援プランの作成
- 既存の社会資源や支援メニューの把握・整理

事業名	機関名	所管課	管理運営
参加支援事業	業者が決まり次第，確定	福祉総合相談課	委託

Ⅲ 地域づくり支援（法第106条の4第2項第3号）

◆取組の方向性◆

各分野で実施している地域づくりに関する取組を活用しつつ、既に民間事業者等で同様に実施しているものもあることから、一部事業の助成・委託も含めて検討していきます。

市内には、高齢者、障害者、子どもなどの福祉分野を中心とした交流や活動の場が多数あります。こうした活動の「場」や「人」を社会資源として把握し、世代や属性を超えて交流できるよう「人と人」や「人と居場所」などをつなぎ合わせるとともに、交流や活動の場を周知し、参加を促すことによって、多様な担い手が出会うプラットフォームを促進し、地域における活動の場を広げていきます。

【主な取組】

- 様々な分野のニーズに対応できる既存事業の可能性の整理
- 既存の交流の場や居場所等の周知・啓発の強化
- 多世代・多分野の人が利用できる居場所・活動の開拓

（今後、修正の可能性あり）

事業名	市事業名	事業の概要	所管課	管理運営
地域介護予防活動支援事業	やちよ元気体操応援隊	介護予防	健康づくり課	直営
	介護予防サロン	介護予防	福祉総合相談課	補助
生活支援体制整備事業		高齢者に対する生活支援事業や、担い手となるボランティア等を育成する生活支援コーディネーターの配置	福祉総合相談課	委託
地域活動支援センター事業		地域活動支援センターの管理運営	障害者支援課	委託等（2か所）
地域子育て支援拠点事業	地域子育て支援センター	妊娠期から出産、乳幼児期までの切れ目のない支援の提供 安心して子育てができる地域づくりの推進 次の親になる世代に向けての支援の提供	子ども保育課	直営（5か所）
生活困窮者等のための地域づくり事業	（仮）ほっこり等	多分野・多世代が利用できる居場所の提供	福祉総合相談課	補助（社協等）

4 重層的支援体制整備事業の推進体制

重層的支援体制整備事業の実施にあたっては、以下の会議体・協議体を設置し、本計画に沿って適切に事業を推進していきます。

（１）重層的支援会議

本人から同意を得られているケースについて、多機関協働事業や参加支援事業、アウトリーチ等による継続的支援事業のプラン（個別支援計画）の策定、支援の終結・中断等について協議 決定を行う会議です。この会議は、重層的支援体制整備事業による支援が適切かつ円滑に実施されるために開催されるものであり、①プランの適正性の協議 ②プラン終結時等の評価 ③社会資源の充足状況の把握と開発に向けた検討の３つの役割を果たすことが求められます。

開催頻度：随時

根拠法令等：（仮）八千代市重層的支援体制整備事業実施要綱

構成員：１）市関係各課 ２）市「福祉窓口」 ３）その他市長が必要と認める者

（２）支援会議

複雑化・複合化した課題等があり支援が必要である（と思われる）にもかかわらず、本人から同意が得られないために支援が進まないケース等について、早期の支援体制の検討等を行う会議です。会議の構成員に対する守秘義務を設け、構成員同士が安心して潜在的な課題を抱える人に関する情報の共有等を行うことを可能とすることにより、地域において関係機関等がそれぞれ把握していながらも支援が行き届いていない個々の事例の情報共有や地域における必要な支援体制の検討を円滑にするものです。この会議は、法第106条の6の規定に基づき設置します。

開催頻度：随時

根拠法令等：社会福祉法，（仮）八千代市重層的支援体制整備事業実施要綱

構成員：１）市関係各課 ２）関係機関 ３）その他市長が必要と認める者

(3) (仮) 重層的支援体制整備事業推進協議会

重層的支援体制整備事業を円滑に実施し，各関係機関と施策の方向性などの共有を図るための協議会です。本計画の推進状況の管理・策定を行うほか，福祉分野以外の関連する施策との調整などを行っていきます。

開催頻度：随時

根拠法令等：(仮) 重層的支援体制整備事業推進協議会設置要領

構成員：1) 市関係各課 2) 関係機関 3) その他市長が必要と認める者

第5章 成年後見制度利用促進 基本計画

(中とびら裏白)

第5章 成年後見制度利用促進基本計画

1 成年後見制度利用促進基本計画の背景

近年、我が国では人口減少、高齢化、単身世帯の増加等を背景として、地域社会から孤立する人や身寄りがないことで生活に困難を抱える人の問題が顕在化しており、地域共生社会の実現を目的とした様々な福祉施策等が進められているところです。

成年後見制度は、認知症、知的障害、精神障害等によって判断能力が不十分な人の権利擁護を支える重要な手段であり、身上保護と財産管理の支援によって、本人の地域生活を支える役割を果たしています。

平成28年5月に施行された「成年後見制度の利用の促進に関する法律（以下「促進法」という。）」において、ノーマライゼーション、自己決定権の尊重、身上保護の重視といった制度の理念がさらに尊重され、国は平成29年3月に「成年後見制度利用促進基本計画」を策定し、さらに、令和4年度からは成年後見制度の利用を含む権利擁護支援のニーズの多様化及び増大する見込み等に対応するため、第二期計画を策定し、より一層の取り組み強化に努めているところです。

本市では、平成27年4月に設置した福祉総合相談室において、庁内の福祉分野の基幹的な役割を担う体制を構築するとともに、八千代市社会福祉協議会（以下、市社協という）に成年後見制度利用支援に係る業務を委託し、後見支援センターとして、成年後見の利用促進に関する取組や市民後見人の養成などを市と市社協が連携して推進してきました。令和5年度には「八千代市成年後見制度利用促進協議会設立準備会」を立ち上げ、権利擁護支援の中核的な機能を有する「中核機関」の具体的な体制や役割の整理など行った上で、令和6年4月に、権利擁護全体を推進する「八千代市権利擁護連携支援センター」を市社協に設置しています。

今回、「第2次八千代市地域福祉計画」の策定に併せて「八千代市成年後見制度利用促進基本計画」を位置づけ、成年後見制度の周知啓発や利用支援、相談体制整備、関係機関・関係団体等との連携など、制度の利用促進の充実に努めていくものです。

【八千代市の成年後見利用促進体制に関する取組状況】

年月	内容
平成 27 年 4 月	福祉の総合相談を受ける窓口として、庁内に「福祉総合相談室」を設置。長寿支援課から高齢者の措置に関する業務、障害者支援課から基幹相談及び虐待防止、措置に関する業務が移管され、あわせて市長申立業務を実施。
同年	市社協に成年後見利用支援に関する業務を委託。市社協にて「後見支援センター」を設置。
平成 30 年 4 月	組織改正に伴い、高齢者の措置に関する業務は長寿支援課、障害者の基幹相談及び虐待防止、措置に関する業務はそれぞれ障害者支援課に移管。
同年	市民後見人養成研修開始（3 ヶ年計画）
令和 3 年 10 月	市民後見人台帳に 5 名登録（養成終了がコロナ禍により 1 年延期）
令和 4 年 2 月	庁内に「八千代市成年後見制度利用促進体制整備検討会」を設置。
同年	第 2 期市民後見人養成研修開始（3 ヶ年計画）
令和 4 年 6 月	検討会において、市社協の成年後見運営委員会委員の有識者との意見交換会を実施。以後、対面 4 回・書面 1 回開催。
令和 5 年 3 月	成年後見制度の利用促進に係るとりまとめを行い、検討会を廃止。
令和 5 年 4 月	福祉総合相談室と地域包括支援センターの業務を主とした「福祉総合相談課（福祉総合相談班・地域包括ケア推進班）」を設置。高齢者の措置に関する業務を含め、「成年後見制度の利用促進に関すること」「高齢者の権利擁護に関すること」を所掌。
令和 5 年 5 月	庁内に「八千代市成年後見制度利用促進協議会設置準備会」を設置。アドバイザーとして弁護士会・司法書士会・社会福祉士・市民後見人・市社協の有識者を招聘して実施。以後、対面 4 回開催。
令和 6 年 4 月	「権利擁護の推進を図ること」及び「成年後見制度の支援体制を整備すること」を主たる目的とする「八千代市権利擁護連携支援センター（市社協委託）」を設置。
令和 6 年 5 月	「八千代市権利擁護ネットワーク推進協議会」を設置。
令和 6 年 7 月	令和 6 年度第 1 回八千代市権利擁護ネットワーク推進協議会を開催。

2 八千代市の現状及び課題

(1) 成年後見制度の利用状況等

八千代市における成年後見制度利用者数は、令和6年8月1日現在274人です。しかし、判断能力の低下等により、日常生活に支障が生じている高齢者や障害者は介護認定や障害者手帳の取得状況、認知症の有症率等から潜在的に多くいることが想定されます。

家族等の支援を受けている人や既に制度を利用されている人も考えられますが、成年後見制度がまだ十分に利用されていない状況が想定されます。

■ 成年後見制度の利用状況(令和6年8月1日)

(単位:人)

後見の種類	法定後見			任意後見
類型	(後見類型)	(保佐類型)	(補助類型)	
類型別件数	210	54	9	
総数	273			1

資料：千葉家庭裁判所

■ 判断能力が不十分で、支援が必要と想定される人数

認知症推定値 令和6年3月末時点

本市の軽度認知障害有病者推計値	7,357人	年齢別人口×年齢別認知症有病率により推計(R6.3.31現在)
本市の認知症有病者推計値	4,739人	
本市の65歳以上の単身世帯の割合	18.9%	単身世帯数9,580世帯÷高齢者人口50,785人(R2国勢調査結果)
単身の認知症・軽度認知症有病者推計値	2,286人	(MC17,357人+認知症4,739人)×18.9%

資料：認知症及び軽度認知障害の有病率調査並びに将来推計に関する研究」より作成

障害者手帳所持者数 令和6年3月末時点

18歳以上の中度以上の療育手帳所持者数	395人	知能指数が概ね50以下で日常生活において介助を必要とする者
1級の精神障害者保健福祉手帳所持者数	249人	日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度の者

資料：障害者支援課

(2) 成年後見制度に関する相談等の状況

① 権利擁護連携支援センター（八千代市社会福祉協議会）

令和6年4月より、権利擁護支援の中核的な機能を有する「八千代市権利擁護連携支援センター（以下、連携支援センターという）」を市社協に設置し、判断能力が不十分な方が成年後見制度を含む権利擁護に関する制度を利用しやすい体制を整えています。

また、市社協では、千葉県社会福祉協議会（以下、県社協という）から日常生活自立支援事業業務を受託し、相互に連携を図って運営しています。

各相談窓口における相談件数は、障害者分野では増加傾向にありますが、高齢者分野では横ばいもしくは減少傾向にあり、相談窓口が市民に十分に知られていない状況がうかがえます。

日常生活自立支援事業の利用者は、近隣他市に比べて多い状況です。

■ 後見支援センター（市社協）における相談件数の推移

	令和 2年度	3年度	4年度	5年度
高齢者	231人 (延べ666人)	105人 (延べ216人)	117人 (延べ243人)	80人 (延べ158人)
精神障害者	20人 (延べ47人)	4人 (延べ11人)	17人 (延べ38人)	8人 (延べ12人)
知的障害者	22人 (延べ55人)	24人 (延べ52人)	18人 (延べ32人)	18人 (延べ35人)
その他	26人 (延べ33人)	28人 (延べ30人)	18人 (延べ22人)	14人 (延べ88人)
合計	299人 (延べ801人)	161人 (延べ309人)	170人 (延べ335人)	120人 (延べ293人)

資料：八千代市社会福祉協議会

■ 法人後見等の状況

法人後見 受任件数	法人監督 受任件数	合計	市民後見人養成人数（後見支援員としての実務終了者数）
9件	5件	14件 ※後見支援センター設置当初からは延べ31件を受任	8名 (うち、市民後見人台帳登録者数は5名で市民後見人として受任中)

(令和6年8月時点)

■ 日常生活自立支援事業の状況

	利用者数	待機者数
日常生活自立支援事業	76人	14人

(令和6年8月時点)

② 八千代市地域包括支援センター

本市は市内6か所に高齢者の総合相談の窓口として、「八千代市地域包括支援センター」を設置しています。同センターにおいて、成年後見制度や日常生活自立支援事業など判断能力が低下した方が利用できる制度の相談に応じています。

■ 地域包括支援センターにおける相談件数 (単位：件)

	令和 2年度	3年度	4年度	5年度
成年後見制度	65	69	46	56
日常生活自立支援事業	24	16	15	12

注) 相談件数は市内6か所のセンターの合計

③ 障害者支援課（基幹相談支援センター）

本市は障害者支援課内に障害者の総合相談の窓口として、「基幹相談支援センター」を設置しています。同センターにおいて、成年後見制度や日常生活自立支援事業など判断能力が低下した方が利用できる制度の相談に応じています。

■ 基幹相談支援センターにおける相談件数 (単位：件)

	令和 2年度	3年度	4年度	5年度
権利擁護に関する相談	3	2	12	32

(3) 市長申立て・報酬助成の状況

福祉総合相談課では、成年後見制度の市長申立て及び報酬助成を行っています。

市長申立ては、後見等開始の審判の請求を自ら行うことが困難で、親族等による請求も期待できない場合に市が代わりに審判請求を行うものです。申立て件数は、ほぼ横ばいです。

また、報酬助成は、成年後見人等への報酬を支弁することが困難な方に対して助成を行うものです。令和4年度に要件を緩和したことに伴い、利用者数は増加傾向にあります。

①市長申立て件数

(単位：件)

	平成 29年度	30年度	令和 元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
高齢者	3	8	14	9	10	15	9
障害	0	1	2	2	1	3	3
合計	3	9	16	11	11	13	12

②報酬助成件数

(単位：件)

	平成 29年度	30年度	令和 元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
高齢者	10	13	11	10	16	23	23
障害	3	2	4	5	4	5	10
合計	13	15	15	15	20	13	33

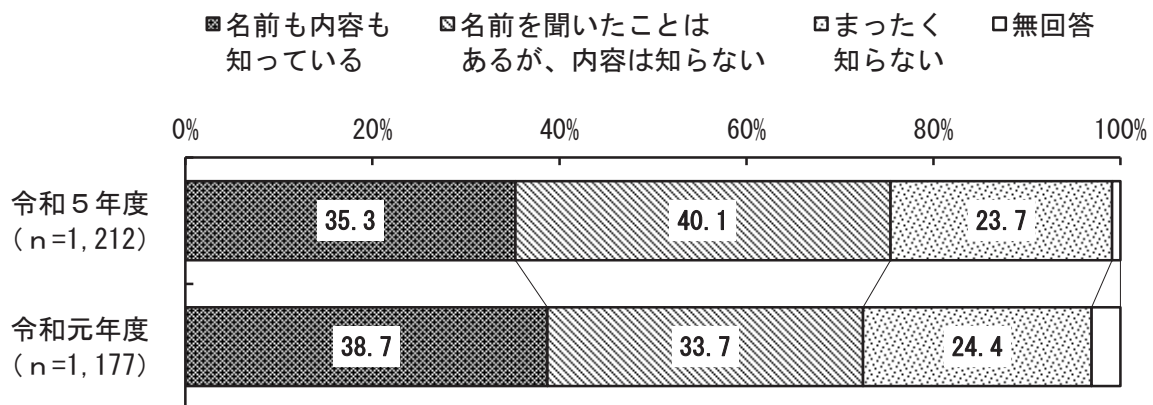
(4) 成年後見制度に関するアンケート結果

令和5年度の市民アンケートの結果では、成年後見制度に関する認知は「名前も内容も知っている」と「名前を聞いたことはあるが、内容は知らない」を合わせて75.4%ですが、令和元年度と比較すると「名前も内容も知っている」が3.4ポイント減少しています。

また、自分の判断能力が不十分になった場合に財産を任せたい人は、「家族・親族（成年後見制度を利用）」と「家族・親族（成年後見制度を利用しない）」を合わせて、“家族・親族”が8割以上を占めています。

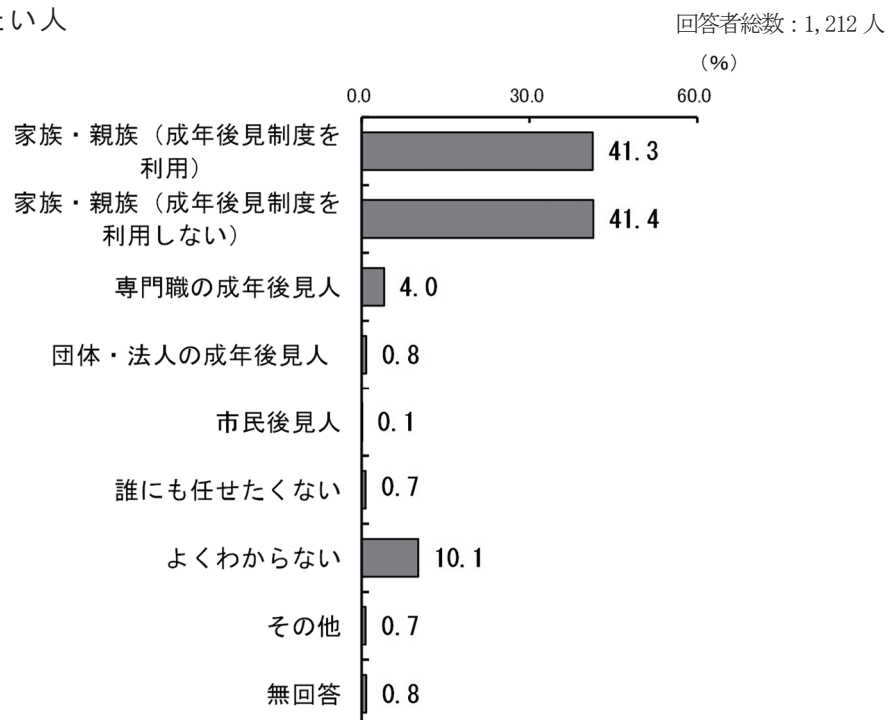
成年後見制度が、市民に十分に知られていない、相談に繋がっていない、利用に至っていないといった状況がうかがえます。

■ 成年後見制度の認知



注) 無回答値は省略

■ 財産を任せたい人

回答者総数：1,212人
(%)

出典：八千代市地域福祉に関するアンケート

3 基本的な考え方

尊厳のある本人らしい生活の継続と、地域社会への参加を図る
権利擁護の支援を進めます

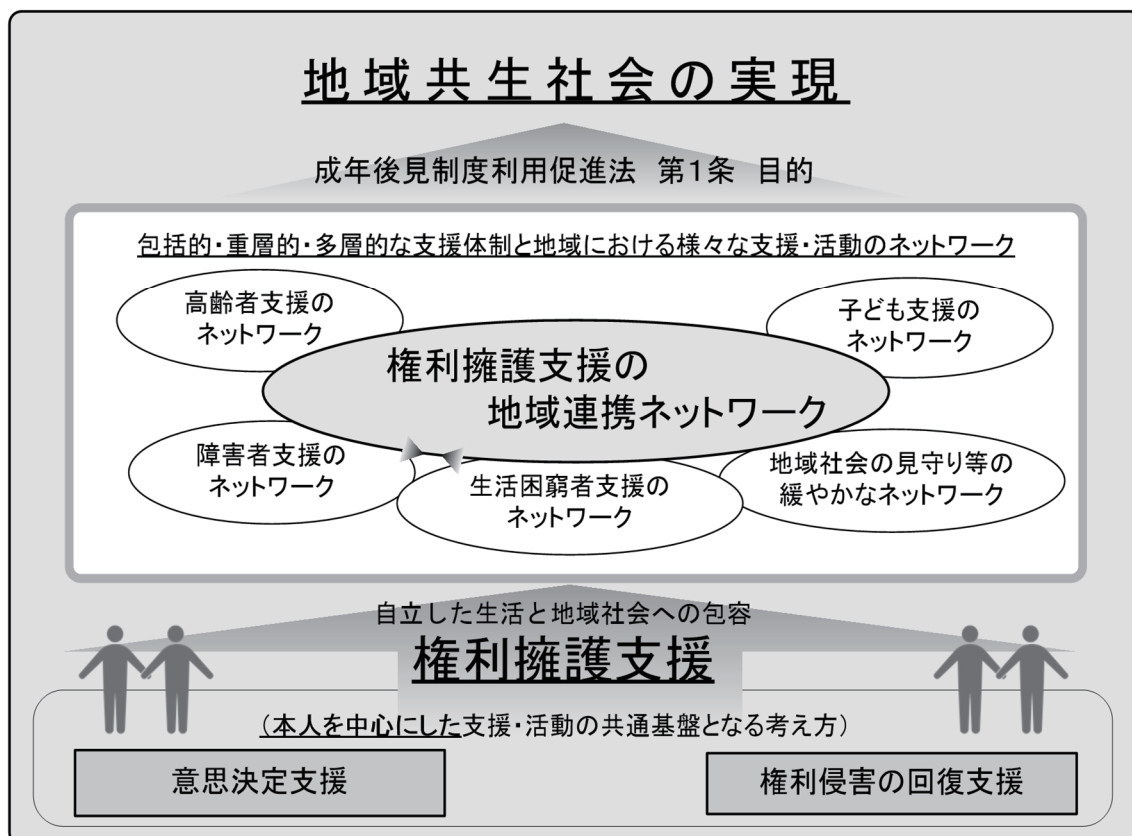
～ 八千代市成年後見制度利用促進基本計画 ～

本計画は、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」第14条の当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画となるものです。

成年後見制度は、認知症、知的障害、精神障害等によって判断能力が不十分な人の権利擁護を支える重要な手段であり、身上保護と財産管理の支援によって、本人の地域生活を支える役割を果たしており、より一層の取組強化が求められています。

本市では、地域共生社会の実現に向けて、本人を中心にした支援・活動における共通基盤となる「権利擁護支援」を位置づけた上で、権利擁護支援の地域連携ネットワークの一層の充実など成年後見制度の利用促進に努めています。

■ 成年後見制度の利用促進に向けて



出典：厚生労働省

4 取組内容

(1) 成年後見制度等の理解促進と権利擁護支援策の充実

◆施策の方針◆

＊広報紙やホームページによる情報発信，制度周知のためのリーフレットの作成等を通じて，成年後見制度等の理解促進と権利擁護の支援策の普及啓発を進めます。

事業等	事業概要	主な取組
① 成年後見制度等の普及啓発	支援が必要な人が適切な制度利用に結びつくよう，成年後見制度等の理解促進と権利擁護の支援策の普及啓発を行います。	○広報活動，情報発信 ○相談窓口の周知 ○市民向け講演会 ○専門職，福祉職向け研修
② 総合的な権利擁護支援策の充実	成年後見制度以外の権利擁護支援策を総合的に充実させ，本人を支える各種方策や司法による権利擁護支援策の充実に取り組みます。	○日常生活自立支援事業との連携 ○新たな連携・協力体制の構築による生活支援・意思決定支援

(2) 尊厳のある本人らしい生活を継続するための成年後見制度の運用改善等

◆施策の方針◆

＊成年後見制度に関する相談対応や専門職団体との連携を強化し，後見人の活動を支援することで，必要な方が安心して制度を利用できる運用改善等を進めます。

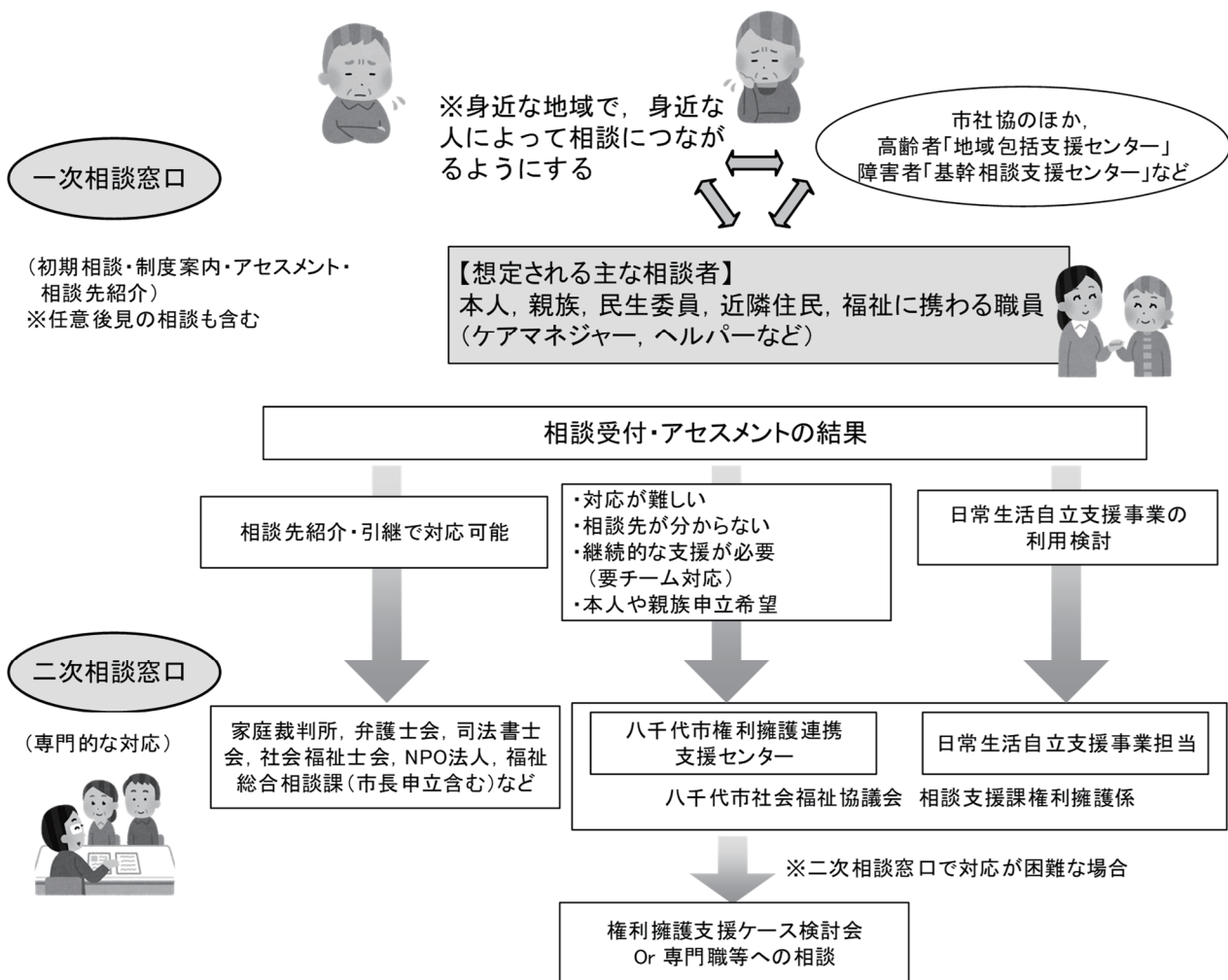
事業等	事業概要	主な取組
① 利用しやすい環境整備と担い手の支援	成年後見制度を利用しやすい環境整備と，後見業務を行えるよう人材の育成やサポート体制を充実するものです。	○成年後見制度の利用支援 ○市民後見人の養成 ○後見活動の支援

【権利擁護に関わる相談や制度案内の流れ】

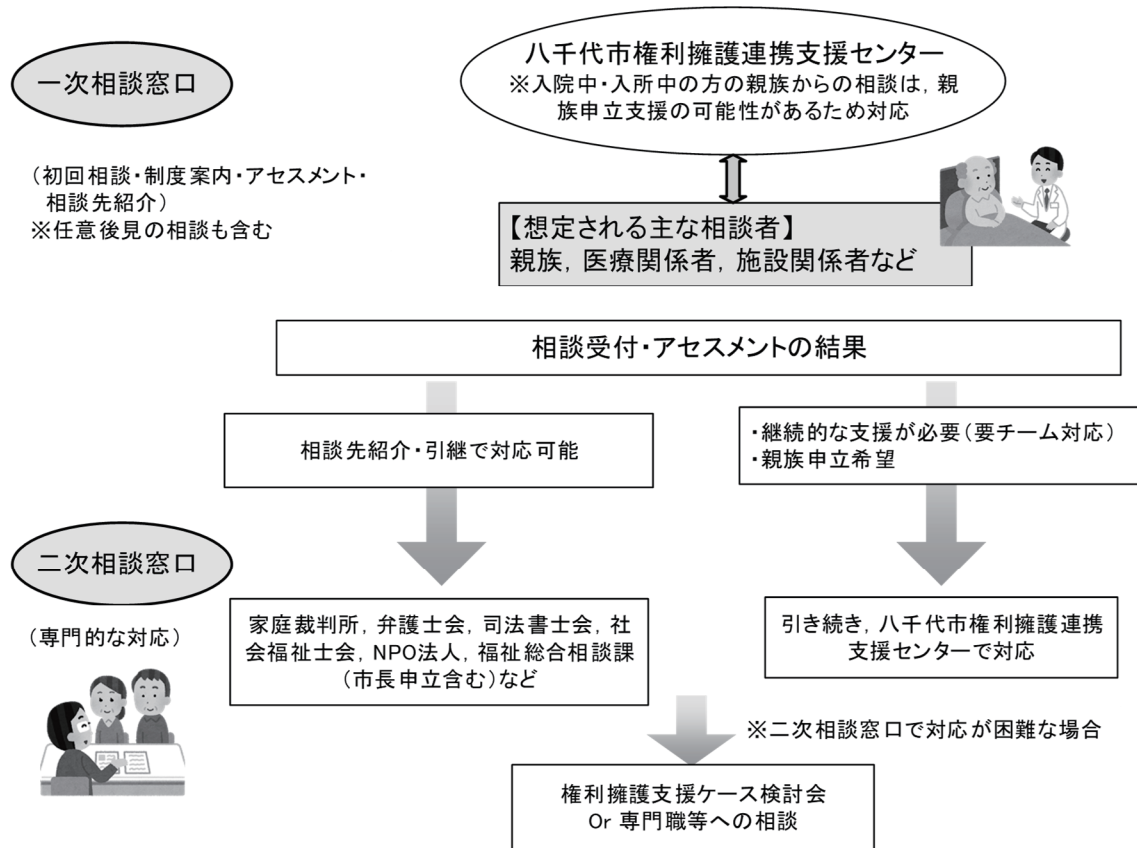
一次相談窓口は、身近な地域において、身近な人とのつながりによって、確実に相談につなげられる体制をつくっていくものです。そして、二次相談窓口では、一次相談窓口の受付・アセスメントの結果に基づき専門的な対応を図っていきます。

なお、二次相談窓口においても対応が困難な場合は、権利擁護支援ケース検討会等により対応を図っていきます。

■ 権利擁護を必要とする人が「在宅」の場合のケース



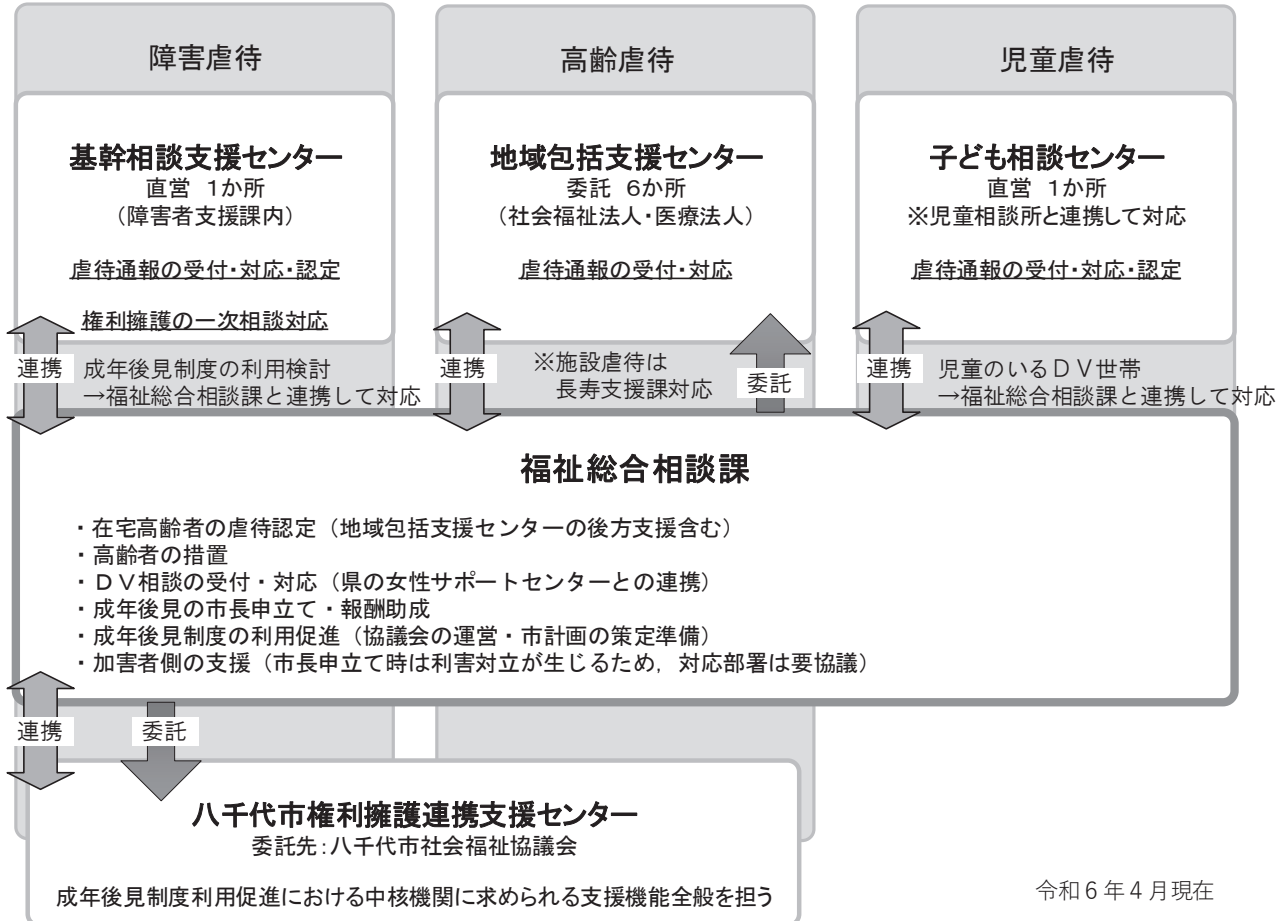
■権利擁護を必要とする人が「入院中・入所中（退院・退所の予定がない）」の場合のケース



【市の虐待等対応窓口及び権利擁護の体制】

虐待通報の受付は分野ごとの窓口において対応します。

また、世帯全体に課題のあるケースや加害者側への支援が必要なケースは福祉総合相談課が各部署と連携して調整・対応を行います。



令和6年4月現在

(3) 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり

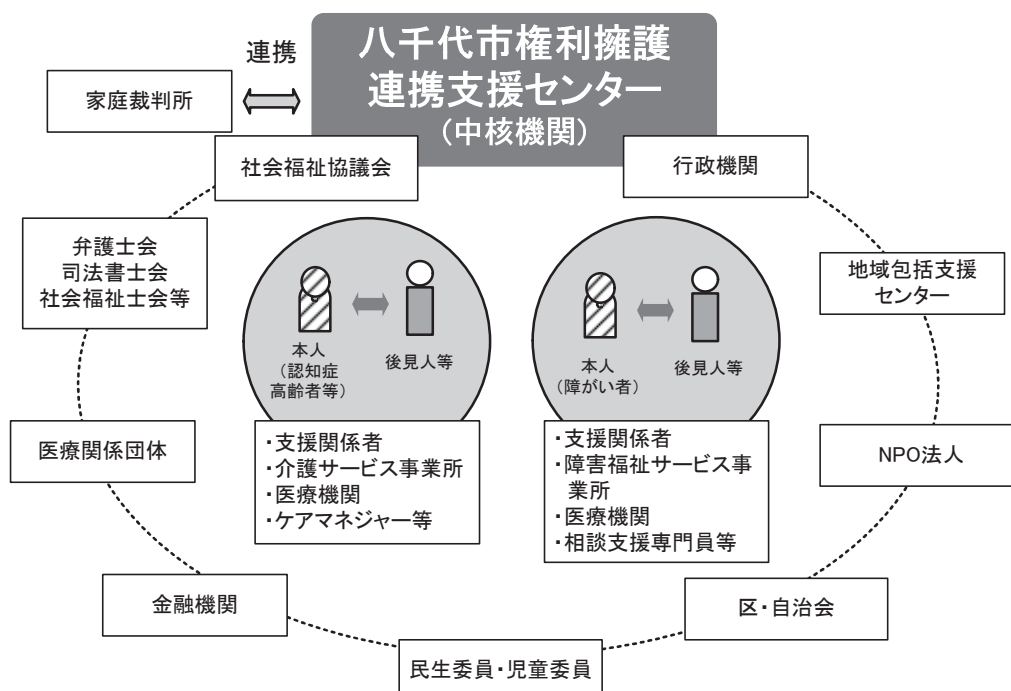
◆施策の方針◆

＊権利擁護支援の地域連携ネットワーク体制を構築し、真に支援の必要な人の早期発見に努めながら成年後見制度の利用につなげられる仕組みづくりを進めます。

事業等	事業概要	主な取組
① 権利擁護支援の地域連携ネットワーク体制の構築	支援を必要とする人を早期に発見し、適切な支援につなげられるよう、権利擁護の地域連携ネットワーク体制の構築を進めるものです。	○中核機関の円滑な運用 ○権利擁護支援チームの形成 ○権利擁護ネットワーク推進協議会の推進
② 権利擁護支援の地域連携ネットワークの機能強化	権利擁護支援に関わる関係者が、「共通理解の促進の視点」、「多様な主体の参画・活躍の視点」、「機能強化のための仕組みづくりの視点」をもって、それぞれの場面に応じ、自発的に協力して取り組むものです。	○共通理解の促進 ○多様な主体の参画・活躍 ○機能強化のための仕組みづくり ○計画の推進体制

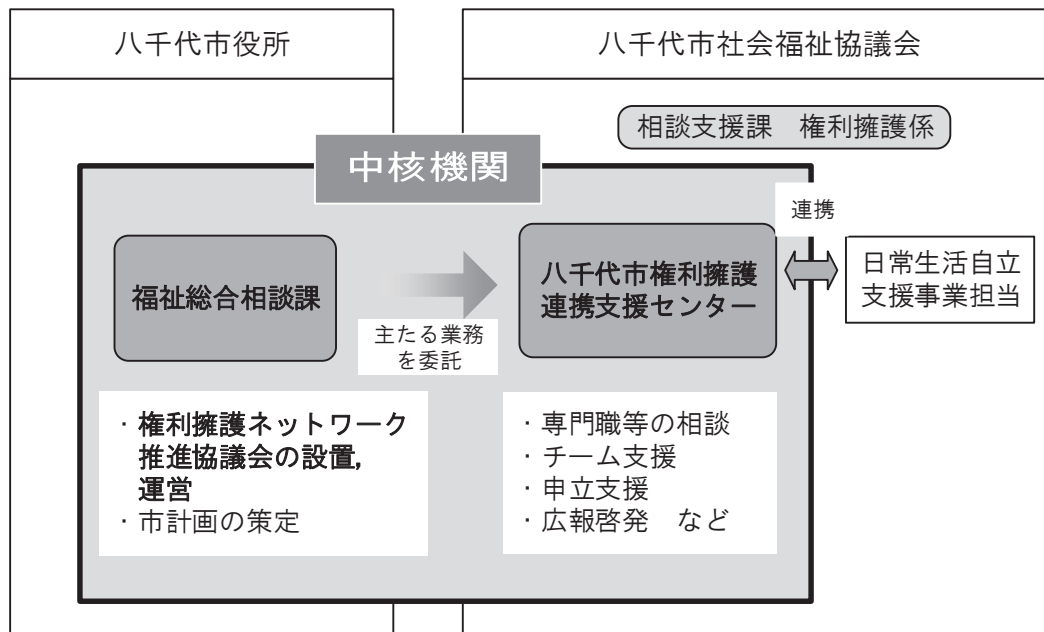
■権利擁護支援の地域連携ネットワーク体制のイメージ

権利擁護支援の必要な人が、本人らしい生活を守るための制度として成年後見制度を利用できるよう、八千代市権利擁護連携支援センター（中核機関）や相談窓口を根幹としながら、行政、社会福祉協議会、家庭裁判所、事業者など支援関係者が連携して、必要な支援につなげるネットワーク体制を構築します。



■八千代市権利擁護連携支援センター（中核機関）のイメージ

中核機関の主要業務は「八千代市権利擁護連携支援センター（社協委託）」が担いますが、委託先への丸投げにならないよう、施策の反映や団体間の調整を要する「権利擁護ネットワーク推進協議会」は、八千代市が設置し運営していきます。



5 成年後見制度利用促進基本計画の推進体制

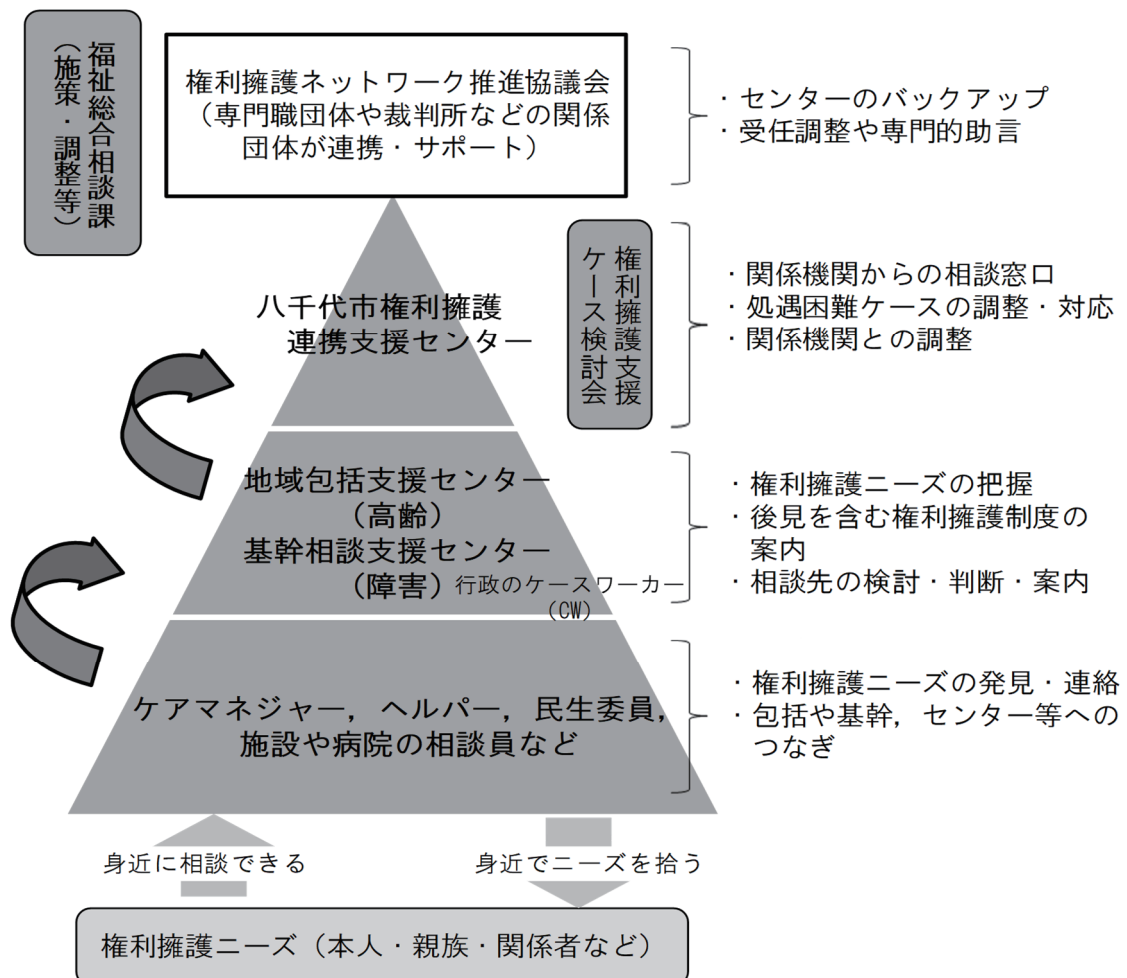
(1) 成年後見制度利用促進基本計画の進行管理

本計画は、地域福祉計画の点検及び評価指標と合わせながら推進し、計画の期間は、八千代市地域福祉計画と同じ令和7年度から令和11年度までの5年間とします。また、八千代市権利擁護ネットワーク推進協議会にて、計画の進捗状況の報告・評価を行います。

(2) 推進体制と機能

以下、権利擁護支援の地域連携ネットワーク機能を構築のうえ取組を推進していきます。

■ 権利擁護支援の推進体制イメージ



■「八千代市権利擁護連携支援センター」の機能

八千代市権利擁護連携支援センターは、権利擁護支援の中核的な機能を有する「中核機関」として、令和6年4月に八千代市社会福祉協議会に委託し設置しています。

【連携支援センターが担う業務】

- ①権利擁護，成年後見制度に関する相談支援業務
- ②成年後見申立の手続等の支援業務
- ③成年後見制度普及啓発業務
- ④市民後見人及び市民後見人候補者支援業務
- ⑤関係機関等とのネットワーク構築業務
 - ア：八千代市権利擁護ネットワーク推進協議会への運営協力
 - イ：受任者調整及びチーム支援
 - ウ：権利擁護に関する情報の収集及び提供
 - エ：行政機関，関係機関等，専門職等との連携
 - オ：成年後見人等への支援
- ⑥法人後見の受任業務
- ⑦その他の権利擁護，成年後見制度の利用促進に関する必要な業務

■「八千代市権利擁護ネットワーク推進協議会」の機能

本市は、成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号）に基づき、権利擁護支援における司法，医療，福祉等の関係機関による地域連携ネットワークを構築し，意見交換，協議，協力等を行う，八千代市権利擁護ネットワーク推進協議会（以下，ネットワーク協議会という）を設置しています。

【ネットワーク協議会が所掌する事項】

- ①成年後見制度を含む権利擁護支援に関わる関係機関とのネットワーク体制整備
- ②成年後見制度の利用の促進
- ③中核機関の運営及び評価
- ④市成年後見制度利用促進基本計画に関する事項

潜在的なニーズの掘り起こし，専門職や福祉職への研修，理解促進，運用の改善等

八千代市権利擁護ネットワーク推進協議会委員名簿（令和6年10月1日時点）

区分・所属	委員
千葉県弁護士会 高齢者・障がい者支援センター	佐久間 貴幸
千葉司法書士会公益社団法人成年後見センター リーガルサポート千葉県支部	高橋 岳
千葉県社会福祉士会権利擁護センターぱあとなあ千葉	市川 澄子
近隣医療機関等連携協議会	水野 智行
認知症疾患医療センター	岩下 正樹
八千代市介護サービス事業者協議会	白濱 徳之
八千代市障害者自立支援協議会	小竹 祐二
法人後見実施団体	内田 勇人
障害者基幹相談支援センター	藤平 陽子
地域包括支援センター	山田 英二

■「権利擁護支援ケース検討会」の機能

八千代市権利擁護連携支援センターでは、判断能力が十分でなく、権利擁護支援を必要とする高齢者及び障害者についての支援方針等を権利擁護の視点から検討するため、検討会を設置しています。

【権利擁護支援ケース検討会で協議する事項】

- ①チーム支援を含む個別ケースの支援方針
- ②成年後見制度の審判申立の要否
- ③法人後見等の適否を含む受任または候補者調整
- ④成年後見制度以外の支援策

構 成 員：弁護士・司法書士・社会福祉士・関係行政職員・八千代市権利擁護連携支援センター職員

開催頻度：令和6年度は2か月に1回開催（令和7年度以降はケース数に応じて開催予定）

(裏白)

第 6 章 計画の推進体制と進行管理

(中とびら裏白)

第6章 計画の推進と進行管理

1 地域福祉を進める人材の育成と確保

地域福祉活動を主体的に推進する関係団体については、メンバーの高齢化や新しいメンバーが入らないこと、リーダーや後継者が育成されないといったことが課題にあげられており、地域福祉を進める人材の育成と確保が重要な課題です。

そのため、地域活動の担い手を増やすため、各活動のさらなる広がりや新たな活動の場の提供、研修等による人材育成に努めます。

主な担い手	取組内容
市民 一人ひとり	○ボランティア活動や地域活動に積極的に参加しましょう。 ○ボランティアに必要な知識を身につけるため、研修等に参加しましょう。
地域団体 事業所等	○地域活動団体等はボランティア活動希望者を積極的に受け入れましょう。 ○これまでに培ったノウハウを地域のボランティア研修や講演会等に活用しましょう。 ○ボランティア講座やリーダーを養成する研修等への参加を呼びかけましょう。
社会福祉 協議会	○生活支援員の育成及び、スキルアップに努めます。 ○福祉・医療従事者との連携を拡充します。 ○ボランティアリーダーを養成します。
市の取組	○自治会や地域団体、ボランティア団体等の定例会などを活用して福祉情報の提供や研修等を行い、地域人材の育成を支援します。 ○関係機関と連携して、社会福祉従事者の専門性の向上に努めます。

2 地域の関係団体等による協働の取組

地域の関係団体等においては、アンケート結果から地域での様々な困りごとに今後対応したいと考えている団体等もみられ、前向きな取組の姿勢がうかがえます。

そのため、社会福祉法人、NPO法人等の地域・関係団体が、企業などと共に、より活発に福祉活動が行えるよう取り組みます。

また、地域団体や市民活動への市民の積極的な参加を促していきます。

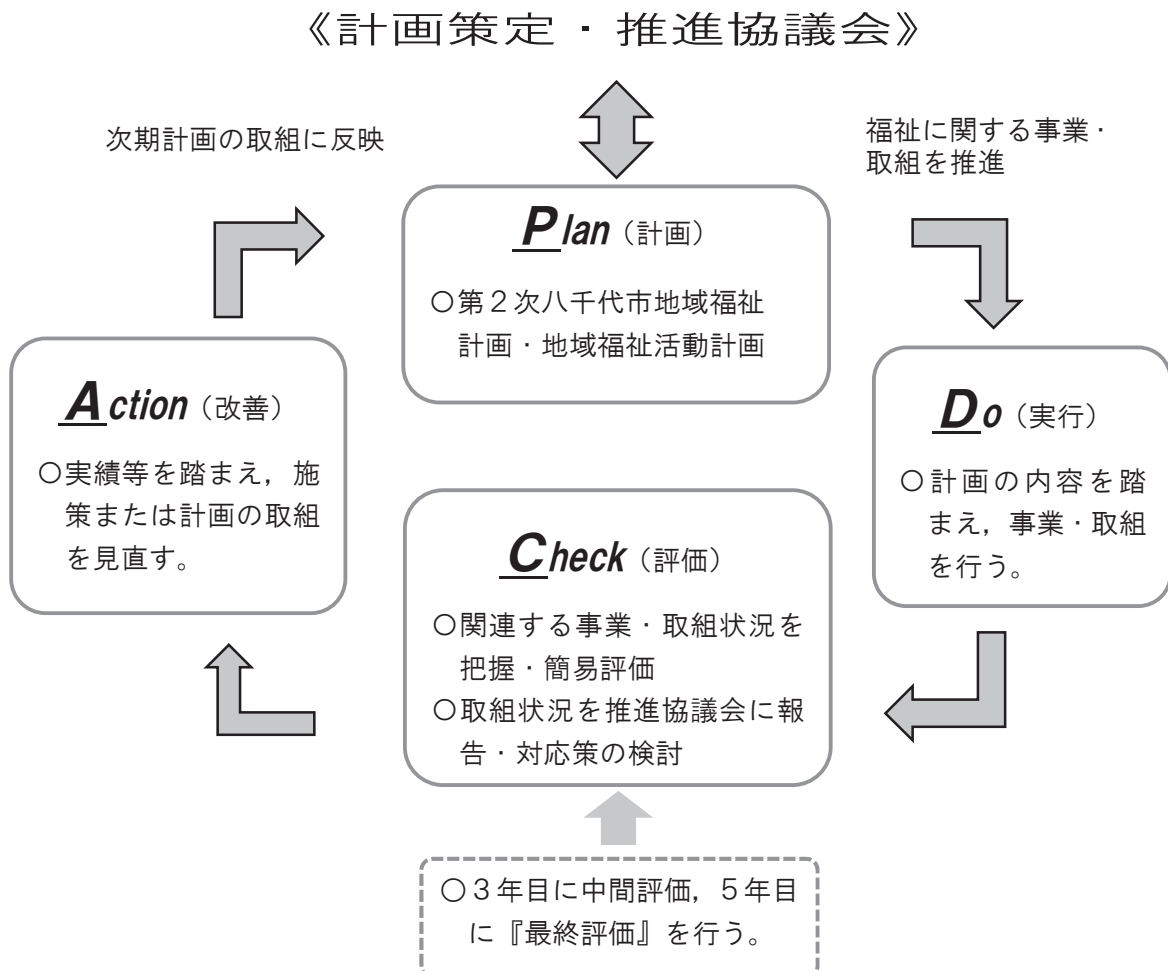
主な担い手	取組内容
市民 一人ひとり	○企業や社会福祉法人等が取り組む社会貢献活動を応援しましょう。
地域団体 事業所等	○各種団体のノウハウを地域福祉活動に活用していきましょう。 ○地域課題を解決していくために、社会福祉法人・NPO法人などと連携して地域福祉のネットワークの輪を構築していきましょう。
社会福祉 協議会	○企業のCSR（企業の社会的責任）活動を支援します。 ○社会奉仕団体等の会合に出向き、地域課題の共有及び地域貢献活動・地域福祉活動の啓発を実施します。 ○社会福祉法人による公益的な取組を支援します。
市の取組	○各部署において、地域団体等と協働して、課題の解決に向けた取り組みを推進します。 ○地域課題等の解決に向けて、民間企業等との包括連携協定などに取り組みます。

3 計画の進行管理と評価方法

(1) 計画の進行管理

- 計画の進行管理は、P D C A サイクル（計画：Plan, 実行：Do, 評価：Check, 改善：Action）に基づき、毎年度、関係部署に対し関連する事業・取組状況を把握して整理します。
- 毎年度の進捗状況を整理して、中間評価や最終評価に活かします。

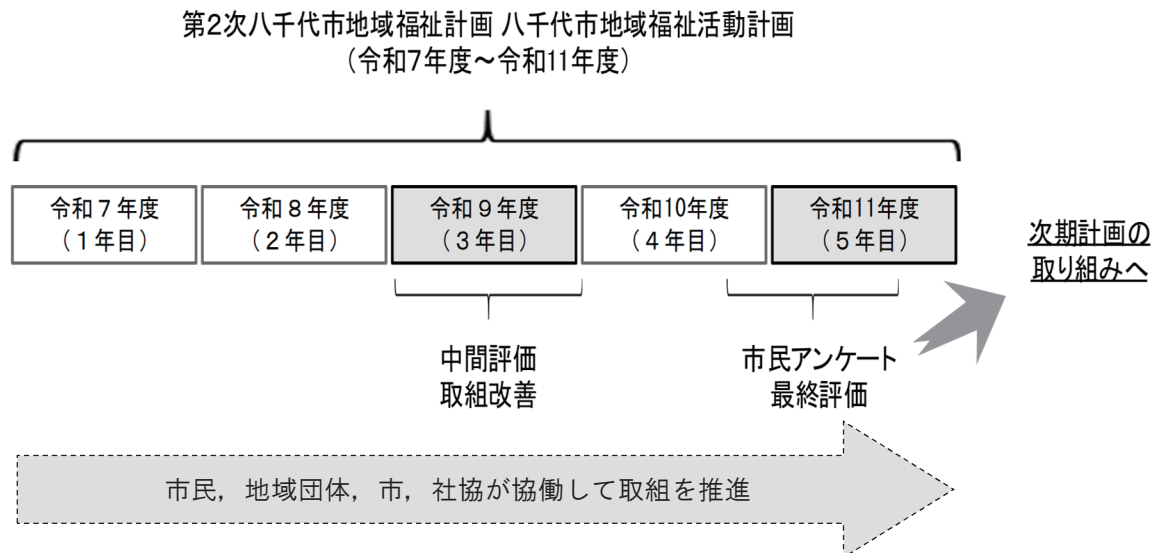
■計画の進行管理（P D C A サイクルのイメージ）



(2) 評価方法

- 評価方法は、成果指標及び取組指標のほか、社協支会で開催する「わがまち元気プロジェクト（地域懇談会）」において、具体的に何が進んで何が課題なのかを確認し、改善していくこととします。
- 3年目の中間評価では、各部署による取組の自己評価と、地域福祉計画推進協議会の客観的評価によって取組を評価します。
- 5年目の最終年度には、市民アンケート調査結果を踏まえた成果指標を確認のうえ、最終評価します。
- なお、評価結果は、次期計画の取組の改善につなげていくこととします。

■評価方法のイメージ



4 成果指標と取組指標

- 「地域福祉に関するアンケート（令和5年10月実施）」の中から成果指標を設定します。成果指標は計画期間の終了時にアンケート結果で検証します。
- なお、取組指標は各事業実績を踏まえ定量的に検証するものとします。

《基本目標1》 支え合い、助け合いの「ふくし文化」をはぐくむ人づくり

【成果指標】	現 状 (令和5年度)	目 標 (令和11年度)
地域住民の支え合いや助け合いが必要だと思う人の割合（「とても」＋「ある程度」）	94.1%	増加傾向
ボランティア活動に興味ある人の割合	48.7%	増加傾向

【取組指標】	現 状 (令和5年度)	目 標 (令和11年度)
ボランティア登録数（実施計画）	2,146人	
企業、団体対象の福祉教育実施回数（社協）		

《基本目標2》 誰もが安心して生きがいをもって暮らせる福祉のまちづくり

【成果指標】	現 状 (令和5年度)	目 標 (令和11年度)
成年後見制度の名前も内容も知っている人の割合	35.3%	増加傾向
地域の防災活動に参加している人の割合	13.0%	増加傾向

【取組指標】	現 状 (令和5年度)	目 標 (令和11年度)
福祉避難所の協定締結数（実施計画）	9事業所	

《基本目標3》 地域福祉を進める包括的支援の体制づくり

【成果指標】	現 状 (令和5年度)	目 標 (令和11年度)
周囲から十分理解してもらえず生きづらいと感じている人の割合	6.1%	減少傾向
困りごとがあるが、相談先がわからない人の割合	11.7%	減少傾向

(裏白)

第 7 章 地区別計画

(中とびら裏白)

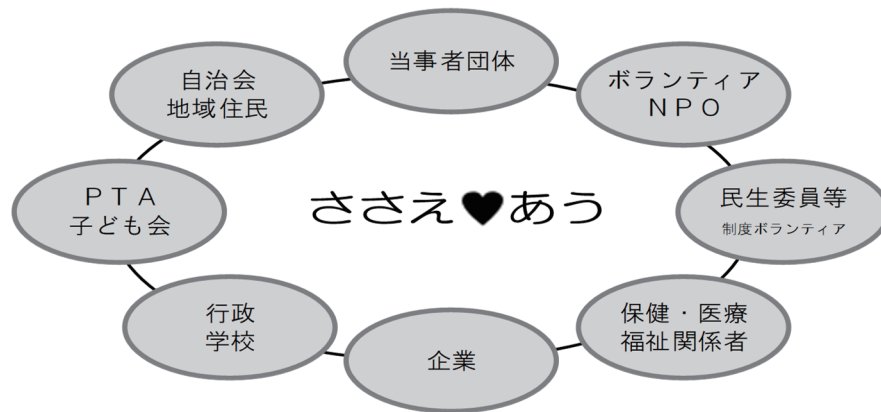
第7章 地区別計画

1 地区別計画について

今回、第2次地域福祉計画及び地域福祉活動計画の策定にあたっては、市及び社協により『わがまち元気プロジェクト』を開催し、これまでの取組等によって充実した内容や地区の課題を共有したうえで、21の社協支会ごとの取組内容を地区別計画として整理しました。

社協支会
とは？

住民一人ひとりの福祉課題を地域全体の課題として捉え、その解決に向けお互いに支え合いながら、誰もが安心して暮らせるまちづくりを地域の皆さんが主体的に活動するための組織です。



《わがまち元気プロジェクト（地域懇談会）の様子》



八千代台北東支会



大新上支会



睦支会

【阿蘇地域】

本地域は市の北東部，新川の東側に位置しています。地域には新川，高野川が流れ，その周辺には水田地帯が広がり，水田に囲まれるようにある台地には里山が見られるなど，緑豊かな自然環境に恵まれた地域です。

《地域データ》

地域の範囲	下高野・米本・米本団地・神野・保品・堀の内・上高野 (阿蘇米本学園区内)
面積	11.2km ²
人口(世帯) 高齢化率 ※令和6年3月末	9,489人(5,271世帯) 36.6%



■わがまち元気プロジェクト等（地域懇談会）から

自然豊かで昔からの地域のつながりが強く，地縁関係が続いていることが地域の特徴としてあげられています。また，自治会活動が活発で，防犯等，地域の見守り体制が構築されています。



コミュニティスペース
ほっこり米本



農業体験

■米本地区『米本支会（団地班・南班）』

将来どんな“まち”でありたい？

- 幅広い世代が、ボランティア活動に積極的になれるまち
- 子どもが増え、元気な声が響きわたるまち
- 老後をゆっくり過ごせて、いつまでも元気で暮らせるまち

■地区の特徴や変わってきたこと

- ・ほっこりなど居場所づくりが進んだ
- ・元気な高齢者が多く、自治会活動も活発になっている
- ・見守り活動に力が入っている 等

■地区の課題

- ・バスがさらに減便し不便になった
- ・子どもや若い人が少なくなり、ひとり暮らし高齢者が増えている
- ・買い物が不便になり病院や薬局もなくなった 等

■これから自分たちができること

- ・ほっこりなどの居場所を大切にしてい、積極的に利用しましょう！
- ・笑顔であいさつ、ご近所と声をかけあいましょう！

《施策の方向性》

- (3) ボランティア・地域活動の推進
- (5) 生活の行動手段の工夫と体制整備
- (10) 医療・福祉サービス基盤の充実

■阿蘇北部地区『阿蘇北部支会』

将来どんな“まち”でありたい？

- 気軽に外に出られる安全安心なまち
- 皆が健康で過ごせるまち

■地区の特徴や変わってきたこと

- ・子どもたちが積極的に挨拶する
- ・自然に恵まれ農家とのつながりがある
- ・声かけなど地域のつながりが強い 等

■地区の課題

- ・人と対面する機会の減少
- ・地域の担い手、支会の福祉員が減少
- ・買い物や交通が不便
- ・空き家問題や交通事故の危険性 等

■これから自分たちができること

- ・困っている人に声をかけましょう！
- ・人とかかわる機会や、世代間の交流の場を作りましょう！

《施策の方向性》

- (2) 地域の居場所づくりの推進
- (3) ボランティア・地域活動の推進
- (7) 助け合い活動の担い手の養成

【村上地域】

本地域は市の東部に位置しています。

地域の北部は新川周辺の水田や斜面緑地が見られ、台地には八千代の特産である梨の畑が広がるなど、恵まれた自然環境がある一方で、地域の南部には東葉高速線の村上駅、東葉勝田台駅と京成本線の勝田台駅があり、交通利便性が高いことから住宅地が広がっており、村上駅の周辺には、土地区画整理事業による良好な市街地が形成されています。

《地域データ》

地域の範囲	村上・村上南・村上団地・下市場・勝田台北・上高野 (村上東中学区内)
面積	6.3km ²
人口(世帯) 高齢化率 ※令和6年3月末	34,151人(16,649世帯) 25.0%



■わがまち元気プロジェクト等(地域懇談会)から

駅やバスの利用しやすさなどから住宅も増え、買い物や交通の利便性が比較的高いことがあげられています。また、外国人たちの集まる場など、国際性、多様性があることがあげられています。



コミュニティスペース
ほっこり村上



まつりへの出店

■村上地区『村上支会』

将来どんな“まち”でありたい？

- だれもが楽しく安心して暮らせるまち
- ボランティア活動が活発に行われるまち

■地区の特徴や変わってきたこと

- ・空き地などに新しい家が増加している
- ・元気体操などのグループがある
- ・外国の人も自治会行事や祭りに参加
- ・買い物が便利になった 等

■地区の課題

- ・サロンが少ない
- ・高齢化や認知症の方が増加している
- ・高齢化が進んでいる
- ・バス代が値上がりし、困っている 等

■これから自分たちができること

- ・ゴミ出しや買い物など、できることをお手伝いしましょう！
- ・様々な年代のボランティアを育成していきましょう！

《施策の方向性》

- (3) ボランティア・地域活動の推進
- (9) 必要な情報の伝達手段の推進

■上高野原地区『上高野原支会』

将来どんな“まち”でありたい？

- 隣近所で仲良く会話ができるような関係が築けるまち
- 幅広い世代とつながりが持てるまち

■地区の特徴や変わってきたこと

- ・夏祭りが再開した
- ・自治会に若い世代や外国人が増えた
- ・移動スーパーなど買い物が便利に 等

■地区の課題

- ・車が増加し通学路など危ない箇所もある
- ・世代間交流やつながる場、集まれる場所が少ない
- ・お手伝いの必要な人がわかりにくい 等

■これから自分たちができること

- ・地域活動やイベントに積極的に参加しましょう！
- ・必要な情報を共有しながら支会活動を進めていきましょう！

《施策の方向性》

- (2) 地域の居場所づくりの推進
- (3) ボランティア・地域活動の推進
- (9) 必要な情報の伝達手段の推進

■村上中央地区『村上中央支会』

将来どんな“まち”でありたい？

- 地域全体が一つになって協力できるまち
- 多文化交流が活発なまち

■地区の特徴や変わってきたこと

- ・ほっこり村上ができ、子どもとのコミュニケーションも増えた
- ・買い物が便利になった
- ・生活支援サービス「にないて」の活動が始まった 等

■地区の課題

- ・独居の方が増えている
- ・バスの便が少なくなった
- ・子どもの居場所が少ない
- ・ベンチや買い物ついでに寄れるサロンなどがほしい 等

■これから自分たちができること

- ・交流を通じて、多様な文化を理解していきましょう！
- ・みんなが外出しやすい環境を作っていきましょう！

《施策の方向性》

- (1) 多様な生き方や多文化を認め合う
市民理解の推進
- (2) 地域の居場所づくりの推進
- (5) 生活の行動手段の工夫と体制整備



【睦地域】

本地域は市の北西部、新川の西側に位置しています。地域には新川、神崎川、桑納川が流れ、その周辺には水田地帯や里山など、水と緑に囲まれた豊かな自然が広がっています。

北部の大学周辺には学園都市として開発された住宅地が広がり、南部には吉橋工業団地を有しています。

《地域データ》

地域の範囲	桑納・麦丸・吉橋・真木野・神久保・小池・桑橋・佐山・平戸・島田・島田台・尾崎・大学町
面積	14.1km ²
人口（世帯） 高齢化率 ※令和6年3月末	7,212人（3,394世帯） 30.2%



■わがまち元気プロジェクト等（地域懇談会）から

地域の祭りや助け合い、つながりがあることが地域の特徴としてあげられています。また、自然豊かな地域で子育てができていることのほか、大学や福祉施設があることなども地域の特徴となっています。



世代間交流事業
(2枚とも)

■睦地区『睦支会』

将来どんな“まち”でありたい？

- 住民同士の助け合いで住みよい睦に
- 交通の便を良くすることで安心して移動できるまちに

■地区の特徴や変わってきたこと

- ・地域の祭りや助け合い、つながりがある
- ・通いの場が活性化している
- ・自然が豊かで、新鮮野菜が入手しやすい
- ・小中学校との連携が復活 等

■地区の課題

- ・空き家が増えている
- ・抜け道など狭い道路の交通量が多い
- ・買い物など移動手段がなく困っている人が増えている

■これから自分たちができること

- ・行動手段の充実を考えていきましょう！
- ・地域住民がつながり、集える場をつくっていきましょう！

《施策の方向性》

- (1) 多様な生き方や多文化を認め合う
市民理解の推進
- (2) 地域の居場所づくりの推進
- (5) 生活の行動手段の工夫と体制整備



【大和田地域】

本地域は市のほぼ中央部，新川の西側に位置しています。地域の中央部には東葉高速線の八千代中央駅を中心に都市的な市街地が形成されており，南部には国道296号沿いに「成田道（なりたみち）の宿場」の面影が残る街並みが見られるほか，北部にはゆりのき台と斜面林を隔てて八千代工業団地が立地するなど，多彩な街並みを形成しています。

《地域データ》

地域の範囲	大和田・萱田・萱田町・ゆりのき台・大和田新田の一部（萱田中・大和田中の学区内）
面積	7.2km ²
人口（世帯） 高齢化率 ※令和6年3月末	50,703人（22,433世帯） 20.7%



■わがまち元気プロジェクト等（地域懇談会）から

買い物や交通の便が良いことや治安の良さなどが地域の特徴としてあげられているほか，子どもたちが元気に遊んでいること，子どもを安心して遊ばせられること，元気な高齢者が多いことやサークル活動も活発と特徴があげられています。



福祉バザー



ふれあいサロン

■小板橋地区『小板橋支会』

将来どんな“まち”でありたい？

- 子どもが安心して遊べるまち
- 古くからの住民と新しい住民が共存し、みんなを想い支え合えるやさしいまち

■地区の特徴や変わってきたこと

- ・ まちがきれいになった
- ・ 元気な人、元気な高齢者が多い
- ・ 公会堂で子ども食堂が始まる
- ・ 町会で子供祭りを盛り上げている 等

■地区の課題

- ・ 高齢者の買い物が不便
- ・ 歩道が狭い、ガタガタで危険
- ・ 町会活動が年配の一部の人のみ
- ・ 子どもが気軽に遊べる場所がない 等

■これから自分たちができること

- ・ みんなが集まり、交流できる場を作ろう！
- ・ 地域ぐるみで防犯、防災に備えましょう！

《施策の方向性》

- (3) ボランティア・地域活動の推進
- (4) 防災を通じた福祉のまちづくりの推進
- (7) 助け合い活動の担い手の育成

■大和田地区『大和田支会』

将来どんな“まち”でありたい？

- 気軽に相談でき、それが受け継がれていくまち
- いくつになってもだれもが楽しく輝けるまち

■地区の特徴や変わってきたこと

- ・ ボランティアやサークル活動が活発
- ・ 子どもたちが公園で大勢遊んでいる
- ・ 環境保全活動で街路がきれいになった
- ・ 地域と学校の関係が近くなった 等

■地区の課題

- ・ 幅広い世代が集える場所を作りたい
- ・ 地域の意見を反映させて、防災活動やコミュニティスペースを充実
- ・ 市民による医大などへのサポート 等

■これから自分たちができること

- ・ 手助けが必要で気になる人を関係各所につなぎましょう！
- ・ 地域の支会活動に参加しましょう！

《施策の方向性》

- (4) 防災を通じた福祉のまちづくりの推進
- (8) 誰一人取り残さない福祉総合相談体制の整備
- (10) 医療・福祉サービス基盤の充実

■大新下地区『大新下支会』

将来どんな“まち”でありたい？

- だれにでも情報が伝わりやすく、地域住民の顔が見えることで気軽に自然体で参加できるまち
- 幅広い世代が地域に貢献できるまち

■地区の特徴や変わってきたこと

- ・ 地域の方々や子どもたちとも交流する機会が増えた
- ・ 地震や台風等で仲間意識が強くなった
- ・ お店が増え便利になった 等

■地区の課題

- ・ 地域の見守りや交流が少ない
- ・ 独居高齢者の防犯や防災の見守り活動
- ・ 町会によっては集まる場所がない
- ・ 災害時に協力できる体制の確保 等

■これから自分たちができること

- ・ 災害時に協力し合える良いご近所関係を築きましょう！
- ・ ひとり暮らし高齢者などへの声かけを心がけましょう！

《施策の方向性》

- (3) ボランティア・地域活動の推進
- (4) 防災を通じた福祉のまちづくりの推進
- (8) 誰一人取り残さない福祉総合相談体制の整備

■萱田地区『萱田支会』

将来どんな“まち”でありたい？

- 気軽に相談できる人や場所が充実したまち

■地区の特徴や変わってきたこと

- ・ 住民の交流の場、あおぞらカフェがある
- ・ 新川付近など緑が多く、自然に恵まれている
- ・ 独居老人が増えた 等

■地区の課題

- ・ 飲食店などが少ない
- ・ 集合住宅は地域との接点が少ない
- ・ 気軽に相談できる場が少ない
- ・ 坂が多い、道が狭い 等

■これから自分たちができること

- ・ 顔の見える交流機会を大切にしましょう！
- ・ 困りごとに耳を傾け、話を聞きましょう！

《施策の方向性》

- (2) 地域の居場所づくりの推進
- (8) 誰一人取り残さない福祉総合相談体制の整備

■ ゆりのき台地区『ゆりのき台支会』

将来どんな“まち”でありたい？

- いつまでの活気のあるフレンドリーなまち
- 地域で育った子どもが住み続けたいと思えるようなまち
- 住民たちが「ほっこり」をもてるようなまち

■ 地区の特徴や変わってきたこと

- ・ “ほっこりゆりのき” が立ち上がった
- ・ 公園が賑やかになった
- ・ スクールガードの人が増えてきた
- ・ お店がたくさんあって便利 等

■ 地区の課題

- ・ 子どもたちも気軽に寄れる“ほっこりゆりのき”の雰囲気づくり
- ・ 住民参加の防災訓練や火の用心の取組
- ・ 学校や地域を支える人の高齢化 等

■ これから自分たちができること

- ・ “ほっこりゆりのき”を上手に使いましょう！
- ・ 子どもたち、お年寄りのために何かできることを考えましょう！

《施策の方向性》

- (2) 地域の居場所づくりの推進
- (4) 防災を通じた福祉のまちづくりの推進
- (7) 助け合い活動の担い手の育成



【高津・緑が丘地域】

本地域は市の中西部に位置しています。

地域の殆どが市街地となっており、一部に残る農地等が貴重な緑地空間を提供しています。

地域の北部の東葉高速線八千代緑が丘駅周辺では、大規模店舗や高層マンションなどが立地し、駅北西部では、土地区画整理事業完了に伴い良好な住宅地が形成され、また、地域の中央部には高津団地を中心とした市街地のほか、古くからある集落や土地区画整理事業により整備された住宅地が広がっています。



《地域データ》

地域の範囲	高津・高津東・高津団地・緑が丘・緑が丘西・大和田新田の一部（高津中・東高津中の学区内）
面積	6.9km ²
人口（世帯） 高齢化率 ※令和6年3月末	53,156人（23,809世帯） 21.5%

■わがまち元気プロジェクト等（地域懇談会）から

施設のインフラ整備が進む中で、買い物や交通の利便性などがよく、街がきれいであることなどが地域の特徴としてあげられています。また、子育て家庭が増えている中でお祭りや防犯パトロールの協力体制が築かれていることがあげられています。



東高津中学校 防災寺子屋



福祉委員研修

■大新上地区『大新上支会』

将来どんな“まち”でありたい？

- 子どもから高齢者がふらっと立ち寄り、交流できる場がある“まち”
- 文化を伝え、人とつながる“まち”

■地区の特徴や変わってきたこと

- ・ 災害時の備蓄倉庫が充実した
- ・ 人口が増え、買い物も便利になった
- ・ 新しいまちのイメージ 等

■地区の課題

- ・ 地域福祉活動のネットワークづくり
- ・ 身近な地域の住民同士の見守り活動
- ・ 地域福祉を進める人材の育成
- ・ 地域によってはバスなどが不便 等

■これから自分たちができること

- ・ 地域のイベントやお祭り等の活発化を支援しましょう！
- ・ 地域住民や福祉団体との交流、情報交換に努めましょう！

《施策の方向性》

- (3) ボランティア・地域活動の推進
- (11) 多機関協働による包括的支援のネットワークの構築

■高津地区『高津支会』

将来どんな“まち”でありたい？

- 子どもから高齢者がふらっと立ち寄り、交流できる場がある“まち”
- 文化を伝え、人とつながるまち

■地区の特徴や変わってきたこと

- ・ 子育て家庭が増えた
- ・ 団地の隣人で助け合っている
- ・ お祭りのパトロールなどを協力する
- ・ 防災や環境への関心が深まってきた 等

■地区の課題

- ・ 住民の意識に差がある
- ・ 自治会活動が難しくなっている
- ・ バス便が減り困っている人が増えた
- ・ 道路がいつも混んでいる 等

■これから自分たちができること

- ・ 行事への参加など、自分にできることをやっていきましょう！
- ・ 住民同士が気軽に相談できる関係を築いていきましょう！

《施策の方向性》

- (3) ボランティア・地域活動の推進
- (8) 誰一人取り残さない福祉総合相談体制の整備

■高津5・6街区『高津5・6街区支会』

将来どんな“まち”でありたい？

- 住民同士がお互いを気につけ、声かけを自然にできるまち
- あらゆる外出に不便しないまち

■地区の特徴や変わってきたこと

- ・ 移動販売車が来てくれるようになった
- ・ 子どもたちの防犯パトロールや声かけをしている
- ・ コロナ禍で中止していたお祭りも復活した 等

■これから自分たちができること

- ・ 安否確認や声かけなど、地域の見守り活動を心がけましょう！
- ・ 福祉に関する住民の関心を高めていきましょう！

■地区の課題

- ・ 高齢化が進み子どもが少ない
- ・ 団地内のスーパーがなくなった
- ・ 独居高齢者や認知症など気になる方が増えた
- ・ 8050 問題で悩んでいる人が多い 等

《施策の方向性》

- (3) ボランティア・地域活動の推進
- (5) 生活の行動手段の工夫と体制整備
- (9) 必要な情報の伝達手段の推進

■高津団地地区『高津団地支会』

将来どんな“まち”でありたい？

- 世代に関係なく皆が助け合うことのできているまち
- 幅広い世代がだれでも集える場所があるまち
- 自然が今のままたくさん残っているまち

■地区の特徴や変わってきたこと

- ・ 近所付き合いが多いところもある
- ・ 公園や広場など落ち着いた環境がある
- ・ 緑が多く、散歩コースも多くある
- ・ お祭りなどたくさんの方が集まる 等

■これから自分たちができること

- ・ お祭りなどのイベントを活性化していきましょう！
- ・ 困っている人がいたら知っている情報を案内しましょう！

■地区の課題

- ・ 不登校、高齢者の孤独死など社会的に孤立している人が増えている
- ・ 高齢者が多く転んでいる人を見かける
- ・ 買い物ができるお店が減った 等

《施策の方向性》

- (3) ボランティア・地域活動の推進
- (9) 必要な情報の伝達手段の推進
- (11) 多機関協働による包括的支援のネットワークの構築

■ 緑が丘地区『緑が丘支会』

将来どんな“まち”でありたい？

○ 住民同士の支え合い活動が盛んなまち

■ 地区の特徴や変わってきたこと

- ・ 緑が丘支所ができ利便性が良くなった
- ・ 病院や保育園，介護施設も多くなった
- ・ マンションが建設されて人口が増えた
- ・ ローズフェスタなど祭りが復活した 等

■ 地区の課題

- ・ 防災訓練など災害時の仕組みや啓発
- ・ マンション住民のつながり
- ・ 住民同士が困りごとを話せる関係づくり
- ・ 子ども食堂や地域の居場所づくり 等

■ これから自分たちができること

- ・ 地域の居場所を充実させていきましょう！
- ・ 防犯・防災活動を通じた福祉のまちづくりを推進しましょう！

《施策の方向性》

- (2) 地域の居場所づくりの推進
- (4) 防災を通じた福祉のまちづくりの推進



【八千代台地域】

本地域は市の南西部に位置しています。

地域のすべてが市街地となっており、市民の森などの保全林が貴重な緑地空間を提供しています。また、地域を二分するように、都心と成田国際空港を結ぶ京成本線が走り、八千代台駅を中心として、東・西・南・北の4地区で形成されています。

《地域データ》

地域の範囲	八千代台東・八千代台西・八千代台南・八千代台北
面積	3.3km ²
人口（世帯） 高齢化率 ※令和6年3月末	34,945人（17,805世帯） 27.7%



■わがまち元気プロジェクト等（地域懇談会）から

都心にも外出しやすく便利であること、災害が少なく、静かで住みやすい環境があることや、地域のサロンなどもできて利用が増えていることなどが地域の特徴としてあげられています。



世代間交流事業



ふれあいサロン

■八千代台西北地区『八千代台西北支会』

将来どんな“まち”でありたい？

- 子ども達が「わがまち」に誇りをもって活躍できるまち
- 高齢者の力，子どもの力，親の力が横ひとつのつながりになり，互いに受け手，担い手になっているまち

■地区の特徴や変わってきたこと

- ・ 地域サロンや認知症カフェ等ができた
- ・ 災害に対する意識が高まっている
- ・ 近くで買い物ができ，移動スーパーもできた 等

■地区の課題

- ・ 空き家が増えている
- ・ 独居高齢者が増えている
- ・ 外国人が増えているが交流がない
- ・ 新住民との交流がない 等

■これから自分たちができること

- ・ 多文化を認め合う環境づくりを進めましょう！
- ・ 地域活動に参加し，積極的に協力していきましょう！

《施策の方向性》

- (1) 多様な生き方や多文化を認め合う市民理解の推進
- (7) 助け合い活動の担い手の養成

■八千代台北東地区『八千代台北東支会』

将来どんな“まち”でありたい？

- 周囲に関心を持ち，笑顔であいさつ，声かけが飛び交う“まち”
- 住民同士が知り合い，助け合いが日常的にできている“まち”
- 自然を大切にし，自然を活かした暮らしができている“まち”

■地区の特徴や変わってきたこと

- ・ 笑顔で挨拶ができている
- ・ 災害が少なく，住みやすい
- ・ 世代交代が進み，多世代の助け合い
- ・ 市民の森など緑が多い 等

■地区の課題

- ・ 地域活動に参加する人が決まっている
- ・ 引っ越してきた人とのつながりが薄い
- ・ 支会の認知度がまだ低い 等

■これから自分たちができること

- ・ 防犯・見守り活動に参加しましょう！
- ・ あいさつからはじめて，交流の少ない人とも，つながり合いましょう！

《施策の方向性》

- (3) ボランティア・地域活動の推進
- (7) 助け合い活動の担い手の養成

■八千代台東地区『八千代台東支会』

将来どんな“まち”でありたい？

- 住民同士が気軽に話せて助け合い支えができていいる“まち”
- 人と人がつながり、一つの大きな輪になっている“まち”
- 若い世代が活躍できている“まち”

■地区の特徴や変わってきたこと

- ・サロンの利用者が増え、元気体操も活発になった
- ・生活の利便性が高い
- ・スクールガードが増えた 等

■地区の課題

- ・新住民や外国人との交流がない
- ・高齢化で支会、防災会、サロンなどの地域の担い手が不足気味
- ・ゴミ出しや交通マナーがイマイチ 等

■これから自分たちができること

- ・住民同士の見守り、助け合い活動に参加しましょう！
- ・地域のできごとや情報に耳を傾けましょう！

《施策の方向性》

- (1) 多様な生き方や多文化を認め合う市民理解の推進
- (7) 助け合い活動の担い手の養成
- (9) 必要な情報の伝達手段の推進

■八千代台南地区『八千代台南地区支会』

将来どんな“まち”でありたい？

- いざという時の助け合い、支え合い、つながりのあるまち
- 住民の声に耳を傾けることのできるまち
- 地域団体がネットワークをつなげ、想いを伝え合えるまち

■地区の特徴や変わってきたこと

- ・元気体操や介護予防サロンなど体を動かす機会が増えた
- ・登下校時の子どもの見守り活動
- ・災害が少なく、生活がしやすい 等

■地区の課題

- ・ひとり暮らしの高齢者が多い
- ・地域のネットワークがわかりにくい
- ・助け合い活動の担い手の養成
- ・住宅が増え、緑が減少している 等

■これから自分たちができること

- ・見守り活動に参加し、ご近所の人と交流を深めましょう！
- ・地域の情報を共有し、積極的に見守り活動に参加しましょう！

《施策の方向性》

- (7) 助け合い活動の担い手の養成
- (11) 多機関協働による包括的支援のネットワークの構築

【勝田台地域】

本地域は市の南東部に位置しています。

地域の南部には勝田川が流れ、周辺には水田が広がっています。水田から続く斜面林が里山を形成し、水田の周辺部には古くからの集落があり、豊かな田園風景を醸し出しています。地域の北部には、京成本線の勝田台駅と東葉高速線の東葉勝田台駅があるなど交通の要衝となっています。

《地域データ》

地域の範囲	勝田・勝田台・勝田台南
面積	2.4km ²
人口（世帯）	16,309人（8,139世帯）
高齢化率	32.3%
※令和6年3月末	



■わがまち元気プロジェクト等（地域懇談会）から

駅周辺には商店街があり、買い物がしやすいことや駅のバリアフリー化などで便利になったことが地域の特徴としてあげられています。認知症カフェやサロンなど集いの場が増えたこともあげられています。



健康講座



支会福祉委員総会

■勝田台地区『勝田台支会』

将来どんな“まち”でありたい？

- 今のまちの様子を守り、だれもが安心できる、安全なまち
- 住民同士の見守りで、一人でも安心して生活できるまち

■地区の特徴や変わってきたこと

- ・ 認知症カフェやサロンなど集いの場が増えた
- ・ 駅のバリアフリー化で便利になった
- ・ 緑が多く、自然に恵まれている 等

■地区の課題

- ・ 地域活動や自治会活動が縮小している
- ・ 高齢者と若者との意識の格差がある
- ・ 空き家が増え続けている
- ・ 公園は多いが利用されていない 等

■これから自分たちができること

- ・ サロンや自治会活動に参加して、顔の見える関係を築きましょう！
- ・ 若者や新住民にも地域活動への参加を呼びかけましょう！

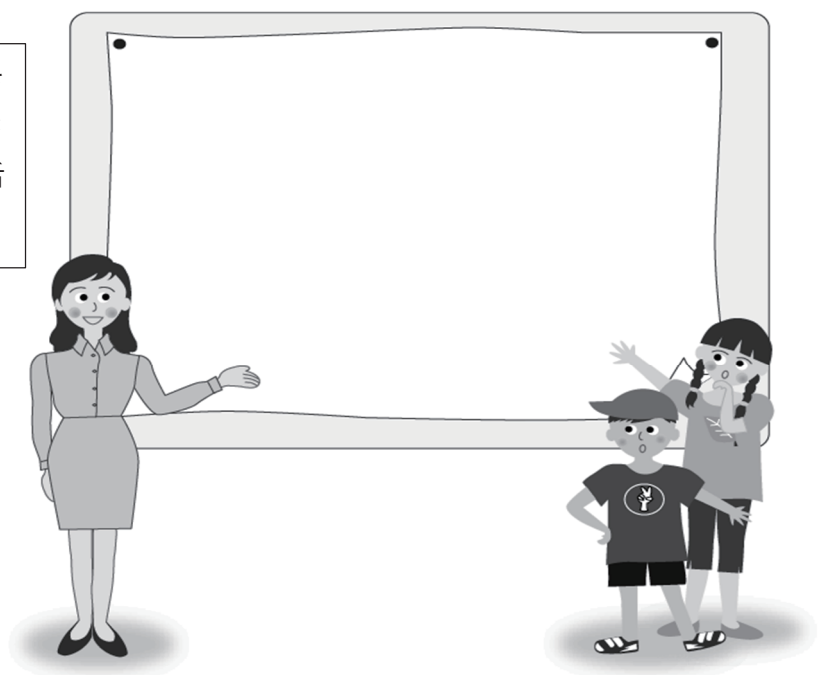
《施策の方向性》

- (3) ボランティア・地域活動の推進
- (7) 助け合い活動の担い手の養成

私（私たち）の活動計画を作しましょう！

ここでは、住民の皆さんが、それぞれの立場で“できる活動”を自由に書けるようにしました。この「第2次八千代市地域福祉計画・八千代市地域福祉活動計画」を参考に、地域の課題について、楽しく前向きに取り組めるような“私の（私たちの）活動計画”をつくっていただければと思います。

「私（私たち）は〇〇ができる！〇〇したい！」という皆さんの想いを書き込むことで、活動計画が完成します。



(裏白)

資 料 編

(裏白)

資料 1 策定経過

【令和5年度】

時 期	内 容
令和5年 8月23日	○令和5年度 第1回八千代市地域福祉計画及び地域福祉活動 計画策定・推進協議会 ・福祉総合相談課の概要及び今後の事業予定について 等
10月～11月	○地域福祉・地域福祉活動計画策定のためのアンケート調査 ・市民3,000人（回収1,212票 有効回収率40.4%） ・団体365団体（回収138票 有効回収率37.8%）
10月1日～11月3日	○地域福祉計画及び地域福祉活動計画地域懇談会 7圏域（10/1 八千代台，10/7 高津・緑が丘，10/9 大和田， 10/14 村上，10/28 阿蘇，10/29 睦，11/3 勝田台）
12月21日	○令和5年度 第2回八千代市地域福祉計画及び地域福祉活動 計画策定・推進協議会 ・市民アンケート・関係団体アンケートについて ・地域懇談会について ・地域福祉シンポジウムについて 等
令和6年 1月20日	○八千代市地域福祉シンポジウム テーマ「～人がつなぐ・居場所がつなぐ～ 八千代市におけ る地域福祉活動の実践」山下興一郎 講師（全国社会福祉協 議会 中央福祉学院 主任教授）
2月19日	○令和5年度 第3回八千代市地域福祉計画及び地域福祉活動 計画策定・推進協議会 ・地域福祉計画・活動計画の評価について ・今後の方向性について 等

【令和6年度】

時 期	内 容
5月16日	○令和6年度 第1回八千代市地域福祉計画及び地域福祉活動 計画策定・推進協議会 ・計画策定方針（骨子・構成・計画期間・圏域・部会の設置 等）について 等
6月1日～9月30日	○わがまち元気プロジェクト（地域懇談会） 市内21カ所の「社協支会の圏域」
6月～7月	○地域福祉・地域福祉活動計画策定のためのアンケート調査 ・児童生徒1,058人（回収1,007票 有効回収率95.2%）
8月2日	○令和6年度 第2回八千代市地域福祉計画及び地域福祉活動 計画策定・推進協議会 ・施策の方向性と重点項目について ・目次構成案について 等
9月～10月	○関係する各課調査及びヒアリング
10月23日	○令和6年度 第3回八千代市地域福祉計画及び地域福祉活動 計画策定・推進協議会 ・第2次八千代市地域福祉計画・地域福祉活動計画（素案） について
令和7年 ◆月◆日～◆月◆日	○パブリックコメント（意見の聴取）の実施 ・提出者 名
2月26日	○令和6年度 第4回八千代市地域福祉計画及び地域福祉活動 計画策定・推進協議会 ・計画の決定について

資料２ 設置要領と委員名簿

八千代市地域福祉計画及び地域福祉活動計画策定・推進協議会設置要領

（設置）

第１条 社会福祉法（昭和２６年法律第４５号）第１０７条第１項に基づき定める八千代市地域福祉計画及び地域福祉活動計画について、その策定、推進、評価及び進行管理に関し地域住民等の意見を反映させるため、八千代市地域福祉計画及び地域福祉活動計画策定・推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（所掌）

第２条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 八千代市地域福祉計画及び地域福祉活動計画の策定及び推進に関すること。
- (2) 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関すること。
- (3) 地域における社会福祉を目的とする事業の発展に関すること。
- (4) 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関すること。
- (5) その他協議会が必要と認める事項に関すること。

（組織等）

第３条 協議会は、１５人以内の委員をもって組織する。

２ 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 地域の医療や福祉に関する識見を有する者
- (2) 地域福祉を担当する者
- (3) 市民
- (4) その他市長が必要と認める者

３ 委員の任期は３年とする。

４ 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

５ 委員は、再任されることができる。

（会長及び副会長）

第４条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

２ 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

３ 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第５条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

２ 会議の議事は、出席する委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

３ 協議会は、必要に応じて会議に関係者の出席を求め、意見及び説明を聴くことができる。

４ 協議会は、必要に応じて関係者に資料を求めることができる。

５ 第１項、第２項及び第３項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、会長は、書面を委員に送付して、可否等を問い、その結果をもって会議の議決に代えることができる。

- (1) 天災その他避けることができない事故により協議会の委員が通常交通手段によってその会議に出席することが著しく困難となったとき。
- (2) 感染症その他の疾病の予防又はまん延の防止のため、協議会の委員がその会議に出席することが適当ではないとき。

- (3) 報告等軽微な案件のみである等会長が会議を招集しないと判断することにつき相当な理由があるとき。
- (4) 前3号に定める事情のほか協議会が会議に代えて書面による審査等を行うことについて相当な理由があるとき。

(部会)

第6条 第2条に規定する事項を効果的に協議するため、協議会の下に部会を置くことができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、健康福祉部健康福祉課福祉総合相談室及び八千代市社会福祉協議会において処理する。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、協議会の運営に関し、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要領は、令和元年7月2日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年2月26日から施行する。

八千代市地域福祉計画及び地域福祉活動計画策定・推進協議会
委員名簿

(敬称略)

	区 分	所 属	役 職	委員名
1	地域の医療や福祉に関する識見を有する者	一般社団法人 八千代市医師会		中村 明澄
2		一般社団法人 八千代市歯科医師会		中澤 正博
3		一般社団法人 八千代市薬剤師会		石神 裕子
4		社会福祉法人 全国社会福祉協議会中央福祉学院	委員長	山下 興一郎
5	地域福祉を担当する者	八千代市社会福祉協議会支会長連合会		吉垣 信義(～R6. 4. 26)
				星 久美子(R6. 4. 27～)
6		八千代市民生委員児童委員協議会連合会		保坂 恭子
7		八千代市自治会連合会		粟根 秀光
8		八千代市PTA連絡協議会		八巻 憲一
9		八千代商工会議所	副委員長	福田 光宏
10		八千代市障害者自立支援協議会		吉野 眞里子
11		八千代市長寿会連合会		渡部 正敏
12		八千代市ボランティアセンター運営委員会		犬塚 和子
13	市民公募により選ばれた者	市民公募により選ばれた者		五箇 幸代

(委嘱期間 令和4年12月1日～令和7年7月31日)

「第2次八千代市地域福祉計画・地域福祉活動計画」

八千代市重層的支援体制整備実施計画

八千代市成年後見制度利用促進基本計画

令和7年3月

発行・編集／八千代市 健康福祉部 福祉総合相談課

〒276-8501 千葉県八千代市大和田新田 312-5

電話：047（483）1151（代表）

社会福祉法人 八千代市社会福祉協議会

〒276-8501 千葉県八千代市大和田新田 312-5

電話：047（483）3021（代表）

各委員の皆さまには、ご多忙の中、計画素案のご確認ありがとうございました。各委員の意見について、論点を整理させていただきました。以下は、意見の抜粋です。要旨で不足する内容がございましたら補足の説明をお願いします。なお、第4章と第5章については、他の協議会等にて協議いたします。

（1）「第2章 地域福祉を取り巻く状況」（素案11ページから34ページまで）

協議事項	委員の意見（要旨）	事務局の方針
1 人口等の状況について	・11ページ「人口・世帯の推移」と17ページ「外国人人口の推移」のグラフは1年度ズレているのでは？ 11ページは年度。17ページは年のグラフになっている。（五箇委員）	「人口・世帯の推移」令和5年度末は令和6年3月末実績。「外国人人口の推移」令和5年は令和5年3月末実績。 →年度の表記に修正する（最新データ確認）
5 主な取組の成果と今後の課題について （1）第1次計画の取組成果「P31」	「基本目標1」の評価について ・学校ごとの福祉教育について、参加できてない学校に積極的な声かけをして頂きたい。（星委員） ・社協による居場所づくりはとても良い。必要な人や居場所を求めている人に利用されていないのがもったいない。ここが今後の課題と思う。（石神委員） 「基本目標2」の評価について ・路線バスが減便する中で、コミュニティバスの必要性が多いのでは？路線バスが通っていない地域に小さいバスを運行させてほしい。（犬塚委員） ・交通手段の利便性の地域格差が大きい。ここが改善されると適正な医療を受けられたり、市民の選択肢も広がると思う。（石神委員） ・2つ目の○。「今後は住民参加による移動支援の方策など…」の具体的なイメージがつきにくい。何か事例があればと思う。（福田委員）	各担当課のヒアリングの中で委員の意見を伝え、具体的な取組の中で確認する予定。 （施策1）（施策2）（施策5）

協議事項	委員の意見（要旨）	事務局の方針
（２）今後の課題について「P34」	・課題２「地域活動を担っている人の負担が大きい」は、まったくそのとおりと 感じる。ボランティアへの関心を高める方法が必要と思う。（犬塚委員） ・21 支会は顔の見える関係づくりに努めているが、問題視されるのは福祉委員の 担い手不足なので対策をお願いします。（星委員） ・孤立が減ったり、多国籍の方、独居老人等の活動の場やよりどころが増えると よいと思う。（石神委員） ・地域福祉を市民ボランティアに依頼するのは理想だが、少子高齢化の中で現実 感が薄れている。地域包括支援センターも中身は民間企業。まずは、行政主導 で教育から将来的には民間への委託事業になっていくのかと思う。（中澤委員）	各担当課のヒアリングの中で委員の意見を伝え、具体的な取組の中で確認する予定。 （施策３）（施策７）（施策 10）

（２）「第３章 八千代市地域福祉計画・八千代市地域福祉活動計画」（素案 35 ページから 56 ページまで）

協議事項	委員の意見（要旨）	事務局の方針
基本理念について「P35」	・「認め合い 共に生きる わがまち八千代市」のスローガンはそのとおりだが、 そのためにどうしていくのか？高齢者の状況を心配しており、「足の問題」「一 人暮らし高齢者の増大」「認知症の増大、コミュニケーション」に影響してく る。（渡部委員）	各担当課のヒアリングの中で委員の意見を伝え、具体的な取組の中で確認する予定。
（施策１）多様な生き方や多文化を認め合う市民理解の促進「P40」	・八千代市社協が行っている小中高等学校の福祉教育は他市より抜きんでいて と思う。ぜひ、多くの人々が体験する機会を作るべきと考える。（犬塚委員）	社協や地域団体等と連携して推進していく。
（施策２）地域の居場所づくりの推進「P42」	・高津支会では、仲間たちと「ほほえみ南高（元気体操）」や「高齢者介護予防サ ロン」を運営している。これらの効果を実感している。（犬塚委員） ・高津地区でも、「ほっこり」や子ども食堂なども実施出来たらよいと思う。（犬 塚委員）	社協や地域団体等と連携して推進していく。
（施策４）防災を通じた福祉のまちづくりの推進「P46」	・市民一人ひとりの１つ目の〇。「〇自治会に参加するなど、地域の顔見知りや地 域のつながりをつくっておきましょう。」〃を追加したらどうか。（福田委員） ・支会活動として敬老会を行いたいが、個人情報の観点から実現できない。避難 行動にも直結するので方法を教えていただきたい。（犬塚委員）	記述を追記する。 具体的に取り組む中で他部署と調整する。

協議事項	委員の意見（要旨）	事務局の方針
（施策５）生活の行動手段の工夫と体制整備 「P48」	・「移動の困難」の項目に対する計画文言が少ない。（吉野委員） ・長寿会では２年前より気になるクラブに訪問し懇談している。そこで懇願されるのは、バスが来ない、タクシーもなく、病院に行くにも大変。この声がなぜ届かないのか現場を知ることが大事である。（渡部委員）	市も課題として認識しており地域公共交通会議において計画を策定している。福祉としては、生活の行動手段の工夫として取組を検討する。
（施策９）必要な情報の伝達手段の推進「P54」	・市の活動やボランティア活動はどのようなものがあるのか。イベント等に参加したついでに情報も得られたらよいと思う。（石神委員） ・薬局として接する方で心配な人もいるが、おせっかいとは思わず、市や社協など相談できる環境があることをお伝え出来たらよい。（石神委員）	社協や地域団体等と連携して推進していく。

（３）「第７章 地区別計画について」（素案 93 ページから）

協議事項	委員の意見（要旨）	事務局の方針
	・阿蘇地域では、高齢化が進み足の問題で外出もままならず深刻な問題。長寿会としても各地区へ訪問し、対面で会話を増やすことが大切と考えている。（渡部委員） ・地区の課題や施策の方向性を修正。（吉野委員）	あくまでもわがまち元気プロジェクトの中での意見を尊重して作成した。そのため偏りも生じる。再度、地区担当者で内容を確認する。

（４）その他

主な協議事項	委員の意見（要旨）	事務局の方針
第６章 計画の推進と進行管理「４ 成果指標と取組指標」について 「P91」	・基本目標１ 取組指標に企業団体内での研修回数を追加。 ・基本目標２ 避難者の受け入れ可能事業所数を追加。 ・基本目標３ 基本情報が入手しにくい人（視覚・聴覚・外国語）〇%を追加したらどうか。（吉野委員）	成果指標等は、事務局で調整中。パプコメ前に次回、確認いただく。
言葉の言い回しについて	・「支援」という言葉そのものが市民主体でなく、支援する側の視点の気がする。（吉野委員） ・せっきくの具体的な困難さへの回答について、県対策を盛り込んだ方がよいのでは？（吉野委員）	協議会において主旨を確認する。

主な協議事項	委員の意見（要旨）	事務局の方針
誤字の修正等について	・ 行動手段→移動手段。犯罪をした→犯罪を犯した。福祉分野以外→文化・教養・環境・まちづくり等の。繋がりを深められる→繋がりを保てる。自立生活を支援→地域生活を支援。市の取組に「警察」を追加。など（吉野委員） ・ 18 ページ「(2) 民生委員・児童員協議会連合会」3行目の「より」がおかしい。（五箇委員） ・ 90 ページ「(2) 評価方法」2つ目の○。「踏また」がおかしい。（五箇委員）	言い回し及び誤字等は，事務局にて再確認のうえ調整させてください。 ・ より→おり ・ 踏また→踏まえた
その他	・ 資料として，自分がどの圏域・どの支会に属するのかわからない市民に向けて，住所の一覧表や地図などで明記した方がよいと思う。（福田委員） ・ 市内にいろいろな活動があることを知って大変勉強になった。市民のためにたくさんの方が活動しており，広く周知され住みやすい町になるとよいと思う。（石神委員） ・ 特に意見はございません。（保坂委員）	P7 の表や，地区別計画にも一部記述したが，確認する。

以下，事務局においても確認のうえ修正作業をしています。

- ・ 八千代市社会福祉協議会を略す場合は，基本的に「社協」。支会は「社協支会」とする。
- ・ 【言い回しの統一】すすめる→「進める」，もとに→「下に」，おこなう→「行う」，支えあい→「支え合い」，たすけあい→「助け合い」「助け合う」「助け合い活動」などの統一。
- ・ 「地域生活課題」は，保健医療，住まい，就労及び教育に関する課題，福祉サービスを必要とする地域住民の日常生活全般の幅広い概念の課題。社会福祉法第4条2 「福祉課題」は，高齢，障害，児童，生活困窮といった福祉上の課題。
- ・ 第3章 ■具体的な取組■の「市民一人ひとり」は個人，「地域団体 事業所等」は地域の自治会やボランティア組織を含む概念。
- ・ 「地域」は基本圏域など広い概念。「地区」は21支会や自治会といった身近なコミュニティ。 など

八千代市地域福祉計画及び地域福祉活動計画策定業務 スケジュール表 資料3

業務内容	令和6年						令和7年											
	10月			11月			12月			1月			2月			3月		
地域福祉計画及び地域福祉活動計画策定・推進協議会																		
				○											○			
	ヒアリング後にパブコメ前の素案を送付 意見聴取										2/26開催 計画最終案・計画の推進について							
パブリックコメントの検討・実施																		
パブリックコメントの実施																		
意見整理																		
庁内調整会議・庁内意見聴取																		
意見聴取																		
意見とりまとめ																		
八千代市地域福祉計画及び地域福祉活動計画の素案・計画案の作成																		
具体的な取り組みの検討																		
計画案とりまとめ																		
概要版の作成																		
計画書の作成																		